

2014年度博士論文

インドネシアの高等教育の発展における私学の役割

－私立高等教育の発展の仕組みと特徴－

桜美林大学大学院

和氣 太司

目次

序章 本研究の課題と方法	1
1 本研究の課題	1
2 先行研究	3
3 研究資料	6
4 本論の構成	8
第 I 部 インドネシアにおける高等教育の発展と私学が果たした役割	9
第 1 章 インドネシアの社会経済の発展	9
第 1 節 政治体制の変遷	9
1 「多様性の中の統一」	9
2 オランダによる植民地統治から日本軍の占領へ	10
3 スカルノ初代大統領の統治	10
4 スハルト長期政権と経済開発	11
5 「改革」の時代	11
第 2 節 経済発展の状況	12
1 新興経済大国へ	12
2 中間層の拡大と消費の高まり	13
3 長く続く「人口ボーナス」	13
4 ジャワ島への一極集中と富裕州の出現	14
5 小括	15
第 2 章 インドネシアの教育の歴史的発展	16
第 1 節 植民地時代から日本軍占領へ	16
1 植民地行政の転換と学校教育の導入	16
2 「倫理政策」と教育の振興	16
3 初等中等教育の拡大	17
4 高等教育機関の創設	18
5 海外留学生の増加	19
6 独立運動と学生	20
7 日本軍の占領	21
8 小括	21
第 2 節 独立戦争期	21
1 ガジャマダ大学とインドネシア大学の創設	21
2 ガジャマダ大学の沿革	22
3 インドネシア大学の沿革	23

4	私立大学の誕生	23
5	小括	24
第3節 スカルノ初代大統領の統治		24
1	「高等教育機関法」の制定	25
2	国立大学の増設	25
3	私立大学の国への移管	26
4	私立高等教育機関制度の確立	27
5	小括	28
第4節 スハルト長期政権下の教育の普及と拡大		29
1	教育の普及と拡大	29
2	高等教育行政の整備	32
3	初の包括的な教育の基本法の制定	33
4	高等教育のグローバル化への対応	33
5	小括	34
第5節 「改革」の時代		34
1	新たな「国民教育制度法」の成立	34
2	国立教育大学の再編	35
3	大学教員の学位取得の促進	35
4	高等教育質保証制度の確立	36
5	国立大学の法人化の進展	37
6	「教育法人法」の制定	38
7	「教育法人法」違憲判決	39
8	「財団法」の制定	40
9	新たな奨学金制度の創設	40
10	「高等教育法」の制定	41
11	小括	41
第3章 高等教育の現状と特徴		42
第1節 学校教育制度の現状と特徴		42
1	学校教育制度の概要	42
2	学校教育の普及・拡大と私学の役割	44
3	教育費の現状と特徴	45
第2節 高等教育の現状と特徴		46
1	高等教育機関の概要	46
2	高等教育機関の整備状況	48
3	教育内容の現状と特徴	52
4	教員体制の現状と特徴	53

第3節	高等教育の経営構造	54
1	高等教育機関の組織編制とガバナンス	54
2	設置者と大学の関係	54
第4節	「高等教育法」における高等教育の経営構造の現状と特徴	55
1	高等教育の設置主体	55
2	高等教育機関の自治	55
3	高等教育機関のガバナンス	56
第5節	まとめ	56
第II部 私学高等教育の発展の動向に関する考察		57
第4章	私立高等教育機関の設置及び転換の仕組み	57
第1節	私立高等教育機関の設置認可制度の歴史的変遷	58
1	私学高等教育の法的な確立	58
2	旧「国民教育制度法」の成立と関係政令の制定	58
3	質保証制度の整備	59
第2節	「高等教育機関法」における私立高等教育機関の設置認可	60
1	高等教育機関の種類	60
2	国立機関をモデルにした「ステータス」の付与	60
3	パンチャシラ大学の事例	61
第3節	私立高等教育機関の設置認可の仕組み	62
1	私立高等教育機関の設置の仕組み	62
2	設置の手続き	64
3	小括	64
第4節	まとめ	65
第5章	私立職業高等教育機関の学生数の変化と設置・転換に関する考察	66
第1節	考察の対象	66
1	考察のための資料	66
2	ジャカルタ特別州の概況	66
第2節	私立アカデミーの学生数の変化と設置・転換の動向	67
1	私立アカデミーの学校数と学生数の動向	67
2	私立アカデミーの設置・転換及び閉鎖の動向	69
3	私立アカデミーの設置者の現状	72
4	小括	74
第3節	私立ポリテクニクの学生数の変化と設置・転換の動向	74
1	私立ポリテクニクの学校数と学生数の動向	74

2	私立ポリテクニクの設置・転換及び閉鎖の動向	76
3	小括	77
第6章	私立単科大学、専門大学及び総合大学の学生数の変化と設置・転換に関する考察	78
第1節	私立単科大学の学生数の変化と設置・転換の動向	78
1	私立単科大学の学校数と学生数の動向	78
2	私立単科大学の設置・転換及び閉鎖の動向	80
3	小括	84
第2節	私立専門大学及び総合大学の学生数の変化と設置・転換の動向	84
1	私立専門大学及び総合大学の学校数及び学生数の動向	85
2	私立専門大学及び総合大学の設置・転換及び閉鎖の動向	85
3	私立専門大学と総合大学の学生数の推移	87
4	私立総合大学及び専門大学の設置者の動向	89
5	小括	91
第7章	私学高等教育の質的側面に関する考察	93
第1節	私学高等教育の質はどのように確保されてきたか	93
1	「高等教育機関法」によるステータス付与	93
2	新たな質保証システムの導入－BAN-PTの創設	93
3	新たな「国民教育制度法」の制定	94
4	BAN-PTによるアクレディテーションの特徴	94
第2節	BAN-PTによるアクレディテーションの概要	95
1	審査の対象	95
2	審査の基準	95
3	実施の手順	95
第3節	アクレディテーション結果の現状	95
1	プログラム評価点の比較	96
2	評価点の高い私立大学の特徴	97
3	ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の状況	98
4	パンチャシラ大学の事例	100
5	小括	102
第8章	私学高等教育の経済的側面に関する考察	103
第1節	高等教育に必要な費用は誰が負担しているのか	103
第2節	学生や保護者はどの程度の費用を負担しているのか	103
1	全国の年間授業料の状況	104
2	ジャカルタ特別州の授業料等の状況	105

3 中間層の拡大	108
第3節 私立高等教育機関における経営の実際—パンチャシラ大学の事例	108
1 パンチャシラ大学の設立	108
2 設立直後の財務の状況	109
3 運営経費の確保が課題	109
4 新キャンパスの開発	109
5 財務・管理の改善	110
6 小括	111
終章 総括と今後の研究課題	112
第1節 私学高等教育の発展の特徴と今後の課題	112
1 私立高等教育機関の類型化	112
2 私学高等教育の発展の特徴と課題	114
3 私学高等教育の発展のための課題	115
第2節 今後の研究課題	116
引用（参考）文献	117
〔日本語〕	117
〔英語〕	118
〔インドネシア語〕	119

1 本研究の課題

本研究は、インドネシアにおける高等教育の発展に私学が果たした役割を明らかにするとともに、私学高等教育の発展の動向について、①設置行政の歴史的な変遷、②私立高等教育機関の設置者単位の経営行動の把握、③私学高等教育の質的側面、④私学高等教育の経済的側面という4つの観点から多角的に考察し、私学高等教育の発展の特徴と課題について明らかにすることを目的としている。

筆者がこの問題を考える直接のきっかけは、2010年9月、インドネシア教育文化省の政策アドバイザー（JICA 専門家）として赴任し、インドネシアの私学高等教育の量的な拡大とその多様な発展の姿を目の当たりにしたことにある。高等教育の普及・発展という面で近隣のタイやマレーシアと比べても先んじているとは言いがたいインドネシアで、なぜ3,000を超える私立高等教育機関が存在しているのか。どのような背景の下に発展を遂げ、その現状はどうなっているのか。そして、将来の高等教育の発展のために、どのような役割を期待され、そのための課題は何か。これらの問いは、本研究を進めるに際して筆者が意識したことである。

インドネシアは赤道をまたがる約17,500の島々からなる島嶼国であり、東西5100kmに及ぶ幅はアメリカ合衆国本土よりも長い。国土面積は、約191万平方キロメートルで日本の約5倍である。その人口は2億4,686万人（2012年）であり、中国、インド、アメリカ合衆国に次ぐ世界第4位であり、東南アジア諸国連合（ASEAN）10か国の総人口の約4割を占める。また、イスラーム教徒が国民の88%を占める世界最大のムスリム人口を有する国である。

このように、広大な国土に多くの人々が住む島々に1,128の民族集団と745の言語が確認されている。17世紀に始まるオランダの植民地時代から、マレー語を基礎とした共通言語としてインドネシア語が導入され、独立後も「多様性のなかの統一」というスローガンの下、インドネシア語による国家統合への努力が現在も続けられている。

1950年にオランダから独立したインドネシア共和国の本格的な経済開発は、1968年に第2代大統領に就任したスハルトの時代に始まった。スハルトは、国家経済開発に力を入れ、日本やアメリカなどの政府開発援助や民間直接投資も相まって、1970年代から90年代の半ばにかけて飛躍的な経済成長を成し遂げた。そうした経済発展の一方で、スハルト体制は、「開発」の名の下に、自由を制限した権威主義体制であった。

1997年7月のタイの通貨急落に始まるアジア経済危機はインドネシア経済に大きな打撃を与え、これを契機に翌98年、スハルト体制は崩壊した。スハルトの辞任後、4次にわたる憲法改正など民主化や地方分権化を目指す政治体制の変革の時代を迎えた。この間、一時的な経済活動の低下はあったが、2004年には建国史上初めての直接大統領選挙でスシロ・バンバン・ヨドヨノが大統領に選ばれ、政治体制が安定へと向かうに伴い、経済も回復し、近年、順調に経済成長を続けている。

着実な経済成長による生活水準の向上とともに、国民の教育に対する意欲は高まり、教育の普及・拡大が進んだ。スハルト体制下では、1969年から5カ年ごとに「開発5カ年計画（Repelita）」が策定され、教育を含む分野別の具体的な発展計画や到達目標が示された。スハルティ（Suharti 2013:15）によると、1973年に「一つの村に一つの小学校」政策が打ち出された。その後、1984年に6年間の義務教育が導入され、94年には義務教育が9年間に延長された。こうした初等中等教育の普及、さらには、経済発展に伴う高度な知識や技能を持つ人材への需要の高まりを背景として、高等教育への進学者も順調に増加した。現在、高等教育粗就学率は27.1%（2011/12年）に達する。

こうした高等教育の拡大に大きな役割を担ってきたのが私立の高等教育機関である。インドネシアの私学高等教育は1960年代当初に法的な制度化がなされ、1980年代の初めには私立高等教育機関の在学者数が国立機関を上回った。2011/12年の高等教育機関数は3,170に上り、その97.1%は私立である。一方、学生数を見ると私学の比率は全体の67.7%にとどまる。比較的小規模な学校種であるアカデミーや単科大学のほとんどが私学であり、また、その他の学校種でも国立に比べて小規模の機関が多い。このように、今日、拡大を遂げたインドネシアの私学高等教育の発展の特徴について明らかにすることが本研究の目的である。

なお、インドネシアには教育文化省管轄の学校体系のほかに、宗教省管轄の学校体系が存在する。その傘下には645校のイスラーム高等教育機関が存在する（2011/12年）が、本研究においては、教育文化省管轄の高等教育機関を考察の対象とした。

私学高等教育は世界の多くの国で急速に拡大している。その背景には、経済発展が進む中で、高等教育に対する需要が高まっているのに対し、政府が国立大学の創設などで応えることが財政上の理由から困難になり、私立高等教育機関に依存するという事情がある。また、同時に、高等教育は個人の利益につながる「私的財」であるという考え方が浸透してきていることも大きい。我が国では2004年に国立大学の法人化という形で行われた「プライバタイゼーション」もこれに関連した現象であり、国立と私立の機関の違いが小さくなっている。

今後とも、世界的に私学高等教育の比重が高まることが予想される中で、私学高等教育が従来の高等教育とどう異なっているのか、また、その拡大は社会にどのような影響を与えるのか、さらに、どのような課題があるのか、という問いに答えることの重要性が高まっている。その答えを探る出発点は、各国の私学高等教育の特徴を明らかにし、その共通点と独自の点を明らかにする作業であると考えられる。

本研究は次の4点に着目して考察を行った。第一に、オランダ植民地政府から今日に至るまでの私立高等教育機関の設置に関する施策について考察した。私学高等教育の拡大の重要な鍵を握るのが、設置認可を行う政府である。本研究では、設置認可に関する政府の政策の歴史的な変遷を辿った。

第二に、私立高等教育機関の設置者単位でその設置する学校の動向やその経営態度に着目した。資料の制約があり、インドネシアの私立高等教育機関のガバナンスの実態について把握することには困難を伴うが、学校経営を担うのは設置者である。財団などの設置者が、その設置する機関の設置、拡大、転換、閉鎖を決定する。次節で示す様に、従来の研究では、学校数や

学生数の比較にとどまり、設置者の経営行動への視点が欠けており、例えば、小規模なアカデミーや単科大学が総合大学へと発展する事例を把握するには不十分であった。本研究では、設置者に着目した学校の拡大、転換、閉鎖などの動向に注目した。また、私立高等教育機関のガバナンスについては極めて資料が乏しいが、設置者の経営行動についても可能な限り明らかにするよう努めた。

第三に、私学高等教育の質的側面の検討である。私学高等教育の発展の現状について検討するためには、その質的側面についても視野に入れる必要がある。高等教育の質の定義は困難であるが、本研究では、私学高等教育の質保証に関する歴史的な経緯を辿るとともに、アクレディテーションの結果を基に質的側面の考察を行った。

第四は、私学高等教育の経済的側面についての考察である。高等教育の拡大は、設置者や設置認可に当たる政府という教育の供給側だけの事情で進むわけではない。私立高等教育のコストは誰が負担しているのか、需要側の学生の授業料の負担はどうか、私学高等教育機関の経営基盤はどうなっているのかといった問いに答えることが重要である。インドネシア政府や私立高等教育機関の公開情報は極めて限られているが、可能な限りこの問題を検討した。

このように、本研究では、上記の4つの視点から多角的に検討することが特徴となっている。

2 先行研究

インドネシアの私学高等教育に関する先行研究として、先ず、世界やアジアの私学高等教育を比較して論じているものを検討し、次いで、インドネシアの高等教育研究を考察の対象とする研究の中で、私学高等教育についても取り上げているものを検討する。

(1) 各国私学高等教育の国際比較研究

アルトバックは世界の各国で拡大する私学高等教育の比較検討を行い、また、馬越は、アジアの私立高等教育に着目して、私学セクターの類型別移行を提案する。カミングスは、高等教育にとどまらず、アジアの各国の私学教育全般について、私学教育の拡大の理由を考察している。さらに、レヴィは、「同型化」という概念を用いて、私立高等教育がもたらす多様化の限界について論じる。

①アルトバックの研究

アルトバック (Altbach, P.G.) は私学高等教育の急激な拡大に注目し、世界各国の私学高等教育の比較を行っている(アルトバック 2004:7-24)。私学高等教育の空前の拡大の背景には、政府が拡大する高等教育への需要に見合う財政支援をできなくなっていること、さらに、高等教育が「私的善」であり、個人を益するためのものだという、高等教育観の変化が起きているとし、「この、市場経済とプライバタイゼーションの論法により、私学高等教育は復活し、またこれまで存在しなかった国では新たに台頭し始めている」と述べる。

同氏は、私学高等教育が今後も成長し続けるとし、私学高等教育の役割とその直面する特有の問題について検討することが求められるとする。このため、世界各国の私学高等教育の特徴を比較し、私学高等教育の問題点として、私立高等教育機関の財源はいかに賄われるべきか、

営利型の私立高等教育機関の出現をどう考えるべきか、私立高等教育機関の適切な自律性とはどの程度なのか、私学高等教育の多国籍化をどう考えるかなどの問題を提起している。

上記のアルトバックの考察は、私立高等教育機関数や学生数、政治体制、政府の私学への財政支出などを踏まえ、各国の私学高等教育を比較した上でなされている。アジアの私学高等教育が最も強力と述べ、アジア各国の私学高等教育の発展の状況に言及しているが、インドネシアについての具体的な記述は、インドネシアのイスラーム組織が高等教育機関の設置に取り組んでいると述べるにとどまっている。

以上のように、アルトバックの考察では、インドネシアの私学高等教育は必ずしも考察の対象にはなっていないと推測されるが、同氏は、私立高等教育機関の財政の問題、宗教団体や営利団体などの私立高等教育機関の設置組織の在り方、私立高等教育機関の自律性の程度など、私学高等教育について検討するに当たって重要な視点を提示している。本研究においてインドネシアの私学高等教育について考察する際にも参考にした。

②馬越の研究

馬越（馬越 2007:188-97）は、高等教育拡大における私立セクターの役割を念頭に、アジア各国における私学セクターの類型別移行モデルを提案している。アジアの私立セクターの在り方を中心に高等教育システムを「私立周辺型」、「私立補完型」、「私立優位型」に3分類し、高等教育拡大と各類型間の関係を移行モデルとして考察している。

第一類型の「私立周辺型」には、公立セクターが中核を占める中国、ベトナム、マレーシアが含まれる。これらの諸国では最近になって、私立高等教育機関の認可がなされ、公立セクターの周辺部分を形成しているにすぎないとされる。第二類型の「私立補完型」は、「歴史的には公立セクターが大学の中核を形成していたが、その周辺部に位置していた私立セクターが高等教育拡大のアクターとして急速に拡大し、公立セクターを補完し量的にはそれに匹敵ないし凌駕するまでに成長してきた」として、タイとインドネシアをその例に上げる。第三類型は、「私立優位型」であり、この類型に属する国は、「歴史的には国立大学が高等教育システムの中核を形成してきたが、拡大をリードしてきたのは常に私学セクターであった国」とし、日本、韓国、フィリピンがこの類型に属すとしている。

馬越の移行モデルの定義は必ずしも明確ではないが、この類型化は、アジア全体を俯瞰する視点として意義あるものと考えられる。しかしながら、馬越は類型化に当たって、インドネシアにおける私学高等教育の発展の状況について、高等教育機関数と学生数の変化を基に検討しているにとどまり、私学高等教育の発展の過程や現状について十分に明らかにするためには、以下の課題がある。

第一に、高等教育の発展の指標として学校数、学生数の検討にとどまっている。馬越は小規模なカレッジが様々な専門領域を持つ総合大学へと改編されると述べるが、その過程を明らかにするためには、学校数の推移にとどまらず、設置者に着目した学校の拡大、転換、閉鎖などの動向を把握した上で、設置者の経営行動についても可能な限り明らかにする必要がある。

第二は、政府の設置認可に係る考察が、十分ではない。馬越はカミングスの研究を取り上げて、オランダ植民地時代にエリート教育は公立、大衆教育は私立という分離政策をとり、土着

の私立セクター（大衆教育）に寛容的だったことが、独立後の私立セクター拡大の素地となったとする。こうした事情は、確かに私学高等教育の拡大の背景にあったと思われるが、具体的な私立高等教育機関の設置認可は、高等教育に関する初めての基本法である、「高等教育機関法（1961年法律第22号）」などの関係法令に基づいて実施されてきた。したがって、私学高等教育の発展について検討するに当たっては、設置認可を中心とする高等教育行政の歴史的な動向を丁寧に検討することが必要である。

第三に、私学高等教育の質的側面である。馬越の類型化の「私立優位型」の例として韓国が上げられており、馬越の類型には質的な側面も指標となっているものと考えられる。しかしながら、インドネシアの私学高等教育の質的側面については言及されていない。

第四に、私立高等教育機関への進学者について、その経済的な検討がなされていないことである。私学高等教育の発展の原動力として、経済発展と社会の多様な需要の出現を上げているが、学生の進学背景となる経済的な負担の問題について検討する必要がある。

③カミングスの研究

カミングス（Cummings, William K.）は東アジアで目覚ましい発展を遂げる私学教育に着目し、その促進要因について検討している（Cummings1997:135-52）。カミングスによると、英国やオランダが植民地における教育政策として採用したのは、小規模なエリート教育を英語や蘭語で実施する公立学校と大規模で多様な層に現地語で教育を提供する私立学校という、階層構造を踏まえた施策であった。これは、他の欧州諸国が総合的な公立教育で植民地の教育にアプローチしたのとは対比的であった。英国やオランダは大衆教育を私学教育に担わせた。

インドネシアの場合は、1945年に独立宣言をし、オランダとの独立戦争となったが、様々な現地の教育機関から若者や教員が独立戦争で大いに貢献した。こうした貢献に報いるため、独立後に政府は、それらのグループが教育事業を実施できるよう、寛大な法的配慮を行った。他のアジア諸国に比べて、私立学校の設置に関する規制は緩やかだった。多くのイスラーム学校が宗教省の傘下に置かれ、また、私立のキリスト教系の学校、タマン・シスワのような独立した学校、ムハマディヤのような幾つかのイスラーム学校は教育省の私立学校当局の傘下に置かれた。

カミングスは、以上のような検討の結果、私立学校全体にわたり、アジアの私学教育がなぜ発展したのかについて、その要因について明らかにしている。分析対象が学校教育全体にわたり、高等教育についての詳細な分析は含まれないが、インドネシアの独立前後の経緯が私立高等教育の発展に果たした影響など示唆に富むものである。

④レヴィの研究

レヴィ（Levy, Daniel C.）は、アルゼンチン、中国、ハンガリーというプライバタイゼーションが進む3か国を事例に「同型化」という概念を用いて、私立高等教育機関がもたらす多様化の限界について論じている（レヴィ 2004:25-63）。私立高等教育機関の設置に当たっては政府や公立の高等教育機関から「同型化」の力が働くとして説明する。興味深い指摘であり、インドネシアにおいても国立大学や政府の私学に対する「同型化」の力は相当程度働いていると思料する。本研究においてもこの観点から私立高等教育機関と国立機関との比較に留意した。

(2) インドネシアを対象とする高等教育研究

ブホリら、西野は、私学高等教育を検討対象の一部として、インドネシアの高等教育全般の考察に以下の通り取り組んでいる。

①ブホリらの研究

ブホリ (Buchori, Mochtar) らの研究では、先ず、歴史的な視点から、オランダ植民地以前、植民地時代 (1831 年~1942 年) と日本占領 (1942 年~1945 年)、再建期 (1945 年~1950 年)、国家の独立と拡大期 (1950 年~1965 年) について、記述をおこない、次いで、問題点として、教育学習システム、入学とアクセス、教育の質、教育のレバランス、アクレディテーション・システム、私的セクターの役割、イスラームと高等教育、高等教育と政治について論じている (Buchori & Malik 2004:249-77)。

ブホリらは、私学の経営面についても考察を行っている点で注目に値する。高等教育の量的拡大が私学高等教育によって担われており、その質の向上が重要な課題となっているが、現状では、私学の経営に当たる財団は学生からの授業料に依存し、他の財源確保に一般に熱心ではない。したがって、財政基盤が脆弱であること、また、その組織が硬直的であることなどの問題点を指摘している。経営者である財団についても検討の対象となっている点で本研究の参考となった。ただし、設置者単位での大学の動向や経営行動については考察の対象としていない。

②西野の研究

西野の研究はインドネシアの高等教育機関の基本構造、高等教育の量的発展と問題点、1990 年代の改革課題とその成果について記述している (西野 2004:101-23)。私立と国立の高等教育機関数やその学生数の比較から、「インドネシアにおける私立高等教育機関の役割はきわめて大きい」とし、その拡大の背景には量的拡大を優先する設置認可行政の存在があると述べている。

また、西野は、私立高等教育機関の質の保証は、国立大学を到達目標とするステータス・システムによって私立高等教育の質の保証がなされてきたと記述している。さらに、インドネシアにおける私立大学への助成は、私立大学教員の一部に公務員の地位を持つ者がおり、その給与の支払いを国が行うという形で実施されていることを明らかにしている。

さらに、西野は 2000 年の 4 つの国立大学の国有法人 BHMN (Badan Hukum Milik Negara) から始まる国立大学の法人化の経緯について紹介している。

以上のように、西野は、インドネシアの私学高等教育の設置行政、私学高等教育への助成、さらには、国立大学の法人化という形で進む、プライバタイゼーションについて紹介している。本研究において、設置行政について検討する上で活用した。

3 研究資料

本研究では、高等教育行政組織や高等教育政策の動向、さらには、高等教育機関の学校数や学生数の推移、設置者単位の組織や学生数の動向などを明らかにするため、インドネシア教育文化省の統計資料や行政文書などの文献を用いた。なお、教育文化省は 1999 年に国民教育省

へと名称変更され、2011年には再び、教育文化省へと名称変更されている。

統計資料として主に用いたのは、教育文化省教育情報統計センター（Pusat Data dan Statistik Pendidikan, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan）が発行する「インドネシア教育統計 2011/2012年（Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012）」と国民教育省高等教育総局（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional）が作成した「インドネシア高等教育機関概観（Perspektif Perguruan Tinggi di Indonesia Tahun 2009）」である。

また、私立高等教育機関の学校数や学生数の動向、さらには設置者単位の組織や動向を明かにするため、教育文化省高等教育総局私立高等教育機関局（Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan）による「インドネシア私立高等教育機関一覧 1998/1999年（DIREKTORI Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia 1998/1999）」、国民教育省高等教育総局（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional）による「インドネシア私立高等教育機関一覧 2006年（DIREKTORI Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia 2006）」、及び教育文化省高等教育総局私立高等教育機関調整事務所Ⅲ（Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan）による「私立高等教育機関調整事務所Ⅲジャカルタ私立高等教育機関一覧 2012年（DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta）」を用いた。これらの資料はインドネシアの私立高等教育機関関係者のために各機関の住所、設置者、教育プログラム、学生数等の情報を掲載したものである。本研究ではこれによって、1998年度、2004年度及び2010年度の私立高等教育機関の状況を把握した。

私学高等教育の歴史的な変遷については、国民教育省高等教育総局（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional）が2003年に発行した「インドネシア高等教育の歴史（Pendidikan Tinggi Indonesia dalam Lintasan Waktu dan Peristiwa）」及び教育文化省（Ministry of Education and Culture）が1997年に作成した「インドネシアの教育開発（Education Development in Indonesia）」を活用した。

また、私学高等教育行政の変遷や現状について、1999年から2007年の間、高等教育総局長（Direktur Jenderal Pendidikan Tinggi）として高等教育行政のトップにあった、サトリオ・スマントリ・ボジョネゴロ（Satryo Soemantri Brojonegoro）氏に2度にわたりインタビューを行い、参考にした。

私立大学の経営行動に関する考察のためには、大学首脳部の意思決定や運営の実態に係る資料について考察が必要である。このために参考にしたのが「パンチャシラ大学史 2004年（Sejarah Universitas Pancasila 2004）」である。パンチャシラ大学は首都ジャカルタに位置し、1960年代に創設された比較的大規模な大学であり、インドネシアの都市型の私立大学の典型例の一つである。インドネシアの私立大学の公開情報は限られており、大学首脳部の意思決定や運営の実態に係る資料を入手することは極めて困難であるが、同大学史は、1960年代に創設されて2004年に至るまでの大学運営への取組が記載された資料である。

このほか、筆者が2010年10月から3年間にわたってJICA(独立行政法人国際協力機構)専門家として勤務したインドネシア教育文化省高等教育総局における業務を通じて交流した高等教育行政関係者や私立高等教育機関関係者から得た知見や多数の私立大学、国立大学への訪問で得た経験も本研究の参考となっている。

4 本論の構成

本稿では2部構成を採り、第I部では、インドネシアの高等教育の発展とその背景や歴史の変遷について、私学の果たした役割に着目しつつ、記述した。第II部では、近年の私学高等教育の発展について、私立高等教育機関の設置の仕組みとその変遷、私立高等教育機関の設置者単位の経営行動の把握、私学高等教育の質的側面、私学高等教育の経費はどう負担されているのかなどの私学高等教育の経済的側面という4つの多角的な観点に着目して分析を行った。

(1) 第I部「インドネシアにおける高等教育の発展と私学が果たした役割」

以下の3章から構成される。第1章では、インドネシアの社会経済の特徴について検討する。インドネシアの高等教育が拡大してきた背景には、その経済社会の発展があるが、それはどのような変遷を経て、現状はどうなっており、また、どのような課題を有しているのかについて明らかにする。次に、第2章では、私学高等教育の発展に焦点を当てながら、オランダ植民地時代から今日までの教育の歴史的な変遷を辿る。第3章では、高等教育の現状について、私立と国立の高等教育機関を比較しながら記述する。先ず、学校教育全般について記述し、次に、高等教育機関の学生規模、教育内容、教員体制について明らかにする。

(2) 第II部「私学高等教育の発展の動向に関する考察」

以下の6章から構成される。第4章では、私立高等教育機関の設置及び転換の仕組みについて、その変遷と現状を検討する。次いで、第5章では、職業教育を実施する私立高等教育機関の設置者単位での設置・転換や学生数の動向について検討するため、ジャカルタ特別州のアカデミーとポリテクニクを取り上げて考察する。さらに、第6章では単科大学、専門大学及び総合大学を対象として、前章と同じくジャカルタ特別州の単科大学、専門大学及び総合大学の設置者単位での設置・転換や学生数の動向について考察する。

第7章では、高等教育機関の質的側面について、全国高等教育機関ア krediyasiy on 委員会(BAN-PT)によるア krediyasiy on 結果に基づいて、私立と国立の機関を比較しながら、私学高等教育の質的側面の現状を検討する。そして、第8章では、私学高等教育の実施に必要な費用は誰が負担しているのか、また、私立高等教育機関の財務の現状はどうなっているのか、という2つの視点から私学高等教育の経済的側面について検討する。

以上の結果を踏まえ、終章で、総括と今後の研究課題について述べる。

第 I 部 インドネシアにおける高等教育の発展と私学が果たした役割

第 I 部では、インドネシアの高等教育の発展の背景とその歴史的な変遷と現状について、私学高等教育が果たした役割に焦点を当てて記述する。第 1 章では、高等教育発展の背景となった、インドネシアの社会経済の発展とその課題について整理する。第 2 章では、インドネシアの教育がどのような過程を経て発展してきたのかを明らかにするため、オランダ植民地時代から現在に至る教育の発展の歴史について私学高等教育の発展に着目して考察する。第 3 章では、先ず、初等中等教育から高等教育までの学校教育全体について概観し、次いで、高等教育の現状について、私立と国立の高等教育機関を比較する視点で記述する。

第 1 章 インドネシアの社会経済の発展

高等教育の拡大の背景には、経済発展を通じた、国民の生活水準の向上による進学意欲の高まりや産業界の高度な人材への需要増などがある。インドネシアの社会経済の発展はどういう過程を経て実現され、どのような特徴を持つのか。先ず、オランダ植民地以来の政治体制の変遷を辿り、次いで、経済発展の状況について考察し、さらに、今後の経済発展の課題について述べる。

第 1 節 政治体制の変遷

1 「多様性の中の統一」

深見 (1999:29-31) によると 7 世紀にスマトラ島を中心に仏教王国シュリーヴィジャヤ王国が成立し、その後、ジャワ島を中心に仏教、ヒンドゥー王国が興った。一方、弘末 (1999:94) によると東南アジアにおけるイスラームの受容は、13 世紀末期に北スマトラで始まり、その後、交易ネットワークを通じて東南アジア島嶼部に広がった。

現在、インドネシアの人口は 2 億 4,686 万人 (2012 年) であり、その 88% はイスラーム教徒である。隣国マレーシアはイスラーム教を国教としているが、インドネシアは、憲法 29 条で唯一神への信教の自由を保障しており、イスラーム教、プロテスタント、カトリック、仏教、ヒンズー教、儒教が宗教として認められている。

インドネシアには、広大な国土を構成する島々に 1,128 の民族集団と 745 の言語が確認されている。このような多様な民族や言語の国民の統合を図ることは独立以来の課題となっている。深見 (1999:308-10) によると 1920 年代に反植民地運動の中で、オランダ領東インドにかえてインドネシア、原住民にかえてインドネシア人、ムラユ語にかえてインドネシア語という呼称が定着した。インドネシア語はそれまでムラユ語と呼ばれ、マラッカ海峡地域の人々の母語として、交易と宗教のための共通語として流通し、植民地支配下ではオランダ語に次ぐ公用語として行政や学校においても用いられていた。

20 世紀前半以来のオランダからの独立運動、さらには独立後の国家の統合に、この共通語であるインドネシア語が重要な役割を担ってきた。

2 オランダによる植民地統治から日本軍の占領へ

弘末 (1999:82-104) によると 15 世紀後半からポルトガルやスペインは、カトリックの布教と香辛料貿易を促進するため東南アジアに参入したが、これに続いて 16 世紀末になると、オランダも独占的な交易活動の確立を目指して東南アジアの海域に進出し、1602 年、連合東インド会社を設立した。この会社にはオランダ議会議会から東インドにおける条約の締結、自衛戦争の遂行、要塞の構築、貨幣の鑄造などの国家に準ずる権限が与えられた。

しかしながら、鈴木 (1999:138-48) によると、欧州各国との競争や武力介入のための莫大な出費などによって、17 世紀末にはオランダ東インド会社の経営は急速にふるわなくなり、ヘゲモニーは失われた。これを契機にオランダ東インド会社は領土を支配する一種の国家に変化を遂げた。オランダ東インド会社は、バタビア (現在のジャカルタ) を拠点として、コーヒーや砂糖などのプランテーション経営を行った。道路や鉄道が建設され、官僚制度が整備されるとともに、共通言語としてムラユ語を基礎とするインドネシア語が導入された。

第 2 次世界大戦が始まると、日本軍は、石油やガスなどの天然資源を求めてインドネシアへと進出し、1942 年に支配下に置いた。1945 年 8 月 15 日、日本はオランダを含む連合国軍に降伏した。2 日後の 8 月 17 日、独立運動の指導者スカルノ (Sukarno) はインドネシア共和国の独立を宣言したが、日本占領までインドネシアを統治していたオランダは独立を認めず、再植民地化を目指し、首都ジャカルタを制圧した。しかしながら、脱植民地化・民族独立という当時の風潮の中で、オランダは国際社会から批判を浴び、1949 年 12 月にハーグ円卓協定が締結され、オランダからインドネシアへの主権移譲が承認された。

3 スカルノ初代大統領の統治

民族的英雄として国民から熱狂的な支持を受けていたスカルノがインドネシア共和国の初代大統領に就任し、1950 年暫定憲法に基づき、議院内閣制の導入が試みられた。行政権限は大統領ではなく首相にあったが、政党間の対立から議会は有効に立法機能を果たすことができず、内閣は頻繁に倒れて政策決定が滞った。55 年に、初の総選挙が実施されたが、政党対立に終止符を打つことができなかった。スカルノ大統領は 59 年、大統領への権限集中を謳う 1945 年憲法への復帰を宣言し、自由主義的な議会制民主主義は廃棄され、代わってスカルノ大統領が権力を握る「指導された民主主義」(Demokrasi Terpimpin) 体制が確立された。この体制は、民族主義勢力、宗教勢力、共産主義勢力に国軍が加わった四派の上にスカルノが君臨する体制であったが、共産主義勢力と反共勢力との主導権争いなどの不安定性を抱えていた (増原 2010:1-2)。

スカルノ体制では「指導された民主主義」体制の下、経済よりも政治が優先されたことから、経済活動は低迷し、国民の生活も困窮していった。

4 スハルト長期政権と経済開発

1965年10月1日未明に、軍の一部の決起部隊が陸軍高級将校を殺害し、大統領官邸、国营ラジオ放送局、電話局を占拠した後、国軍トップによるクーデター阻止のために武力蜂起したと宣言した。これに対し、当時の陸軍戦略予備軍司令官スハルト少将が指揮を執って鎮圧した。これは「9・30事件」と呼ばれ、その真相は必ずしも明らかではないが、この事件を契機にスカルノ体制は崩壊に向かった。1966年3月、スハルトは治安維持という名目でスカルノ大統領から実権を奪い、共産主義者を始めとする反対勢力を徹底的に排除・抑圧し、その上で、自己の権力基盤を組織化して強固なものとした。

1968年に第2代大統領に就任したスハルトは、社会主義的統制経済から資本主義的自由経済への転換を図り、西側諸国の援助も導入し、経済の立て直しを図った。「開発」を国家目標に掲げ、食糧増産、工業化、社会開発を推進した。1969年から5か年の開発計画の策定が始まり、1998年のスハルト退陣に至るまで、7次にわたる開発計画が策定された。1968年から96年の成長率が年平均7.0%に達するなど、経済発展が続いた。

1945年の憲法では、大統領は国家元首であるが、国民協議会が国権の最高機関とされていた。大統領は国民協議会から指名されて大統領に就任することになっていた。スハルトは国民協議会を支配下に置くため、「ゴルカル（職能集団）」を全国に組織し、これを集票マシンとして国民協議会を自身の勢力下に置いた。同時に国軍も含めた国民協議会議員の半数以上を大統領の任命制にすることで自らが選出される仕組みを作った。

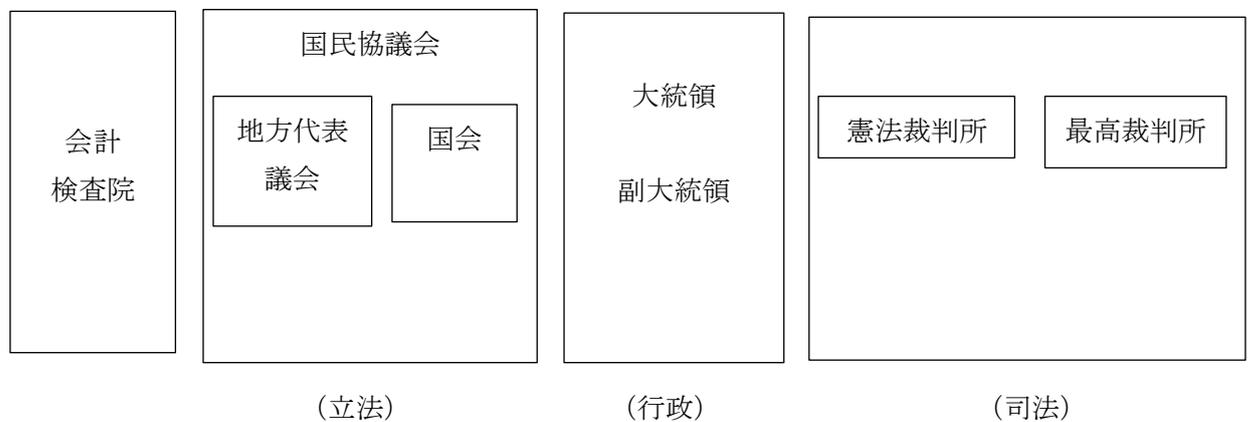
5 「改革」の時代

1997年7月、タイの通貨バートの急落に始まったアジア経済危機は、通貨ルピアの急落を招き、社会は深刻な経済不安に陥った。政府は国際通貨基金（IMF）の金融支援を取り付け、危機からの脱却を試みたが、経済の崩壊は止まらず、1998年5月に30年以上続いたスハルト体制が崩壊した。その後、ハビビ大統領、ワヒド大統領、メガワティ大統領へと政権が移行する「改革」の時代を迎えた。この間、1999年の第一次憲法改正に始まり、2002年の第4次改正まで、4回にわたって毎年、憲法の改正が行われた。民主化、地方分権化が進められ、大統領、国会、憲法裁判所が整備された。川村によると「不安定な政治情勢の中でも制度改革が着実に進められ、民主政治が定着していった。・・・いまやインドネシアは、イスラム教徒が多数派でありながら安定した民主政治を実現している新興民主主義国の「モデル」という評価を国際的に得つつある。」（川村2014:3）

一方で、川村は日常政治のレベルの問題の一つとして政府の政策決定力・実行力の欠如を上げる。その要因はインドネシアの政治制度自体が政治指導者のリーダーシップの発揮を妨げているとして、弱い大統領、多党制、積極的な司法という3つの特徴を上げる。このうち、積極的な司法とは、2003年に創設された憲法裁判所が政策決定のプロセスにおいて「拒否権プレーヤー」となっていることである。政府の重要政策に対しても積極的に違憲判決を出す憲法裁判所の行動に行政や議会からも「行き過ぎ」との批判が出されていると述べている（川村2014:14-25）。これは、2010年に「教育法人法」への違憲判決が出されたことにも当てはまり、

2014年に予定される国会議員選挙及び大統領選挙の動向など、今後の展開が注目される。

図1-1 第4次憲法改正後のインドネシア統治機構



出典：佐藤百合「経済大国インドネシア—21世紀の成長条件」(2011:74)

第2節 経済発展の状況

1 新興経済大国へ

前節で見たように、17世紀以来のオランダ植民地時代を経て独立を果たしたインドネシアの本格的な経済開発は第2代スハルト大統領の時代に始まった。1968年から96年の成長率は年平均7.0%に達した。1997年7月のアジア通貨危機を契機にスハルト体制が崩壊し、経済は低迷を極めたが、政府はIMFとの合意に基づき、経済構造改革を行い、その後、政治体制の安定や個人消費の拡大を背景として、経済は好調に推移している。経済成長率は2010年以降6%台で推移し、また、一人当たり名目GDPも2011年には3,000ドルを超えた。

表1-1 経済成長率(実質)の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
経済成長率(実質)%	6.0	4.6	6.2	6.5	6.2	5.8

出典：中央統計局(BPS)

表1-2 一人当たりGDP(名目)の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2013年
一人当たりGDP (名目)単位：ドル	1,663	1,862	2,191	2,349.8	2,977.0	3,498.2	3,562.9

出典：インドネシア政府統計

ASEAN の総人口の 4 割を占めるインドネシアは、経済面においても存在感を増している。ASEAN 諸国の 2011 年の名目国内総生産(GDP)を見ると、インドネシアの一人あたりの GDP では第 5 位にとどまるが、1 国当たりの GDP では、インドネシアは 8,468 億ドルで最も多く、次いで、タイ 3,697 億ドル、マレーシア 2,879 億ドル、シンガポール 2,599 億ドル、フィリピン 2,248 億ドル、ベトナム 1,236 億ドルとなっている。

佐藤によると 2011 年 5 月に政府が発表した「インドネシア経済開発加速・拡大マスタープラン 2011~2025 年」(MP3EI) は成長を持続させるための設計図とも呼ぶべきものであり、「インドネシアは今、世界第 4 位の人口規模に見合った経済規模を実現しようという明確な目的意識を持つに至った。世界第何位という具体的な目標が公的文書に明記されたのは初めてのことである。ここに、この「マスタープラン」の歴史的な意義がある」としている(佐藤 2014:65-6)。インドネシア政府は、2025 年に世界の 10 大経済国に入ること为目标とすると発表した。同プランは、全国の各島にインフラ網で連結された経済回廊を形成する構想であり、2025 年までに、名目 GDP を 2010 年比で約 6 倍に増加させる。そのために、人材養成や研究の拡充が喫緊の課題となっており、高等教育に対する期待は高まっている。

2 中間層の拡大と消費の高まり

佐藤(2011:39-45)は、先進国経済が失速する中で世界の消費市場を牽引する新興国の中間層に注目している。「通商白書」では年間世帯可処分所得 5,000~35,000 ドル(名目ドル)、世界銀行や ADB は 1 日 1 人当たり支出 2~20 ドル(年間世帯支出 2,880~28,800 ドル)と定義は異なり、「中間層を精確に把握するのは、なかなか難しい」としながら経済産業省「通商白書」、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行の各種推計から、「インドネシアの中間層は 2000 年代後半に順調に拡大し、2010 年には総人口の半数を超えたとみられる」としている。

倉沢(倉沢 2013:211-40)は首都ジャカルタ郊外の調査を通じて、低所得者が住む地区においても幼児教育熱の高まりや学習塾やエリート校の出現という現象が最近起こっており、その背景には、1 日当たり 2~6 ドルの消費レベルで必ずしも経済力はないが、消費行動においては、「中間層」と類似した行動をとる「疑似中間層」の出現があると述べている。また、間瀬(間瀬 2013:69-72)は、国立ガジャマダ大学など有力大学が存在する、ジョグジャカルタ州スレマン県デポック郡の「大学生が身に着けている消費のスタイルや価値観は、10 年ほど前の大学生のそれらと見るからに違う」と観察している。高等教育が一貫して拡大している背景には、こうした疑似中間層の出現や生活や消費水準の向上が影響している。

3 長く続く「人口ボーナス」

インドネシアの 2000 年~2010 年の人口増加率は 1.49%であり、1990 年代の 1.45%よりも高く、また、世界の人口増加率 1.20%よりも高かった。

佐藤(佐藤 2011:30-8)によると、これは、スハルト政権の崩壊後、人口抑制もストップしていたことを裏付けるものである。総人口に占める「生産年齢人口(15~64 歳)」が占める割合(生産年齢人口比率)が上昇していく局面が「人口ボーナス」である。インドネシアでは、

1970年頃から2030年にかけて60年ほど続く可能性が高い。これから2030年までの約20年間、インドネシアは生産年齢人口比率が高く、従属人口に対する負担が軽い、人口ボーナス効果の大きい局面にさしかかるとし、次の20年はインドネシアにとって先進国へのキャッチアップに最も適した時期になる。しかし、佐藤は、人口ボーナスが成長促進効果をあらわすには、出生率の低下を継続させることと、生産年齢人口に対して就業の機会を与えることが条件だとしている。このために、政府には、出生率の低下政策とともに、労働の供給面として、産業部門が労働力をいかに吸収するかという需要面の政策が必要としている。このうち、労働供給の面では、短期的な効果が見えにくいとその地道な政策努力が必要と指摘している。

4 ジャワ島への一極集中と富裕州の出現

ジャワ島は、ジャカルタ特別州、西ジャワ州、バンテン州、中ジャワ州、ジョグジャカルタ特別州、東ジャワ州の6州から成り、その面積は、国土の6.8%を占めるに過ぎないが、総人口の57%が住んでいる。ジャカルタ特別州に隣接する2州の4市3県を含むジャボデタベクと呼ばれる首都圏の人口は2,664万人（2010年）に上る。このほか、ジャワ島内には人口100万を超える都市として、西ジャワ州都バンドン、中ジャワ州都スマラン、東ジャワ州都スラバヤがある。ジャワ島では、都市部とともに農村部を含め、「島全体が人口稠密な市場を形成している（佐藤 2011:47-9）」。

ジャワ島以外で人口100万人を超える都市として、スマトラ島では、北スマトラ州都メダン、南スマトラ州都パレンバン、スラウェシ島の南スラウェシ州都マカッサルがある。

表1-3 人口100万人以上の都市（2010年）

都 市	州	人口（千人）
ジャカルタ	ジャカルタ特別州	9,608
スラバヤ	東ジャワ州	2,765
バンドン	西ジャワ州	2,395
メダン	北スマトラ州	2,098
タンゲラン	バンテン州	1,799
スマラン	中ジャワ州	1,556
パレンバン	南スマトラ州	1,455
マカッサル	南スラウェシ州	1,339

出典：United Nations Statistics Division, “Demographic Yearbook” (<https://unstats.un.org/unsd/demographic/products/dyb/dyb2.htm>, 2014/03/20) により筆者作成。

一方、近年、資源を持つ地方州の豊かさが目立ってきている。これは、スハルト政権崩壊後に地方分権が進み、鉱業、林業、水産業などの資源収入はその80%を地元還元するという方針が、1999年中央・地方財政均等法で定められたことによる。

ジャカルタに次いで1人当たり支出水準が高いのは、東カリマンタン州、スマトラ島東岸のマラッカ海峡に面したリアウ州、リアウ群島州、バンカ・ブリトゥン群島州である。首都を除くと支出水準が高い州は資源が豊かである。例えば、東カリマンタン州クタイ・カルタヌガラ県では潤沢な県の財政資金で文化遊興施設の建設や小学校から高校までの学費が全面的に無料となっている。

5 小括

以上のように、近年、インドネシアでは順調な経済発展が続くとともに、中間層の拡大による消費の高まりも著しい。今後とも高等教育への需要は拡大を続けると思われる。また、2030年までの期間は人口ボーナスの効果が高い局面にさしかかることも先進国へのキャッチアップへの大きなチャンスとなっている。

こうした機会を活かすためには、佐藤（2011:30-8）が指摘するように、生産年齢人口をいかに労働力として就業させるかという供給面と需要面の政策が重要であり、労働供給面では教育の充実が重要な鍵を握る。また、需要面は先に述べた、経済開発が重要であるが、その成功を左右するのは、優れた知識・技能を有する人材養成であり、教育、なかんずく高等教育への期待は高い。

第2章 インドネシアの教育の歴史的発展

前章では、インドネシアの政治体制がスハルト体制の崩壊を経て、安定した民主政治を実現していること、また、経済面では、近年順調な成長を遂げていることが明らかになった。また、生産年齢人口の割合が上昇していく、「人口ボーナス」の時期が2030年頃まで続くことがわかった。一方で、政治の安定や人材育成が今後の課題となっており、このため、高等教育機関における人材育成や研究の振興への期待も高まっている。

本章では、インドネシアの経済社会の歴史的な発展に沿って、教育の歴史を辿る。インドネシアの教育はどのような政治体制や経済社会の中で形成されてきたのか。私学高等教育の発展に着目しながら、オランダ植民地時代から今日に至る変遷を追う。

第1節 植民地時代から日本軍占領へ

1 植民地行政の転換と学校教育の導入

1602年、ジャワに東インド会社を設立し、オランダの植民地統治が始まった。弘末(弘末1999:240-1)によると、オランダ領東インドにおいては、オランダが19世紀中葉までに数度にわたり統治法を整備し、ジャワは州一郡一分郡一村の行政区に分けられ、原住民首長(県以下の長)を通じてオランダ人官吏がジャワ社会を「間接支配」した。しかし、1860年代以降、オランダは、内務、教育、宗教、産業、公共事業、財政、司法の各部門の行政を拡大し、これにより、行政及び司法官僚のポストをはじめ、森林、用水、予防接種、製塩、倉庫、鉄道、電信などの係の長や学校教員、医師、法律家といった職種が現地人に開かれた。こうした行政機構の拡大に対応してオランダは19世紀後半になると学校教育の拡充を図った。植民地時代の学校教育はヨーロッパ人教育と原住民教育に分かれていたが、ヨーロッパ小学校は1845年に24校、68年に68校、1900年に169校と増加した。また、現地人のための小学校は1854年には20校ほどであったが、70年には79校に増加した。

インドネシア教育文化省高等教育総局によると、宗主国国民の子女のための学校施設として、幼稚園(Taman Kanak-Kanak)、ヨーロッパ小学校(Sekolah Rendah Eropa)及び3年制、5年制の高等国民学校(Hoogere Burgerschool)の上級学校が存在し、このほか、ギムナジウム(Gymnasium)やリセウム(Lyceum)という2種類の中等教育施設があり、ギムナジウムでは、オランダ語、英語、ドイツ語、フランス語、ギリシャ語、ラテン語が教えられていた。

一方、現地人のための教育は、基本的には、読み書きを教えることに限られた初等教育であった。教授言語は、マレー語であったが、地方語で教えることができる教員が確保できる土地では、その土地の地方語で書かれた教科書を使った教育が行われた(Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi:2003:16-7)。

2 「倫理政策」と教育の振興

以上のように 19 世紀半ば以来の行政機構の拡大は学校教育拡充の契機となったが、深見によると、さらに 20 世紀初頭のオランダ植民地政策の変化が教育の振興を促した。それは、植民地純益（植民地財政の黒字）をできるだけ多く本国へと送るという「純益政策」から、「倫理政策」への転換である。これは、1901 年のオランダ女王の議会開会演説において、キリスト教列強としてのオランダが植民地住民に果たさなければならない道徳的な義務として言及され、植民地政策の基調となった。この背景には、19 世紀末にはジャワ住民の生活悪化が明らかになり、また、世界が帝国主義の時代に入り、植民地支配の正当性を内外に表明する必要に迫られたことがあった。倫理政策の具体的な中身は非常に多岐にわたり、けっして綿密に練り上げた体系的なものではなかったが、具体的には福祉政策と自治政策に分けられる。深見は、教育は倫理政策の成否の鍵を握るものであったが、「福祉政策」のためには大衆教育が、「自治政策」のためにはエリート教育が重視され、政策の重点が一定しなかったとし、また、十分な財源が用意されなかったと述べている（深見 1999:281-91）。

3 初等中等教育の拡大

深見の指摘するように、植民地政府の統治下で教育に投下された財源の限界があったものの、以下のように、初等中等教育の分野においても一定の普及が見られた。教育文化省高等教育総局の資料（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:16-8）に基づき、その普及の状況について述べる。

初等教育については、1920 年時点で、現地住民を対象とする小学校として植民地政府が設立した小学校が 1,845 校、私立の小学校が 2,368 校となっており、これらの学校で学ぶ児童の総数は 357,970 人に達していた。一方、1914 年、オランダ語を教授言語として、ヨーロッパ人子女のための小学校のカリキュラムに準拠した、新しいタイプの現地人のための小学校として、オランダ・原住民学校（Hollandsch-Inlands School）が設置された。1915 年時点で、植民地政府のオランダ・現地住民学校が 102 校、私立の同学校が 24 校存在し、合計 19,000 人以上が在籍していた。

中等教育については、最も古い、現地人のための中等教育機関として、師範学校（Kweekschool）があった。最初の師範学校は、1842 年、マルク州アンボイナにプロテスタントのミッションにより設立された。次いで、1852 年に、植民地政府が中部ジャワのスラカルタに師範学校を設置した。さらに、1914 年、植民地政府は、現地人のためのよりレベルの高い師範学校として 75 名の収容能力を持つ、高等師範学校（Hogere Kweekschool）をプルオレジョに設置した。師範学校以外の現地人のための中等教育機関として、現地人官吏養成学校（Opleidings School voor Inlands Ambtenaren）がジャワ島の数都市とスラウェシ島のマカッサルに設立された。

新たな中等教育機関として、植民地政府は、1915 年に大衆初等学校（MULO-Meer Uitgebreid Lager Onderwijs）を創設した。MULO の教授言語はオランダ語であった。1915 年時点では MULO は全土で 16 校未満であり、その在籍者は現地人 325 人、ヨーロッパ人 750 人、その他（中国系など）87 人であった。

1919 年に至り、植民地政府は初めて、現地人のための普通高等学校（AMS-Algemene Middelbare School）をジョグジャカルタに設置した。次いで、20 年にはバンドンに、26 年にはスラカルタに AMS を設置した。AMS の卒業生は 5 年制の高等国民学校と同様に、高等教育機関に進学する権利が与えられた。1925 年時点の AMS の学生数は 256 人で、そのうち、現地人 154 人、ヨーロッパ人 74 人、中国系など 28 人であった。

このように、現地人を対象とする新たな中等学校の創設が進んだものの、1940 年にも中等教育学校に在籍する現地人・中国系の生徒数は国立で 9,208 人、私立 4,021 人とどまり（表 2-1）、当時の約 8 千万人の現地人住民数と比べると極めて少なかった。

また、総在籍者 22,391 人のうち、国立学校が 61.7%、私立学校が 38.3%となっている。

表 2-1 インドネシアの中等教育学校生徒数（1940 年）

	国立学校			私立学校			合計
	欧州系	現地人・中国系	計	欧州系	現地人・中国系	計	
大衆初等学校 MULO	1,067	7,471	8,538	2,258	3,453	5,711	14,249
普通高等学校 AMS	733	324	1,057	184	295	479	1,536
蘭高等国民学校	1,570	981	2,551	490	114	604	3,155
3 年制蘭高等国民学校	40	10	50	617	94	711	761
リセウム	1,194	422	1,616	1,009	65	1,074	2,690
合計	4,604	9,208	13,812	4,558	4,021	8,579	22,391

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, “Pendidikan Tinggi Indonesia Dalam Lintasan Waktu dan Peristiwa”

このような教育文化省高等教育総局の資料に基づく、オランダ領東インドにおける初等中等教育の動向を見て、特徴的なことは、その相当部分を私立学校が担ったことである。小学校段階においても中等教育段階においても、私立の学校が一定の役割を果たしている。カミングスは、ヨーロッパの大陸諸国家では、公立セクターを重視し、その植民地でも公立学校を整備して教育を行ったのに対し、オランダや英国の植民地統治では、エリートに対する教育は公立、大衆教育は私立という分離政策をとったと指摘し、これが、インドネシアにおいて、独立後に、私立教育が拡大する素地になったとしている（Cummings 1997:135-52）。

4 高等教育機関の創設

以上のような初等中等教育の普及・拡大とともに、オランダ植民地政府は高等教育機関の整備にも取り組んだ。教育文化省高等教育総局は 350 年間続いたオランダ植民地政府は、その最

後の四半世紀になって、医学、法学、文学、農学及び獣医学の高等教育機関を開設したとし、医学分野が先行したのは、オランダ領東インドが不健康地でオランダ人の健康を守るためだったとする。また、人口も少なく、ジャワは肥沃な土地で食糧問題が深刻ではなかったため農学部が後回しになった（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi2003:22-8）。

高等教育機関の設置の嚆矢は、1851年、現地人医師を養成するため、植民地政府が1851年にジャカルタに設けた「ジャワ医学校（Dokter-djawa-school）」である。同校は後に「蘭印医師養成学校（STOVIA-School ter Opleiding voor Indische Artsenschool）」と名称を改めた。さらに、植民地政府は、1913年にスラバヤに「蘭印医学校（NIAS-Nederlandsch-Indische Artsenschool di Surabaya）」、1927年にジャカルタに「高等医学校（GHS-Geneeskundige Hogeschool）」を開設した。

医学以外の分野では、1924年にジャカルタに高等法律学校（RHS-Rechtsschool）が設置された。1938年度の高等法律学校の在籍者数は412人で、そのうち、264人が現地住民、59人が中国系、54人がヨーロッパ人であった。

1920年7月には、初めての私立高等教育機関として、蘭印財団（Yayasan Hindia Belanda）によりバンドンに高等工業学校（THS-Technische Hogeschool）が創設された。同校は、1924年10月、植民地政府に移管された。植民地政府は、1940年10月、ジャカルタに文学・哲学大学（Fakultas Sastra dan Filsafat）、1941年9月にボゴールに農科大学（Fakultas Pertanian）を設置した。

ブホリらによると19世紀の後半に始まった高等教育機関の整備は研究志向の学術的なものではなく、職業教育に焦点を当てたものだった。それは、第1次世界大戦でオランダ人のエンジニアやその他の専門職業人が不足し、植民地政府を支援するマンパワーが必要になったという課題に応えるためであった。これらの機関の教員はほとんどオランダ人で、教授言語はオランダ語、書籍の大半もヨーロッパの書物であった。さらに、現地住民の学生総数は1930年時点で106名に過ぎなかった（Buchori&Malik 2004:253）。

5 海外留学生の増加

20世紀初頭には、オランダ領東インドにおいても高等教育への進学意欲が高まってきたが当時のオランダ領東インドには高等教育機関が乏しかったので、オランダへの留学を希望した（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi2003:25）。教育文化省高等教育総局によると1924年から39年の間に約700名の学生がライデン大学、ユトレヒト大学、アムステルダム大学、デルフト工業単科大学、ワゲニンゲン農業単科大学及びロッテルダム経済単科大学などオランダの高等教育機関に在籍した。また、エジプトのアル・アズハル大学などエジプトを中心とする中東への留学生も存在した（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi2003:25-32）。

1920/21年度から1939/40年度の間に、現地人1,489人、中国系741人、欧州系1,012人の合計3,242人が海外の高等教育機関に在籍した（表2-2）。年を追うごとに在籍者数が増加していることがわかる（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:31）。

表 2-2 海外高等教育機関在籍学生数の推移

	現地人	中国系	欧州系	合計
1920/21	2	4	22	28
1921/22	6	2	29	37
1922/23	8	4	30	42
1923/24	5	3	10	18
1924/25	25	11	40	76
1925/26	21	11	28	60
1926/27	30	5	28	63
1927/28	38	21	29	88
1928/29	44	14	52	110
1929/30	91	24	47	162
1930/31	106	49	72	227
1931/32	93	41	78	212
1932/33	109	57	62	228
1933/34	121	62	73	256
1934/35	112	75	79	266
1935/36	103	63	65	231
1936/37	120	59	74	253
1937/38	155	78	54	287
1938/39	143	80	57	280
1939/40	157	78	83	318
合計	1,489	741	1,012	3,242

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, “Pendidikan Tinggi Indonesia Dalam Lintasan Waktu dan Peristiwa”

6 独立運動と学生

このように、高等教育機関で学ぶ現地住民は限られた人数であったが、20世紀前半のナショナリズムの担い手として、独立運動に大きな役割を果たした。深見（深見 1999:302-5）によるとオランダの留学生たちの文化・親睦団体として1908年に創立された「東インド協会」は、23年1月に「インドネシア協会」という政治意識の明瞭な名称に変更し、民族主義的な宣伝活動に力を入れるようになった。また、バンドンの高等工業学校を卒業した後の初代大統領スカルノなど、インドネシアの高等教育機関で学んだエリートも政治リーダーとして独立運動に取り組んだ。

1928年10月、ジャカルタで開催された第2回全国青年大会で「ひとつの祖国インドネシア、ひとつの国民インドネシア国民、ひとつの言語インドネシア語」という理想をうたう「青年の

誓い」が採択されたが、これは、インドネシアという呼称が解放思想の象徴としての地位を確立したものであった（深見 1999:308-9）。

教育文化省高等教育総局によると、独立運動において、学生たちは常に重要な役割を担い、さらに、決定的な役割を演じることもしばしばであった。「青年の誓い」においても先導者となった（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:32-3）。

ブホリらは植民地時代のインドネシアの高等教育が職業教育中心ではあったが、国家建設に取り組む世代の育成に成功したとして、20 世紀の初頭に国家意識を導入・醸成した指導者たちはインドネシアやオランダで学んだ、植民地高等教育システムの卒業生たちだったとしている。政治リーダーの誕生は質の高い教育の意図しない結果であったとして、その教育面での背景として、高校段階でリベラルアーツを学んだこと、オランダ語など外国語を修得し、書物を通じ海外の政治状況を知ることができたことを上げている（Buchori&Malik 2004:253）。

7 日本軍の占領

第2次世界大戦が始まると、日本軍は、石油などの天然資源を求めてインドネシアへと進出した。1942年3月9日にはオランダ軍が全面降伏し、日本軍がオランダ領東インドを占領した。深見によると統治には既存の制度をできるだけ利用する基本方針がとられ、地方行政なども既存の機構と人材が活用された。学校教育はオランダ語によるものが廃止され、高等教育まですべてインドネシア語が教授用語となった（深見 1999 : 350-55）。

教育文化省高等教育総局は日本占領時の重要な事項として2点上げている。第一は、オランダ語の廃止により、現地人は日本占領後に再開された小・中学校でインドネシア語を教授言語として使うことを余儀なくされたこと、第二に、オランダ人の教員たちが捕虜収容所に閉じ込められた後、多くの現地人が教員になるチャンスを得たことである。（(Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:33)

8 小括

17世紀から長きにわたって植民地統治を行ったオランダが現地住民の教育に本格的に取り組んだのは19世紀の後半に至ってからである。また、高等教育については、専門職業能力の養成を主とした高等教育機関を中心として設置し、その規模も限られていた。

一方、植民地支配の20世紀前半に創設された、これらの機関は、その後、インドネシア大学などインドネシアを代表する国立大学へと発展を遂げたことに留意すべきである。

また、これらの高等教育機関が20世紀前半の独立運動の中核を担う人材を輩出した。独立後も、1998年のスハルト体制の崩壊など、インドネシアの重要な政治的局面では、大学生の政治運動が大きな鍵を握ることになる。

第2節 独立戦争期

1 ガジャマダ大学とインドネシア大学の創設

1945年8月15日、日本はオランダを含む連合国軍に降伏した。2日後の8月17日、独立運動の指導者スカルノはインドネシア共和国の独立を宣言したが、日本占領までインドネシアを統治していたオランダは独立を認めず、再植民地化を目指し、首都ジャカルタを制圧した。

独立を巡る宗主国オランダとの戦争は4年以上に及んだが、1949年12月に正式に主権を移譲された。この戦争を契機にジョグジャカルタのガジャマダ大学、ジャカルタのインドネシア大学という、今日、インドネシアを代表する国立大学が生まれた。カミングスら（カミングス・カセンダ 1993:200-1）は、これら2つの大学が、前身となるオランダ型の高等教育機関の要素を継承しながらも植民地時代の痕跡から首尾よく脱しえたとし、インドネシアの近代高等教育の基盤は、最初に設立されたガジャマダ大学とインドネシア大学が確立されていく過程で形成されてきたとして、インドネシアの近代高等教育の文化的本質として、以下の5点を上げている。

第一は、ナショナリズムの強調である。教育研究はインドネシア語によって行うこと、また、新しく創造された国家の発展への貢献を重視した。

第二は、外国人スタッフより自国スタッフの優先である。設立から10年以内に植民地時代からの高等教育機関のオランダ人スタッフの大半が替わった。

第三は、質より量の優先である。植民地時代の教授言語はオランダ語であり、極めて少数の者にしか高等教育を受けることができなかったが、教授言語をインドネシア語に切り替えるとともに、高等教育システムをインドネシア人が掌握することになり、目を見張る速さで高等教育が拡大した。

第四は、学術より実践の重視である。インドネシアの高等教育システムは目前に迫った問題の解決に重点を置く傾向があり、新しい知見の創造などに関心を払って来なかった。

第五は、国家との調和である。インドネシアの大学人の大半は、大学の望ましい未来を指し示すという点で、国家の指導者を頼りにすべきと考え、逆に、国家からは、将来の国家発展に大学が一定の役割を負うことが期待されている。

2 ガジャマダ大学の沿革

ガジャマダ大学（Universitas Gadjah Mada）の起源は、独立宣言の2日後の1945年8月19日、サルウォノ・プラウィロハルジョの指導の下、ジャカルタに設立されたインドネシア共和国大学（Balai Perguruan Tinggi Repoeblik Indonesia）である。医学、法学、文学のコースを開設し、その教職員と学生の大半はインドネシア人で、日本軍占領期にジャカルタ医学校で教育を受けた者、あるいは第二次世界大戦前にオランダ植民地時代の法文系の大学で教育を受けた者だった（カミングス・カセンダ 1993:202-3）。

同年12月、オランダ軍がジャカルタを再占領したことから、教職員と学生は中部ジャワに位置するジョグジャカルタに大学を再建すべく移動し、翌年3月、ガジャマダ高等教育財団（Yayasan Balai Perguruan Tinggi Gajah Mada）により、ジョグジャカルタで法学と文学の2学部からなるガジャマダ大学を開設した。1949年12月19日、正式にガジャマダ大学として創設された際には、医学系学部、獣医学部、農学部、工学部、法律・社会・政治学部を擁し、

当時の学生総数は 483 人であった（カミングス・カセンダ 1993:203-4）。

このように、ガジャマダ大学は、独立戦争の最中、独立運動の拠点の一つという性格を持った大学であり、教授言語としてインドネシア語を採用した。当時、インドネシア語には、科学技術に関する語彙が十分ではなく、また、インドネシア語の書籍も不足していた。教員については、インドネシア人大学教員が不足する一方、外国人教員の大半はインドネシア語で講義ができなかった。このため、独立後、オランダ語に替わって、英語を教育研究のために使用するという考え方が採用され、教育文化省は 1952 年度にすべての国立高等教育機関で週 4 時間の英語教育を行うという規定を定めた。（カミングス・カセンダ 1993:206-7）。

3 インドネシア大学の沿革

一方、インドネシア大学（Universitas Indonesia）の起源は、19 世紀後半からオランダ植民地政府により設置されてきた高等教育機関である。1945 年 8 月の独立宣言を受けて、これを認めないオランダは再占領を目指したが、ジャカルタを主要な進駐地とした。カミングスらによると、オランダは、教育分野においても植民地時代の支配関係を復活させることを意図し、1946 年、インドネシア臨時大学（Universitet nood Indonesia）を設置した。同大学は、翌 47 年 3 月にインドネシア大学（Universitet van Indonesie）と改称した。この大学は、植民地時代の高等教育機関を基礎として、ジャカルタに医学、法学、文学、哲学、農学の各学部、バンドンに工学部と理学部、ボゴールに獣医学部、スラバヤに医学部、マカッサルに経済学部を設置した。教員は全員オランダ人であり、講義もオランダ語で行われた。（カミングス・カセンダ 1993:212）。

独立後の 1950 年 2 月、インドネシア共和国政府は、インドネシア大学を接收するとともに、国立大学として、その設立を宣言した。教授言語はインドネシア語とされたが、インドネシア語で講義ができない外国人教授には英語で講義することを許した。また、教員のインドネシア人化を図るという方針をとり、徐々にインドネシア人教員の割合が増加した。（カミングス・カセンダ 1993:223-4）。

バンドン工科大学（Institut Teknologi Bandung）、ボゴール農科大学（Institut Pertanian Bogor）、アイルランガ大学（Universitas Airlangga）、ハサヌディン大学（Universitas Hasanuddin）など今日の有力な国立大学の大半はこのガジャマダ大学とインドネシア大学という 2 つの先導的な大学のさまざまな要素を継承する形で設立されたものであり、その他の地方大学や教員養成大学の初期のスタッフの多くがこの 2 大学の卒業生で構成されている。

4 私立大学の誕生

インドネシアにおける初めての私立高等教育機関は、先述のように、植民地時代の 1920 年に創設されたバンドン高等工業学校であるが、24 年には国立に移管された（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:21-4）。

一方、初めての私立の総合大学は、1946 年 7 月 8 日、独立戦争の最中に創設されたインドネシア・イスラーム大学（Universitas Islam Indonesia）である。同大学は、イスラームを基

礎とする高等教育機関であり、その起源は、ジャカルタで創設され、独立宣言後にジョグジャカルタに移転した、高等イスラーム学校 (Sekolah Tinggi Islam) である (Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:41-2)。

独立戦争の最中の 1949 年 10 月 15 日、ジャカルタに設置されたナショナル大学 (Universitas Nasional) はインドネシアで上記のインドネシア・イスラーム大学に次いで 2 番目に古い大学であり、ジャカルタでは最も古い私立大学である。その目的は、占領者に対する抵抗勢力の一翼を担うことであった。(Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:42)

5 小括

独立戦争の最中に誕生したガジャマダ大学とインドネシア大学は、その後のインドネシアの高等教育の発展に影響を及ぼした。特に、独立後、両大学がインドネシア語を教授言語とし、教職員のインドネシア人化を図ったことは、その後のインドネシアの高等教育の普及・拡大の大きな要因となった。また、全国に存在した、インドネシア大学のキャンパスが独立して現在の主要な国立大学を形成している。

私立大学についても独立戦争中に初の私立総合大学が誕生し、また、カミングス (Cummings 1997:140) が指摘するように、インドネシア現地住民の様々な人々や団体の独立戦争への貢献に報いるため、政府は独立後、教育の機会の提供や学校の設置を比較的容易に認めた。地域の要望に応じて国立大学の設置を進めるとともに、政府は私立学校の設置を容易に認める方針をとった。

第 3 節 スカルノ初代大統領の統治

インドネシアは、オランダとの独立戦争を経て、1949 年 12 月に正式に主権を移譲された。増原によると「民族的英雄として国民から熱狂的な支持を受けていたスカルノ (Sukarno) が初代大統領に就任したが、1950 年から 1959 年までは 1950 年暫定憲法に基づいて議院内閣制が導入され、行政権限は大統領ではなく首相にあった。しかし、政党同士の対立から議会は有効に立法機能を果たすことができず、内閣は頻繁に倒れて政策決定は滞った。1955 年に初めて行われた総選挙でも、議席数の上で四大政党が拮抗する結果となり、政党対立に終止符を打つことができなかつた。中央政府が次第に機能不全に陥っていく中でスマトラやスラウェシでは反乱が起こり、政治的な混乱状態は深まっていった。政治的混乱に終止符を打つべく、スカルノ大統領は 1959 年、大統領への権限の集中を謳う 1945 年憲法への復帰を宣言した。自由主義的な議会制民主主義は廃棄され、代わってスカルノ大統領が権力を握る「指導された民主主義」 (Demokrasi Terpimpin) 体制が確立された。」(増原 2010:1)

「指導された民主主義」体制は、民族主義勢力、宗教勢力、共産主義勢力に国軍が加わった 4 派の上に、スカルノ大統領が君臨する体制であったが、1960 年代前半、共産党と共産党の伸張を警戒する国軍やイスラーム勢力との反目が深まった。スカルノは両勢力の均衡をとりながら自らの優位性を維持しようとしたが、スカルノ自身の健康状態に不安が生じたことで、ス

カルノ後の政治権力の動向を見据えた共産主義勢力と反共勢力との主導権争いは引き返すことができない状況になり、そうした中で、1965年の「9・30事件」が起こり、スカルノ大統領は辞任に追い込まれた（増原 2010:2）。

このように、スカルノは国内の統一を保つことに精力を費やし、農地改革その他、近代国家に必要な諸条件の拡充に十分な効果を上げることができなかった。わけても独立以来の懸案である経済建設は政治優先のために常に犠牲にされ続けて来た（文部省大臣官房調査統計課 1972:11）。

1 「高等教育機関法」の制定

独立直後の1950年に「教育の基本に関する法律（1950年法律第5号）」が制定された。この法律は学校教育の基本を定めるものであったが、宗教関係の学校での教育は対象としていない（同法第2条）。包括的な教育の基本法の制定は1989年に旧「国民教育制度法（1989年法律第2号）」が成立するまで待たなければならない。

高等教育制度に関して初めて規定した法律は、1961年12月の「高等教育機関法（1961年法律第22号）」である。この法律の制定により、高等教育に関する基本的な考え方や制度について明らかにされ、発展の基礎ができた。教育、研究、社会貢献が高等教育機関の3使命として明示された。また、高等教育機関を運営できるのは、政府（Pemerintah）と民間法人（Badan hukum Swasta）と規定し、国立と私立の高等教育機関について関係規定を整備した。

高等教育機関法の制定に先立ち、1961年4月、高等教育機関学術省（Departmen Perguruan Tinggi dan Ilmu Pengetahuan）が発足した。従来の教育文化省（Departmen Pendidikan, Pengajaran dan Kebudayaan）から分離独立した。その後、高等教育を所掌する行政組織は、1974年に教育文化省（Departmen Pendidikan dan Kebudayaan）、1999年に国民教育省（Departmen Pendidikan Nasional）、2011年に教育文化省（Kementrian Pendidikan dan Kebudayaan）へと変遷を遂げている。

2 国立大学の増設

先述のように、インドネシア大学は、独立後、オランダからインドネシア政府に移管され、以下の10学部を有した。すなわち、ジャカルタの法学部、医学部、経済学部及び文学部、ボゴールの農学部及び獣医畜産学部、バンドンの工学部及び数学自然科学部、スラバヤの医学部及び歯学研究所、マカッサルの経済学部である。

これらの学部は、他の国立高等教育機関との統合などにより、個別の大学として独立していった。1954年、スラバヤの医学部及び歯学研究所はアイルランガ大学へと発展した。また、バンドンの工学部などがバンドン工科大学として1956年に独立し、マカッサルの経済学部は1956年にハサスディン大学へと発展した。さらに、1963年にはボゴールの農学部などがボゴール農科大学へと発展した。

このほか、1956年にアンダラス大学（Universitas Andalas）がブキティンギに創設され、1957年には、バンドンにパジャジャラン大学（Universitas Padjadjaran）、メダンに北スマ

トラ大学 (Universitas Sumatera Utara)、60 年には、スマランにディポネゴロ大学 (Universitas Diponegoro)、バンジャルマシンにランブン・マンクラット大学 (Universitas Lambung Mangkurat) が創設された。

初等中等教育の教員養成のため、1963 年大統領決定第 1 号により、総合大学と同等のレベルの教育大学 (IKIP- Institut Keguruan dan Ilmu Pendidikan) が創設された。1965 年には、国立の 5 つの IKIP が、マカッサル、メダン、スマラン、マナド、パダンの各地に設置され、これにより、中スラウェシ州と東南スラウェシ州という誕生まもない州を除き、すべての州に国立の高等教育機関が設置されたことになった。65 年時点の国立の高等教育機関は、26 の総合大学、3 つの専門大学、10 の IKIP であった (Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:54)。

このように相次いで国立大学が設置された背景には、「多様性の中の統一」を図るため、国立大学の設置が政治的な意味合いを持ったことが大きかった。地域の期待は大きく、各州に少なくとも 1 国立大学という政府の方針が明らかにされた。

ブホリらは、1960 年代には高等教育が拡大する一方で、高等教育の質の低下が問題となったとする。その理由として、第一に、施設・設備や教員の質が高等教育の急激な拡大に対応できなかったこと、第二に、一定の学力を備えた新入生を確保することが困難だったこと、第三に、教授言語がインドネシア語になり、オランダ人教員が帰国したことによる教育の質の低下、を上げる。(Buchori & Malik 2004:256-7)

政府は、当時、50 年代の半ばに帰国したオランダ人教員の欠員を埋めるために緊急措置として西ヨーロッパから教員を招致し、また、復興及び教員教育のために米国政府から無償資金援助を受けた。さらに、共産主義国・社会主義国から奨学金を受け入れ、多くの教員や若者がソ連の大学に留学した。(Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:239)

3 私立大学の国への移管

教育文化省はインドネシアの高等教育発展の独特の事情として、以上のような国立大学の増設が私立から国立の移管によって進められたと述べている (Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:113)。

先述のように、ガジャマダ大学の場合はガジャマダ高等教育財団 (Yayasan Balai Perguruan Tinggi Gajah Mada) により設置され、後に国立大学となった。このほか、多くの国立大学が私立からの移管によって整備された (表 2-3)。

これらの大学は、いずれも地域の教育需要の高まりに対応して生まれた私立の高等教育機関がその基礎になっている。例えば、ディポネゴロ大学は 1957 年に私立のスマラン大学として設立され、3 周年を迎える際に、当時のスカルノ大統領が名称をディポネゴロ大学へと変更するとともに国立大学となった (<http://about.undip.ac.id/>, 2014.3.31)。また、スディルマン将軍大学は、61 年に地域の教育需要の高まりに応じてスディルマン大学指導財団が設けられ、64 年に国立スディルマン将軍大学が正式に創設された (<http://www.unsoed.ac.id/en/node/history>, 2014.3.20)。ジュンブル大学財団はジュンブルに大学の創設を望む、アフマド博士 (Dr.

Achmad) などの考えから始まり、1957年に私立大学タワング・アルン大学(Universitas Tawang Alun)が創設された。これが、1964年に国立ジュンブル大学(Universitas Negeri Djember)となった (<http://www.unej.ac.id/index.php/id/lembaga/sejarah-singkat.html>)。

このように、地域には大学の設置を望む声が高かった。政府側から見ると、当時から、政府は各州に1国立大学という基本政策をとっており、私立大学の国立への移管により、既に存在する校地や人的な資源を活用できるというメリットがあった。また、財団の側は国立にすることで財源や威信を得ることができる。こうした両者の利害の一致もあり、私立大学の国立への移管が進んだと思われる。

表2-3 私立大学から国に移管された大学一覧 (1949年～1964年)

国立大学名	設置年月日
ガジャマダ大学	1949年12月19日
パジャジャラン大学	1957年9月11日
スラバヤ工科大学	1960年11月3日
ディポネゴロ大学	1960年10月15日
アンダラス大学	1956年9月1日
スラウェシ北・中部大学	1961年7月4日
スラバヤ経済単科大学	1961年8月8日
パティムラ大学	1962年8月1日
リアウ大学	1962年10月1日
ブラウイジャヤ大学	1963年1月5日
ジャンビ大学	1963年4月1日
ポンティアナック国立大学	1963年3月20日
スディルマン将軍大学	1964年8月17日
ジュンブル大学	1964年11月9日

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, 2003, “Pendidikan Tinggi Indonesia Dalam Lintasan Waktu dan Peristiwa”

4 私立高等教育機関制度の確立

私立の高等教育機関も徐々に設置されたが、私立大学卒業生が学士号を取得するための要件は、1959年に「私立高等教育機関の学生に対する学位授与のための国家試験に関する政令(1959年第23号)」が定められるまで明らかではなかった。同政令は、一定の要件を満たす私立大学生は各大学の修了試験に合格した上で教育文化省が実施する国家試験に合格することにより、学士号を取得できると定めた。試験は学年度末に国立大学を会場として行われ、その運営や問題作成は、国立大学に置かれた試験委員会が担当した(第2条及び第3条)。同委員会は国立大学教員で構成され、関係国立大学学部の意見を聴いた上で試験の運営に当たった

(第 11 条、第 13 条)。このように国立大学が国家試験に大きく関与した狙いは、試験の実施を通じた国立と私立の連携強化により、私立大学の質の向上を図ることであった。

独立後初めての高等教育の基本法である、「高等教育機関法 (1961 年法律第 22 号)」によって私学高等教育の位置づけも明確になった。同法は、高等教育の目的、学校種、学部、教員、国立高等等教育機関、私立高等教育機関等、高等教育の骨格を定めた。私立高等教育機関については、同法第 3 条で「高等教育機関は政府または民間法人によって実施される」と規定され、私学高等教育は法的な基盤を得た。私立高等教育機関は「登録された機関」、「認定された機関」、「同等とされた機関」の 3 段階のステータスに分けられた (同法 25 条)。「登録」と「認定」の私立機関を修了した学生は 1959 年の政令が定めた国家試験の合格が学位取得の要件とされた。一方、最高ステータスである「同等」とは国立大学と同等という意味で、「同等」の私立大学は、国立大学と同様に自身で最終試験を行うことを許された。国家試験は、私学高等教育の質、プロセス及び卒業生に関する教育機関の質をコントロールするメカニズムの一部として機能することを期待された。

教育文化省は 1964 年に私立高等教育機関の登録を開始したが、登録に応じた機関は少数であった。65 年 11 月には「私立高等教育機関の設立に関する大統領令 (1965 年第 45 号)」が出て、私立高等教育機関の設置手続きが明確化され、私立高等教育機関の数が増加を始めた。国立大学が地方に整備されたのと軌を一にして私立大学の増設も進み、1973 年には 48 の私立大学が「登録」又は「認定」の地位を得た (Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:55)。

この時期に私立高等教育機関の設置が求められた背景として教育文化省は、進学希望者の増加に国立の機関の収容力が対応できなかったという理由を上げている。さらに、私立高等教育機関の設置の背景として、①独立戦争を戦った人々などの理想主義、②カトリック、プロテスタント、イスラームなど宗教的なイデオロギー、③政治的な組織と関連した政治イデオロギー、④経済的に貧しい学生のために僻地の町に設置する、という事情を上げている。そして、その次の時代には、高等教育をビジネスとして捉えるという考え方が出てきて、私学高等教育の増加に結び付いたという見解を述べている (Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2003:112)。

5 小括

独立後 10 年余りを経過し、1961 年に制定された高等教育機関法は高等教育の基本法として、その後の高等教育発展の基礎となった。1961 年時点の学生数は 10 万 8 千人であり、10 年間で 20 倍となった。このように、スカルノ時代は、高等教育の発展の基礎となる法律の整備や高等教育の拡大が進んだが、一方では、経済の低迷などもあり、本格的な教育開発は第 2 代大統領スハルトの時代まで待たなければならなかった。

1971 年、「アジア教育協力調査団」としてインドネシアを訪れた文部省調査統計課調査団は、インドネシアの独立後の教育改革に言及して、「端的に言えばスカルノ体制ごろまでの教育がエリートの養成と独立国家の体面に重きをおき、大学の量的増加をはかったのに対し、現政権が基礎的教育に力点をおき、初・中等教育の充実や教員養成に努力しているのは健全な方向と

言うことができる」(文部省大臣官房調査統計課 1972:11)として、スカルノとスハルトの教育政策を比較している。

第4節 スハルト長期政権下の教育の普及と拡大

1965年10月1日未明に、軍の一部の決起部隊が陸軍高級将校を殺害し、大統領官邸、国营ラジオ放送局、電話局を占拠した後、国軍トップによるクーデター阻止のために武力蜂起したと宣言した。これに対し、当時の陸軍戦略予備軍司令官スハルト少将が指揮を執って鎮圧した。これは「9・30事件」と呼ばれ、その真相は必ずしも明らかではないが、この事件を契機にスカルノ体制は崩壊に向かった。1966年3月、スハルトは治安維持という名目でスカルノ大統領から実権を奪い、共産主義者を始めとする反対勢力を徹底的に排除・抑圧し、その上で、自己の権力基盤を組織化して強固なものとした(増原 2010:2-3)。

1968年に第2代大統領に就任したスハルトは、社会主義的統制経済から資本主義的自由経済への転換を図り、西側諸国の援助も導入し、経済の立て直しを図った。「開発」を国家目標に掲げ、食糧増産、工業化、社会開発を推進した。1969年から5か年の開発計画 Repelita (以下、レプリタと称する)が始まり、1998年のスハルト退陣に至るまで、7次にわたるレプリタが策定された。1968年から96年の成長率が年平均7.0%に達するなど、経済発展が続いた。

1945年の憲法では、大統領は国家元首であるが、国民協議会が国権の最高機関とされていた。大統領は国民協議会から指名されて大統領に就任することになっていた。スハルトは国民協議会を支配下に置くため、「ゴルカル(職能集団)」を全国に組織し、これを集票マシンとして国民協議会を自身の勢力下に置いた。同時に国軍も含めた国民協議会議員の半数以上を大統領の任命制にすることで自らが選出される仕組みを作った。

1 教育の普及と拡大

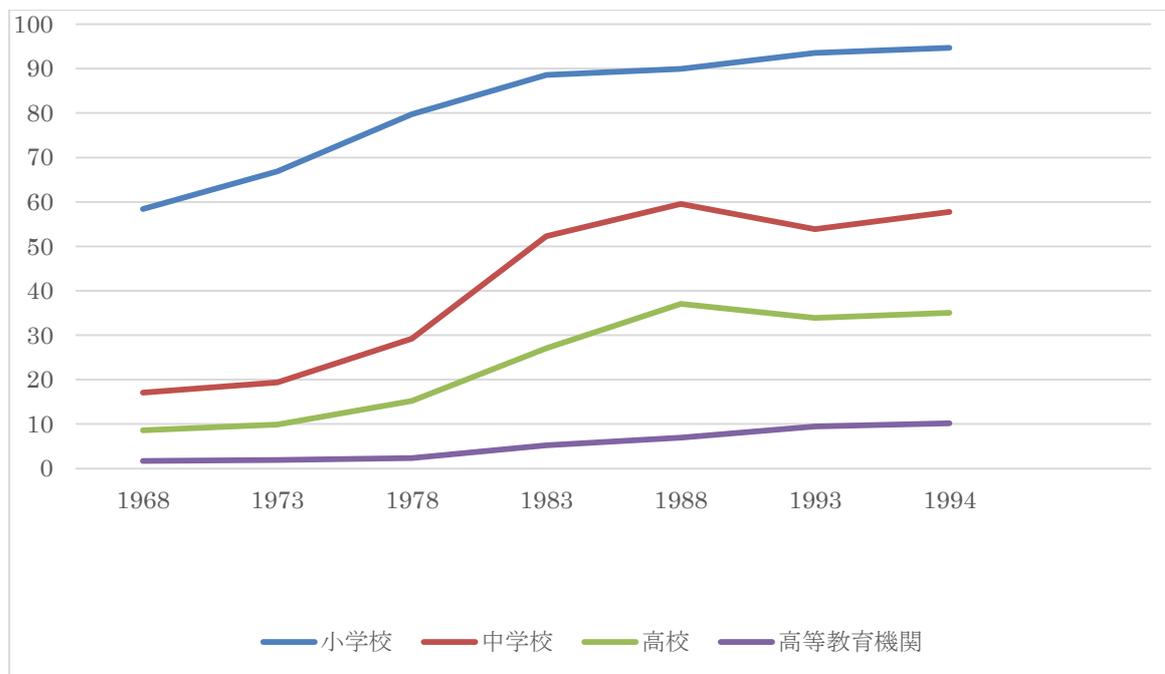
スカルノ初代大統領の統治下では、「高等教育機関法」の制定を始め、高等教育の発展の基礎が築かれたが、経済の停滞もあり、本格的な教育の普及・拡大が始まったのは、第2代大統領のスハルトの時代であった。1968年、スハルトが第2代大統領に就任し、1973年の「一つの村に一つの小学校」政策による小学校の急増によって、本格的な教育開発が開始された。1984年には6年制の義務教育が定められた。スハルト体制下においては、「多様性の中の統一」を実現する装置として学校教育の役割を重視し、中央集権的な教育を基本とした。1980年代には初等中等教育修了者の増加を背景に急速に高等教育が発展した。

以上のような政策展開は、スハルト第2代大統領統治下では、1969年に始まるレプリタに基づいて進められた。同政権下では7次にわたるレプリタが定められた。レプリタは国の政策の方向を示すが、服部は、1969年から98年のスハルト政権下におけるレプリタの特徴の一つとして「民間活力の効率的利用が年を経るごとに強調される傾向がある」とし、その例として、「レプリタIV~VIでは、私立教育機関の育成、教育運営における民間参加の強化が強調されている」としている。(服部 2006:162)

教育文化省によると（Ministry of Education and Culture1997:61）レプリタ I の開始前の1968年の小学校の純就学率は58.38%であり、レプリタVIの開始時の1994年には94.71%と大きく、就学率が向上した。中学校の粗就学率は68年の17.06%から94年の57.78%へ、高校の粗就学率は68年の8.58%から94年の35.07%、高等教育機関への粗就学率は68年の1.69%から94年の10.16%へとそれぞれ向上した（図2-1）。

また、1973年と1994/95年の女子学生の比率を比べると、小学校、中学校、高校、高等教育機関のすべてで女子学生の比率が高まっている。1994/95年時点の比率を学校種別に比べると、小学校で48.16%、中学校で47.28%、高校で45.70%、高等教育機関38.32%となっており、下位の学校ほど女子学生の比率が高くなっている（図2-2）（Ministry of Education and Culture1997:73）。このように女子の就学が進んでいるが、一方で高等教育機関では38.32%にとどまるなど、なお、上位の学校への進学では男女差が大きくなっている。

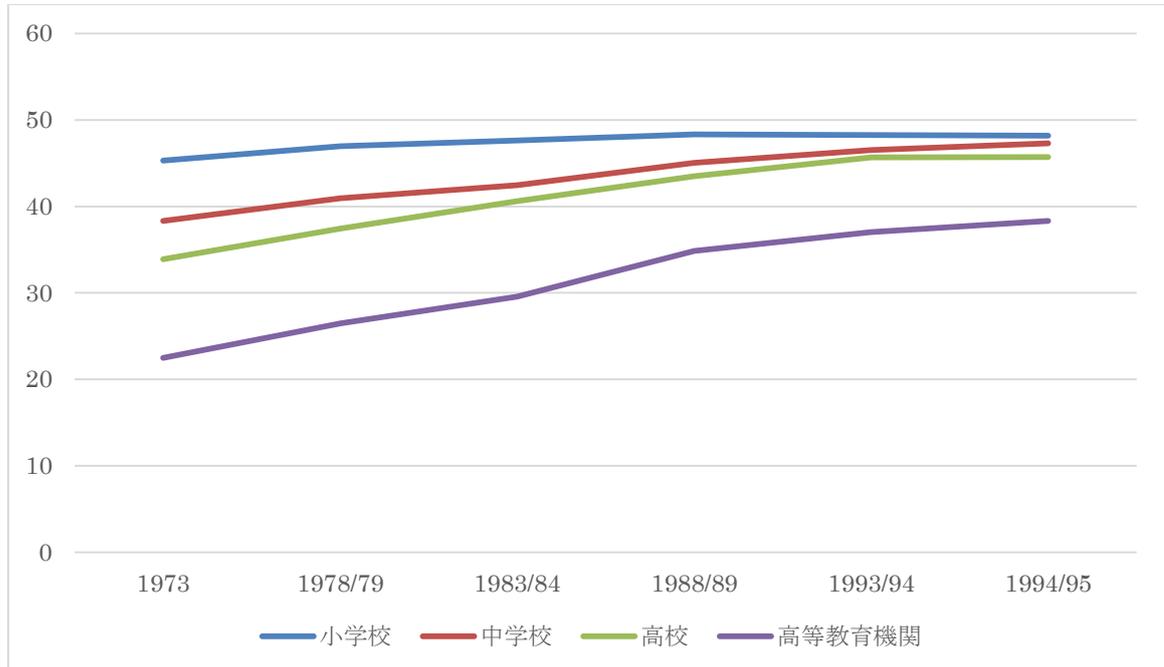
図 2-1 就学率の推移



出典：Ministry of Education and Culture, 1997, “Education Development in Indonesia”により筆者作成。

（注）小学校は純就学率、その他は、粗就学率である。

図 2-2 女子学生比率の推移



出典：Ministry of Education and Culture, 1997, “Education Development in Indonesia”
により筆者作成。

先述のように、1960年代から、国立大学は、各州に1大学という考え方で、整備されてきた。地方分権が進められる中で州の数が増え、国立大学の設置も増加した。1984年には、45番目の国立大学として、公開大学（Universitas Terbuka）が創設された。同大学は、ジャカルタ近郊にキャンパスを有するが、放送による遠隔教育を実施するものであり、教育の普及に大きな役割を果たしている（<http://www.ut.ac.id/en/ut-in-brief.html>）。

このように、スハルト体制の下では、レプリタに基づき、着実な教育の普及・拡大がなされてきたが、高等教育の質の面はどうなっているのか。教育文化省は1997年に、高等教育の質の指標として、教員の質、職務にかかる時間、施設・設備を上げて、以下のような検証を行っている（Ministry of Education and Culture 1997:85-8）。

インドネシアの教員の学歴は他国と比べて低いとし、1994年度において51,875人の全国立大学教員のうち、博士号取得者は7.0%、修士号が23.0%、学士号が70.0%としている。私立大学では全教員98,732人のうち、博士2.0%、修士12.0%、学士86.0%としている。

また、教員が大学で教育に費やす時間が少ないとして、1992年度では、40%の教員がパート・タイムで働いていると報告されている。多くの常勤教員が他の大学、特に私立大学で教育に従事することは問題であり、また、その理由として、国立大学の給与が低いこと、私立大学の教員不足があるとしている。さらに、教員室や図書館など施設・設備の不十分さも指摘している。

2 高等教育行政の整備

以上のように拡大する高等教育に対応して、国の高等教育行政の拡充が進められてきた。1975年7月12日、教育文化大臣決定（1975年第0140/U/1975号）により、高等教育総局の任務が規定された。官房、学術振興局、研究社会貢献振興局、私立高等教育機関局、学生局の1官房4局体制であった。

一方、教育文化省は、私立大学の増加に対応し、私学高等教育の監督・指導のため、出先機関として、1968年、高等教育機関調整官を全国7地域に設置した。1975年、高等教育機関調整官は私立高等教育機関調整官と改称された（教育文化大臣決定（第070/b/1976号））。1990年に、全国12の私立高等教育機関調整部(KOPERTIS)が設置され、今日に至っている。

表2-4 私立高等教育機関調整部の担当地域

私立高等教育機関調整部	所在地	所轄州
I	メダン	北スマトラ、アチェ
II	パレンバン	南スマトラ、ランブン、ブンクル、バンカ・ブリトゥン
III	ジャカルタ	ジャカルタ特別
IV	バンドン	西ジャワ、バンテン
V	ジョグジャカルタ	ジョグジャカルタ特別
VI	スマラン	中部ジャワ
VII	スラバヤ	東ジャワ
VIII	デンパサール	バリ、西ヌサ・トゥンガラ、東ヌサ・トゥンガラ
IX	マカッサル	南スラウェシ、南東スラウェシ、中部スラウェシ、北スラウェシ、西スラウェシ、ゴロンタロ
X	パダン	西スマトラ、リアウ、ジャンビ、リアウ諸島
X I	パンジャルマシン	南カリマンタン、西カリマンタン、東カリマンタン、中部カリマンタン
X II	アンボン	マルク、北マルク、パプア、西イリアン

出典：インドネシア教育文化省高等教育総局ウェブサイト（<http://www.dikti.go.id/id/profil-dikti/sistem-pondidikan-tinggi/>, 2014..3.26）により、筆者作成。

教育文化省は、私立高等教育機関調整部を通じ、高等教育機関の設置認可や教育プログラムのステータス付与、国家試験の実施など多岐にわたる業務を実施し、私立大学に影響を及ぼした。また、国立大学は私立大学の到達目標とされるとともに、私立は国立と連携を深めることを通じてレベルアップを図ることが期待された。国家試験の運営や問題作成、プログラムの審査を実際に担ったのは国立大学教員であった。このほか、国立大学教員の私立大学における非

常勤としての勤務や国立大学の教育研究施設の私学の共同利用など、様々なルートを通じて、国立は私立に影響を及ぼした。

3 初の包括的な教育の基本法の制定

1989年、教育制度について初めて包括的に定めた基本法として旧「国民教育制度法（1989年法律第2号）」が定められた。教育に関する法整備という点では、独立直後の1950年に「教育の基本に関する法律（1950年法律第4号）」が制定されていたが、これは教育文化省の管轄下の学校について規定したものであり、マドラサ（イスラーム学校）やプサントレン（イスラーム寄宿塾）といった宗教省管轄の学校や教育文化省以外の省庁が管轄する学校は対象としなかった。これに対し、旧国民教育制度法は、憲法で定められた単一の国民教育制度を実現するための教育制度の統合と初等中等教育の再編を改革の柱とした。

独立後の高等教育行政は、「高等教育機関法（1961年法律第22号）」に基づいて実施されてきた。旧国民教育制度法の施行後も従来の実施規定は有効とされたが、高等教育について定める基本法は旧国民教育制度法となった。同法は高等教育の基本的な事項を定め、政令によって高等教育に関する詳細を定めるという整理がなされ、包括的に高等教育について定める「高等教育に関する政令（1990年法律第30号）」が制定され、その後、1999年に「高等教育に関する政令（1999年政令第60号）」が制定されている。

4 高等教育のグローバル化への対応

(1) 新たな高等教育質保証制度の導入

高等教育のグローバル化が進む中、1980年代後半に入るとインドネシアにおいても、新たな質保証制度の検討が始まった。また、私立大学の教育研究水準の向上や地方の国立大学の増設に伴い、国立が私立の到達目標となるという考え方が実態に合わなくなってきたという事情もあった。

1994年に設立された全国高等教育機関ア krediyasiyon委員会（BAN-PT）は、国立及び私立のすべての高等教育機関の質と成果を評価することを責務とする独立した機関と位置づけられ、1998年に学士課程プログラムの基準認定結果を公表した。その後、1999年には修士課程プログラム、2001年に博士課程プログラムのア krediyasiyonを開始した。従来のステータス付与による仕組みから BAN-PT によるア krediyasiyonと教育文化省高等教育総局による設置認可・監督という二元的な質保証体制となった。

(2) 国立大学の法人化の検討と実施

さらに、1990年代に入ると、国立大学の法人化の検討が始まった。杉本（杉本 2004:88-9）によると隣国マレーシアでは国立大学の自律性を増し、国庫補助への依存を減少させるために、市場原理と競争原理を取り入れた法人化構想に取り掛かり、98年1月1日マレーシア最古の大学であるマラヤ大学が法人化され、続いて4つの国立大学が同年3月1日に法人化された（杉本 2004:88-9）。

インドネシアにおいてもこうした動きを視野に入れるとともに、大学経営の自律性を高め、

国際競争力の向上を目指すなどの観点から、国立大学の法人化への準備が進められた。国立大学の法人化に道を開くため、1999年、先ず、「高等教育に関する政令（1999年政令第60号）」が制定された。その第123条第1項に「独立して運営することが可能かつ適切な、政府が管理運営する高等教育機関は、その法的地位を独立法人とすることができる」と盛り込まれ、国立大学の法人化への道が開かれた。同条第2項は「第1項に規定する法人に関する規定は政令で定める」とし、これを受けて、「高等教育機関の法人化に関する決定（1999年政令第61号）」が制定された。続いて、法人化の条件や手続きの詳細を決めるため、「国立高等教育機関の法人化の条件及び手続きに関する国民教育大臣決定（042/U/2000）」が定められた。

こうした規定に従い、2000年以降、条件を満たすものから順次法人化された。

5 小括

1970年代から90年代へ、スハルト政権下の着実な経済発展を背景として教育の普及が進んだ。初めは初等中等教育に重点が置かれたが、次第に、高等教育に対する政府の投資額も増加し、また、私立の高等教育機関も80年代入ると急激に増加した。

こうした量的側面の拡大にとどまらず、次第に高等教育の質的側面にも目が向けられるようになってきた。質の高い私立大学の存在も散見されるようになり、また、高等教育のグローバル化の流れの中で、80年代後半に入ると、新たな質保証の制度の導入の検討がなされ、BAN-PTが94年に創設され、教育プログラムのア krediyasiyon が開始された。また、90年代には、国立大学の法人化の検討が進み、90年代末には法人化のための関係規定が整備された。

第5節 「改革」の時代

1997年7月、タイの通貨バートの急落に始まったアジア経済危機は、インドネシアの経済に大きな打撃を与えた。32年間続いたスハルト政権が倒れ、ハビビ大統領、ワヒド大統領、メガワティ大統領へと政権が移行する「改革」の時代を迎えた。この間、1999年の第一次憲法改正に始まり、2002年の第4次改正まで、4回にわたって毎年、憲法の改正が行われた。民主化、地方分権化が進められ、大統領、国会、憲法裁判所が整備された。この激動の体制転換期を経て、2004年、建国史上初めての直接大統領選挙でスシロ・バンバン・ユドヨノが大統領に選ばれ、「インドネシアは国家統治体制を根本から作り替え、政治体制の安定を取り戻した」（佐藤2011:18）。

1 新たな「国民教育制度法」の成立

1997年のアジア経済危機をきっかけにスハルト政権が崩壊し、ハビビ政権以降の「改革」の時代を迎え、民主化や地方分権二法（地方行政法及び中央・地方財政均衡法）が1999年に制定された。これらの法律によって、初等中等教育に関する権限が県（kabupaten）・市（Kota）レベルに移譲されることになった。一方、高等教育については、国民教育省の高等教育総局が担当する中央集権的なシステムが維持されている。

2003年、旧国民教育制度法に替わる教育制度の基本法として、「国民教育制度法（2003年）」が制定された。同法では、地方自治に伴う教育の権限移譲と責任主体、財政配分、学校教育の新たな枠組みが提示された。高等教育についても、その制度の枠組み、学問の自由、教育基準、カリキュラム、教職員、施設・設備、財務・経営、評価・アクレディテーション、設置認可などについて規定している。ただし、この法律においても詳細については、政令によって定められることとなっており、1999年の「高等教育に関する政令（1999年政令第60号）」の規定により基本的な事項が定められていると言ってよい。

その後の高等教育改革は、この法律に基づく関係法令の整備によって進められてきた。その内容は、教員の質の向上、質保証制度の充実、管理運営体制の見直しなど多岐にわたる。

2 国立教育大学の再編

1999年に国立教育専門大学（IKIP）を総合大学に再編する大統領決定が出され、同年6月に、ジョグジャカルタ国立大学、スラバヤ国立大学、マラン国立大学、マカッサル国立大学、ジャカルタ国立大学、パダン国立大学が誕生し、同年10月に、スマラン国立大学、インドネシア教育大学、メダン国立大学が創設された。さらに、2000年9月にマナド国立大学が誕生した。

また、1993年に国立の総合大学である、ウダヤナ大学の教育学部から教育単科大学（STKIP-Sekolah Tinggi Keguruan dan Ilmu Pendidikan）となったシンガラジャ教育単科大学が2001年に国立シンガラジャ教育専門大学となった。同大学は、2006年にはガネシャ教育大学へと発展した。また、同じく93年に、国立の総合大学であるサムラトランギ大学教育学部がゴロンタロ教育単科大学へと発展し、2001年には、国立ゴロンタロ教育専門大学に、さらに、2004年に同大学は国立ゴロンタロ大学へと発展を遂げた。

以上のような教育大学の再編の理由として、服部（服部 2013:244）は、第一に総合大学化することによって、国立大学の定員数を増加させることを上げる。国立大学を目指す志願者数が増加する中で競争の緩和を図るためである。第二に、より質の高い学生の入学を確保するためである。国立教育大学はこれまで総合大学に劣る二流大学、或は第二の選択肢として考えられる傾向があった。国立教育大学を総合大学化することで、より質の高い学生の入学を確保することを目指したとする。

総合大学化によって、旧教育大学には教育系以外の学部が新設されるようになった。なお、インドネシアの教員養成は開放制をとらず、教員養成学部を卒業することが原則である。しかし、教員養成学部を卒業していなくても、アクタ（Akta）と呼ばれる1年間の非学位プログラムを受講することで教員になることが可能である。

3 大学教員の学位取得の促進

2005年、専門職としての教員の職務や資格を定める「教師・大学教員法（2005年法律第14号）」が制定された。同法では、大学教員の資格について、学士課程の教員は修士以上の学位、大学院教員は博士学位の取得が必要とされた。

教員の学位取得を促進するため、教育文化省は大学教員を対象とした奨学金の拡充に力を入れている。2008年には、海外で博士学位を取得するサンドウィッチ・プログラムを開始した。国内の博士課程に在籍しつつ、海外の協定大学に一定期間在学して博士学位を取得する。国内の博士課程に在籍する782名の国・私立の大学教員が世界27カ国に派遣され、最大限4カ月のサンドウィッチ・プログラムを受講させた。2009年には400名の大学教員がこのプログラムの対象となった。

また、同省は、2009年、大学教員を対象とする新たな奨学金制度を立ち上げた。この奨学金は日本を含む諸外国や国内の有力大学における学位（修士・博士）の取得を支援するものである。一方で、海外留学に必要な英語力が不足している教員も相当数存在し、奨学金制度が十分に活用されていないという実情がある。

4 高等教育質保証制度の確立

先に述べたように、インドネシアでは、1990年代半ば以降、新たな質保証制度が導入され、従来のステータス付与による仕組みからBAN-PTによるアクレディテーションと教育文化省高等教育総局による設置認可・監督という二元的な質保証体制となった。

導入当初は、BAN-PTによるアクレディテーションの結果を基に、教育文化省高等教育総局が中心となって、アクレディテーションでA評価の教育プログラムを有する大学がアクレディテーション未了の教育プログラムを育成・指導するという方針であったが、これには国立大学による私学への介入を招くという私学関係者からの反発があり、2001年には、大学自身がアクレディテーションに取り組むという大学の自主性を尊重したシステムとなった。

2003年の新たな国民教育制度法においては、アクレディテーションは「すべての段階の正規教育及び非正規教育に関するプログラムと教育機関の適切性を決定するためになされる（第60条）」とされ、アクレディテーションを受けた機関のみが学位授与ができることとなった（第61条）。

このようなアクレディテーションの事実上の義務化に伴い、プログラム・機関に係る審査のための予算の確保や審査体制の充実が現実的な課題となったが、十分な体制を構築することはできず、審査の遅滞が生じ、有効期限が切れたプログラムが相当数存在しているのが現状である。こうした点も踏まえて、2012年に制定された「高等教育法（2012年法律第12号）」では、BAN-PTは機関に対するアクレディテーションを実施し、教育プログラムのアクレディテーションは、独立した専門団体等が実施するという方向性が打ち出されている。

羽田（羽田2009:3）は各国の高等教育制度は、歴史と伝統に対応した質保証の仕組みをもつと述べている。インドネシアでは、大学、専門職団体、学協会、大学団体といった質保証に関与すべき基盤が必ずしも強固ではないので、質保証において教育文化省の果たす役割が大きいことは今日に至るまでの特徴となっている。また、アクレディテーションの評価を行う際に、ABCというランク付けを採用している点が特徴である。60年代から続いた3段階のステータスによるランク付けの考え方が今日まで形を変えて継続していると考えられる。

5 国立大学の法人化の進展

関係規定の整備を受けて、2000年に、インドネシア大学、ガジャマダ大学、ボゴール農科大学、バンドン工科大学が法人化された。その後、2003年には北スマトラ大学、2004年にインドネシア教育大学、2006年にアイルランガ大学が続いた。このように、日本の国立大学の法人化が2004年に一斉になされたのとは異なり、条件を満たすものから順次法人化されてきた。

法人の組織、法人化の条件、法人化のための手続きは次の通りであった。

(1) 法人の組織

「高等教育機関の法人化に関する決定（1999年政令第61号）」において、高等教育機関は自立した国有法人（Badan Hukum Milik Negara）になる（第2条）とされた。法人化した高等教育機関の初期財産は国有財産を原資とした（第5条）が、国有法人化された大学には、財政、人事、資産運営、教育研究化などに関する一定の自治が与えられた。

その組織構成で最も大きな特徴は、新たに、最高経営会議が置かれたことである。最高経営会議の権限は、教育研究以外の事項の方針を決定すること、大学執行部の任免、戦略計画及び年次事業予算計画を承認することなどに及ぶ（第9条）。従来、大学運営の最高議決機関として意思決定を行っていた教員によって構成される評議会は教育研究の分野に限って最高の意思決定機関と位置づけられた。最高経営会議は、政府と社会を代表する機能を持ち、高等教育所管大臣、評議会、社会、学長から構成される。

このように、国有法人の国立大学におけるガバナンスでは評議会の権限を教育研究の分野に限定し、政府や社会などの大学外部の意見を反映した大学運営を目指した。

国有法人となっていない従来の国立大学では、評議会が立法機関であり、最高代表機関（高等教育に関する政令（1999年政令第60号）第30条）であるが、国有法人化された国立大学では、評議会の権能は教育研究分野に限られる。

法人化によって、財政、人事、資産運営、教育研究などに一定の自治が付与されたが、西野（西野 2004:114-8）によると、これら国有法人化された大学は自己収入の確保に力を注ぐようになり、特別選抜入試による高額授業料の徴収や非正規プログラムの拡充による増収を目指すようになった。この動きは他の法人化されていない国立大学にも及んだ。

こうした国立大学の積極的な学生獲得策は、財政基盤で劣り、十分な教育研究環境を整えることが困難な多くの私学高等教育機関にとって脅威となった。

(2) 法人化の条件

国有法人となる条件については、「国立高等教育機関の法人化の条件及び手続きに関する国民教育大臣決定（042/U/2000）」第2条に定められている。

まず、国有法人となる条件として、①効率的で良質の高等教育を実施すること、②財政的遂行能力に関する最低基準を充たすこと、③経済原理及び説明責任に基づく運営を行うこと、の3点を示し、さらに、各条件について、以下のことを述べている。

①の「効率的で良質」とは、次の点で評価される。

a. 目的達成過程の資源利用における節約度

- b.構想、使命、目的及び目標と利害関係者すべての希望及び社会的実需要との間の関連性
- c.適法かつ配分目的に適合し、目標に対して適切な、活動の実施及び資源利用における責任
- d.最適な結果及び影響を達成するための過程の選択能力
- e.到達した成果と表明された目的との整合性
- f.機関の目的達成のため、任務及び責任を遂行する中での学内共同体構成員等の満足度及び動機づけ
- g.良質さを維持する能力、適応能力及び環境の変化への対応能力

また、②の「財政的遂行能力」は、効率的かつ良質の教育を実施することに必要な継続的な費用支弁能力で評価される。さらに、③の「経済原理及び説明責任」は、最適の成果及び影響を達成するための予算使用の節約並びに高等教育の諸機能の実施に関する責任という観点から評価される。

(3) 法人化の手続き

国立高等教育機関の法人化の条件及び手続きに関する国民教育大臣決定（042/U/2000）」によると、法人化の手続きは以下の通りである。

学長は、国立高等教育機関の評議会の検討を経て、大臣に対して高等教育機関の地位を転換するための提案を行う。その際の添付書類として、国立高等教育機関の自己評価の結果、高等教育機関の業務方法書の概要、高等教育機関の当初5か年戦略計画及び年次計画並びに移行期間における高等教育機関の管理運営計画、が必要となっている（第8条及び第9条）。

以上の提案を受けて、大臣は、当該国立高等教育機関の提案の実現性について評価を行うよう、高等教育総局長に命じる。大臣は総局長から報告を受けて、その後、高等教育機関の設置に関する政令案を作成し、大統領に提出する（第10条）。

6 「教育法人法」の制定

以上のように、国立大学の法人化が進む一方で、学校教育の実施主体全体に及ぶ見直しが進められていた。教育制度全体の基本法として、2003年に「国民教育制度法（2003年法律第20号）」が制定された。この法律では、国立と私立を問わず、初等教育から高等教育まで、すべての学校教育の実施者は非営利を原則とする教育法人の形態をとることとされ、教育法人について、別に法律で定めると規定された（同法53条）。

この法律に基づき、2009年に成立したのが「教育法人法（2009年法律第9号）」である。上述のように、国立大学は2000年以来、国有法人化が進められてきたが、教育法人法では、既に国有法人化となった国立大学も含め、国立、私立を問わず、すべての高等教育機関の経営は「教育法人」が担うことになった。さらに、同法を具体化する規定として、「国民教育大臣令（2009年第32号）」が定められた。

教育法人法で定める高等教育の経営主体は、「政府が設立する教育法人（BHPP）」、「民間が設立する教育法人（BHPM）」、「既存教育法人」の3種類の法人であった。国立高等教育機関の経営はBHPP、私立高等教育機関の経営は、BHPM又は「既存教育法人」が担うことになった。国立と私立を所掌する法人の種類は異なるが、同じ「教育法人」のカテゴリーであり、

機能や組織構成の類似性も高まった。私立機関にとっては、これまで以上に公共性が要求されるようになった。すなわち、自治、説明責任、透明性、質の保証、最高のサービス、公平なアクセス、多様性、持続性、国家への責任の原則に基づくとされた（同法第4条）。また、学問的潜在能力を有するが経済的に恵まれない家庭の出身であるインドネシア人を新入学生の20%以上受け入れることや学生への奨学金や学費支援について、私学も義務付けられた（同法46条）。

また、教育法人法は、高等教育機関のガバナンスも大きく見直した。従来、教学側を構成員とする評議会（Senat）が最高意思決定機関と位置づけられていたが、同法においては、最高意思決定機関は設立者或いは設立代表者、教員代表、学長、職員代表及び社会代表からなる「最高経営会議」とされた。この会議は、少なくとも、総合政策決定、学術監督、学術分野以外の監査、教育政策・経営の4つの機能を有するものとされた（同法第14条）。

一方、教学側を代表する機関である「評議会」は、学術監督機能を有する組織として位置づけられ、教育研究における任務と権限に限定された（同法第27条）。さらに、最高経営会議の意思決定の過程においても教学側の関与を抑制する考え方が貫かれている。すなわち、学長、評議会構成員、職員代表者の数は最高経営会議の構成員数の3分の1までとされ、学長には投票による議決権がない。

以上のように、教育法人法では、従来の教学側の「評議会」によるガバナンスからステークホルダーを代表する最高経営会議によるガバナンスへと転換することとされた。また、設置者である法人は1機関を運営するという考え方がとられていた。これらは、アメリカ型の理事会によるガバナンスを志向したものと考えられる。

レヴィ（レヴィ 2004:25-63）が「同型化」という概念で、私立の高等教育機関の拡大が必ずしも多様化を招くわけではないと論じたように、「教育法人法」では、私立と国立の機関の類似性が強くなる結果となっている。

7 「教育法人法」違憲判決

このように、国立、私立の高等教育機関の経営主体とガバナンスの変更を内容として2009年に成立した「教育法人法」は、2010年3月、憲法裁判所から違憲との判決を下された。その主旨は、教育の実施を教育法人に委ねることは、憲法の定める、教育に対する国の責務に反するということであった。この判決の背景には、高等教育の商業化に対する批判があったと思われる。2000年に開始された国立大学の法人化に伴い、一部有力国立大学は、一般入試とは別に特別入学枠を設け、多額の奨学金や授業料を条件に入学を認めた。こうした収入確保策に対してはマスコミなどを通じた批判がなされてきた。近年、所得水準が向上しているとは言っても、なお、一般家庭にとっては、高等教育への進学は相当な経済的負担であり、決して容易ではないのが現状である。政府は奨学金の導入などの施策を進めているが、なお、国民の間に不満が大きい。

また、教育法人法では、先に述べたように、私立高等教育機関に対しても公共性がより要求されるようになる一方、国立と私立の財政的な格差を解消する具体的な施策は盛り込まれてい

なかった。これに対する私学関係者の不満も大きかった。

政府は、2010年の違憲判決を受けて、高等教育の経営主体について、見直すとともに、その他の高等教育の課題を踏まえた検討を行い、2012年8月に、高等教育の基本法として「高等教育法（2012年法律第12号）」が定められた。従来、高等教育に関しては、「国民教育制度法（2003年法律第20号）」に基づき、「高等教育に関する政令（1999年政令第60号）」などの政省令によって運用がなされてきた。この新たな法律では、「教育法人法」の違憲判決を踏まえ、国の高等教育機関設置に関する責務などが規定された。また、新たな学校種としてコミュニティ・アカデミーが定められ、新たな質保証の仕組み、国立高等教育機関として法人による運営も認めている。同法の実施に当たっては、関係政令の制定が必要であるが、その制定はほとんど進んでいない。サトリオ元高等教育総局長によると、事務局内の作成作業の遅れが原因とのことである。

8 「財団法」の制定

以上のように、国立大学の法人化や「教育法人法」に基づく、高等教育の経営主体の見直しが行なわれる一方、私学高等教育の経営主体に関連することとして、2001年に財団法（2001年法律第16号）が制定されたことに留意が必要である。

インドネシアの私学高等教育においては、日本の「私立学校法」のように、私立高等教育機関を経営する学校法人に関して規定する法律は存在しない。高等教育の経営主体のほとんどは財団（Yayasan）であるが、財団について、従来、インドネシアでは、財団の設立に関して規定する法律はなく、社会的慣習に基づく登録によって容易に設立が認められていた。しかしながら、スハルト体制下において、大統領など政府高官が財団を設立し、不透明な資金集めをして、蓄財等に利用し、政治腐敗に結びついたという事例もあった。このため、情報公開や説明責任の原則に則した運営が行なわれるよう、財団の設立や運営に関して定めた財団法の制定が行なわれた。財団は、社会、宗教、人材の分野における目的を達成するために準備された財産によりなる法人で会員を持たないものと規定され（財団法第1条）、私学高等教育の設置者は、財団法に基づき、登録を進めているところである。

9 新たな奨学金制度の創設

2000年に始まる国立大学の国有法人化は大学運営の自由度を高め、教育研究の活性化に一定の成果を上げる一方で、授業料の高騰を招くなどの批判を浴びてきた。国立大学の歳入の主なものは、授業料、国庫補助金、企業との連携による資金の3つであるが、大学は安易に授業料値上げに頼っているとの指摘もある。政府は、「bidikmisi」という新たな奨学金を創設した。これは、学力優秀であり、かつ、低収入の家庭出身の学生を対象とするものである。ヒルらによると、授業料が無料となり、月額60万ルピア（約60米ドル）の手当てが支給される。この奨学金を受け入れる高等教育機関は受入れ学生の20%を貧困家庭出身の学生から受け入れる義務を負う。これまでに約5万人の学生を国立及び私立の高等教育機関が受け入れた。教育文化大臣はこの奨学金の拡大を表明している。（Hill & Thee 2013:175）

10 「高等教育法」の制定

政府は、2010年の違憲判決を受けて、高等教育の経営主体について、見直すとともに、その他の高等教育の課題を踏まえた検討を行い、2012年8月に、高等教育の基本法として「高等教育法（2012年法律第12号）」が定められた。ただし、同法の実体化には政令や省令の整備が必要であるが、現時点ではほとんど進んでいないので、その動向は不透明なところも多い。

高等教育機関は、政府により設置される国立高等教育機関と民間により設置される私立高等教育機関の2種類に分かれる。私立の高等教育機関の場合は、非営利の原則に基づく法人により運営され、その設置には教育文化大臣の許可を得なければならない（高等教育法第60条）。法人は、関係法令に基づき、財団(yayasan)、協会(perkumpulan)などの形態をとるとされているが、関係規定は未整備である。

国立の高等教育機関はその経営に関する自治の付与の程度に応じて、「国立高等教育機関」と「法人国立高等教育機関」の2種類に分かれる（同法65条）。

高等教育機関は教育・研究・社会貢献を実施するセンターとして、独立した経営をする自治を有するとされ（高等教育法第62条）、その自治は、説明責任、透明性、非営利、質保証、効果・効率性の原則に基づくものとされる（同63条）。自治の範囲は学術分野と非学術分野を含むが（同64条）、国立の高等教育機関については、教育文化大臣による業績評価に基づいて選択的に自治が付与されると規定されており、「法人国立高等教育機関」には、当初財産として土地を除く国有財産、独立した経営判断、説明責任と透明性の機能を実施する部署、独立・透明・説明責任のある財務経営の権利、教職員の採用・解雇の権限、子会社設立や財産取得の権限、教育プログラムの開講・終了の権限が付与される。

一方、「国立高等教育機関」については、関係法令に基づき、経営権限が与えられると規定しているが、関係法令の規定は現時点では未整備である。

私立高等教育機関の自治に関しては、法令に基づき、運営法人が定めると規定されている。

私立の高等教育機関の場合は、非営利の原則に基づく法人により運営され、その設置には教育文化大臣の許可を得なければならない（高等教育法第60条）。法人は、関係法令に基づき、財団(yayasan)、協会(perkumpulan)などの形態をとるとされるが、関係規定は未整備である。

11 小括

2003年の国民教育制度法は教育改革の設計図として、高等教育においても教員の学位取得などに着実に成果を上げてきた。しかしながら、2010年に「教育法人法」が違憲判決を受け、国立大学の運営に関する規定が不透明となっている。

2012年に制定された高等教育法によって、高等教育の基本方針が定められたが、国立大学の運営主体について、同法では、一定の要件を満たせば、一定の自治を認める法人型の国立大学の設置が可能となっている。同法のこの規定については違憲との訴訟がなされているところであり、今後の動向が注目される。

第3章 高等教育の現状と特徴

前章では、インドネシアの教育の発展について、オランダ植民地時代から今日に至るまで辿った。インドネシアの高等教育の発展の基盤となる「高等教育機関法」が1961年に制定され、60年代から国立と私立の高等教育機関の整備が進んだが、初等教育から高等教育の開発が計画的に進み始めたのは、スハルト第2代大統領のレプリタ(国家開発計画)の策定以降であり、初等中等教育から高等教育まで拡大・普及が進んだことが明らかになった。その後、スハルト体制の崩壊とその後の「改革」の時代を経て、今日、高等教育の普及・拡大が進んでいる。

それでは、高等教育の現状はどうなっているのか。その特徴と課題は何か。本章では、これらについて、前章同様、私立と国立を比較する視点を持って検討する。

まず、学校教育制度全体の中の高等教育の位置づけを見るために、初等教育から高等教育に至る学校教育制度全体を概観する。次に、私立と国立の高等教育機関を比較する視点を持って、高等教育機関の整備状況、教育内容、教員体制、経営構造について検討を行う。これらの検討に当たっては、主として政府統計を活用する。

第1節 学校教育制度の現状と特徴

1 学校教育制度の概要

前章で見たように、オランダ植民地時代の学校教育の規模は限られたものであったが、アンダーソン(アンダーソン 2007:194-200)が指摘するように、植民地時代の学校教育制度が植民地ナショナリズムの促進に大きな役割を果たしたことに留意すべきである。広大な国土、膨大な人口、地理的な分散(約17,500の島々)、宗教的多様性、民族言語的多様性という条件の中、植民地政府が設立を進めた学校が、画一化された教科書、卒業証書と教員免許などを通じてナショナリズムの形成の一翼を担った。

インドネシアにおいて本格的に教育政策が展開されるのは、1945年の独立宣言以降である。パンチャシラと呼ばれる国家五原則を基礎として、広大な国土と多様な民族をインドネシア国民として統合するために、教育は一貫して大きな役割を担ってきた。スハルト第2代大統領による、経済開発が本格化する中で、1973年の「一つの村に一つの小学校」政策による小学校の急増によって、本格的な教育開発が開始され、1984年には6年制の義務教育が定められた。その後、就学率は順調に上昇し、1994年には9年制の義務教育が政府によって宣言された。97年のアジア経済危機を契機にスハルト体制が崩壊し、「改革(Reformasi)」体制に移行して、「地方自治二法(地方行政法1999年第22号、中央・地方財政均衡法1999年第25号)が1999年に成立し、2001年に施行された。服部によると「この法律によって従来の中央集権的な教育システムが改編され、教育に関する権限が県・市レベルに委譲されることになった。」しかしながら、高等教育に関しては、中央の教育文化省高等教育総局が一元的に関与している。

その後、スハルト体制の崩壊後の2003年、新たに、教育制度全般を規定する基本法として、

「国民教育制度に関する法律（2003年法律第20号）」（新国民教育制度法）が制定され、今日に至る。服部（2013:225-6）は、新旧の国民教育制度法を比較して、スハルト体制期には国民統合を目指す教育が強調され、「多様性の中の統一」を実現する装置として学校教育の役割が重視され、旧国民教育制度法も中央集権的な教育システムを基本としていたとし、一方、新国民教育制度法では、「地域の多様性や自律性を尊重する地方分権を基本とし、さらに教育への責任と参加を方向へと大きく転換した」として、教育財源に関する国と地方政府の責任分担の明確化やカリキュラム運用の弾力化、地域や学校主体の学校づくり、1989年教育法には見られなかった新しい側面が規定されている」と述べている。

インドネシアでは、大きく教育文化省管轄の学校と宗教省管轄の学校の2体系の学校教育が存在している。両省の管轄下にそれぞれ幼稚園から高等教育機関まで存在しており、相互の移動も可能である（図3-1）。先述のように、「改革」の時代の地方分権化により、教育文化省傘下の初等中等教育の学校の所管は県（kabupaten）・市（Kota）レベルに移譲されたが、宗教省管轄下の学校については、中央の宗教省が所管している。

インドネシアの学校の修業年限は、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学（学士課程）4年となっている。小学校、中学校及び高校については、卒業時に政府が実施する全国統一試験があり、これに合格することが、修了の条件となっており、不合格の場合は留年となる。一方、学業の優秀な学生の場合には、飛び級も散見される。このため、同学年に在籍する学生の年齢には幅が見られる。

義務教育は9年間であり、「7歳から15歳のすべての国民は、基礎教育を受ける義務を負う」（国民教育制度法第6条）とされ、中央政府及び地方政府は、費用を徴収することなく、最小限の義務教育の実施を保障する（国民教育制度法第34条）とされるが、実際には、制服などの諸経費で家庭の負担分も存在するので、経済的な理由から進学ができない事例も見られる。

図3-1 インドネシアの学校制度

年齢	宗教省管轄	教育文化省管轄	
26	イスラーム	博士課程	
25	博士課程		
24	イスラーム	修士課程	
23	修士		
22	イスラーム 学士課程	学士課程	職業教育
21			D4
20			D3
19			D2
18	イスラーム 高校	高校	D1
17			

16		
15	イスラーム 中学校	中学校
14		
13		
12	イスラーム 小学校	小学校
11		
10		
9		
8		
7	イスラーム 幼稚園	幼稚園
6		
5		
4		

出典：Ministry of Education and Culture, 2010, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”に基づき、筆者作成。

2 学校教育の普及・拡大と私学の役割

上述のように、インドネシアでは、「多様性の中の統一」という理念の下、教育の普及・拡大に力を入れてきた。1984年には6年制の義務教育が宣言されたが、その後、順調に就学率が向上し、94年には9年制の義務教育が導入された。

2011/12年の純就学率は、小学校95.55%、中学校77.71%、高校57.74%となっている。小学校については、ほぼ完全な就学が達成されている。

近年の粗就学率の推移を見ると(表3-1)、中学校では、1995/96年の62.32%から2011/12年の99.47%へと37.15ポイントの上昇、高校では、1995/96年の36.03%から2011/12年の76.40%へと40.37ポイントの上昇となっており、中学校や高校への就学も近年、着実に進んでいることがわかる。さらに、高等教育機関への就学率も1995/96年の16.96%から2011/12年の27.10%へと10.14ポイントの上昇である。

以上のように、小学校への完全就学がほぼ実現し、中学校、高校、さらには、高等教育機関への就学率も近年、着実に増加していることがわかる。

表3-1 粗就学率の推移

	1995/96	2000/01	2005/06	2010/11	2011/12
小学校(注)	111.88	112.86	113.85	115.33	115.43
中学校	62.32	73.00	74.25	98.20	99.47
高校	36.03	40.46	49.85	70.53	76.40
高等教育機関	16.96	21.04	19.48	26.34	27.10

出典：Ministry of Education and Culture, 2010, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”に基づき、筆者作成。

(注) 粗就学率は一定の教育レベルにおいて、教育を受けるべき年齢の総人口に対し、実際に教育を受けている(年齢にかかわらず)人の比率である。粗就学率が100%を超えている場合には留年で卒業できない生徒や進級が遅れている生徒の存在が想定される。

次に、設置者別の学校数を見ると、教育文化省管轄下の小学校や中学校では、私立学校の割合が、それぞれ、9%、38.8%にとどまるが、その他の学校種では私立学校の割合が大きい(表3-2)。高等教育機関についても、教育文化省傘下の機関の97.1%、宗教省傘下の機関の91.9%が私学である。

教育文化省及び宗教省管轄下のいずれの学校種においても私立の割合が高くなっている。教育文化省傘下の義務教育においても、私立の割合は、小学校で9.0%、中学校で38.8%に及んでおり、義務教育においても国の責務としての教育の提供が十分になされていないことがわかる。また、宗教省管轄下の学校については、教育文化省管轄下の学校よりも、私立の割合が大きくなっている。

表3-2 設置者別学校数(2011/2012年)

所掌	学校種	国立	私立	合計	私立の割合
教育文化省	幼稚園	2,083	68,834	70,917	97.1
	特別支援学校	496	1,428	1,924	74.2
	小学校	133,597	13,229	146,826	9.0
	中学校	20,594	13,074	33,668	38.8
	高校	8,267	13,643	21,910	62.3
	普通高校	5,570	6,084	11,654	52.2
	職業高校	2,697	7,559	10,256	73.7
	高等教育機関	92	3,078	3,170	97.1
宗教省	イスラーム幼稚園	0	25,435	25,435	100.0
	イスラーム小学校	1,686	21,385	23,071	92.7
	イスラーム中学校	1,437	13,807	15,244	90.6
	イスラーム高校	758	5,906	6,664	88.6
	イスラーム高等教育機関	52	593	645	91.9

出典：Ministry of Education and Culture, 2010, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”に基づき、筆者作成。

3 教育費の現状と特徴

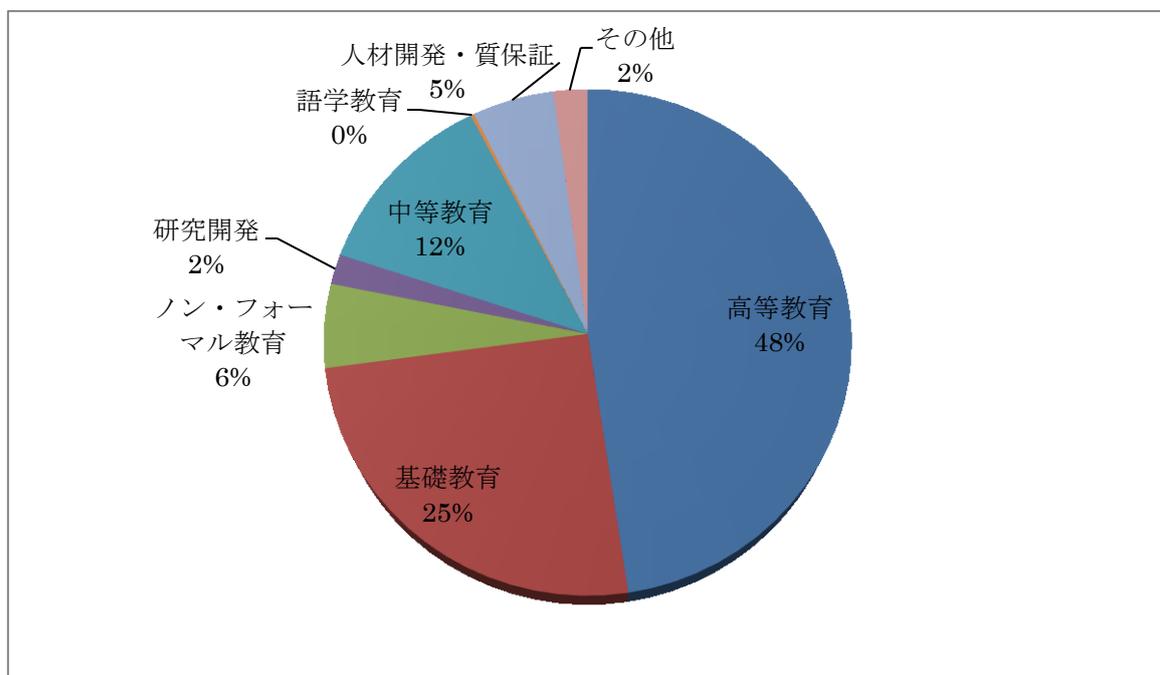
(1) 国の高等教育予算

2002年の第4次憲法改正で、憲法第31条第4項に「国家財政と地方政府財政の少なくとも

20%を教育予算にあてること」と規定された。実際に中央政府で20%に到達したのは2009年にとどまるが、政府は近年、教育予算の充実を図ってきた。教育予算は、複数の省庁にまたがるが、その一部である教育文化省の予算も着実に増加している。教育文化省の予算を見ると、高等教育の占める割合が48%と最も多く、次いで、基礎教育25%、中等教育12%の順となっている（図3-2）。なお、初等中等教育に関しては、別途、地方政府を通じた予算配分がある。

しかしながら、東アジア諸国における高等教育に対する公的支出を比較すると、インドネシアはGDPの0.3%を支出するにとどまっており、韓国、日本、タイの半分程度である。

図3-2 教育文化省の予算（2011年）



出典：Ministry of Education and Culture, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”に基づき、筆者作成。

第2節 高等教育の現状と特徴

前節で見たように、近年、初等中等教育から高等教育に至るまで、就学率が順調に上昇している。また、義務教育である小学校や中学校を除くと、私立学校の占める割合が一般に高く、高等教育も例外ではない。

以下では、高等教育の現状と特徴について、私学高等教育に焦点を当てながら、記述する。

1 高等教育機関の概要

(1) 高等教育機関の種類

インドネシアの高等教育機関は、総合大学 (Universitas)、専門大学 (Institut)、単科大学 (Sekolah Tinggi)、ポリテクニック (Politeknik)、アカデミー (Akademi)、コミュニティ・アカデミー (Akademi Komunitasi) の 6 種類である。高等教育は学問的教育と職業教育からなり、学問的教育は、サルジャナ (学士)、マギステル (修士) 及びドクトル (博士) と続く 3 段階の課程である。サルジャナは S1、マギステルは S2、ドクトルは S3 と呼ばれる。職業教育は修業年限が 1 年のディプロマ 1 から 4 年のディプロマ 4 まで存在する。さらに大学院の課程に相当する、専門課程 SP1、SP2 が置かれている。ポリテクニックは、スイスの支援により、1980 年代初めに、バンドン工科大学内に設置されたのに始まり、その後、実践的な工学教育の需要の高まりなどを背景に設置が進んだものである。また、コミュニティ・アカデミーは、2012 年の高等教育法で設けられた新たな学校種で、ディプロマ 1 と 2 の課程を提供する教育機関として、政府が全国に設置を計画している。

総合大学、専科大学及び単科大学は学問的教育及び職業教育の双方を実施できるが、アカデミー、ポリテクニック、コミュニティ・カレッジは職業教育の提供に限る。

(2) 教育システム

学年は 9 月に始まり、1 学年が最低 16 週の期間で構成される 2 つ以上のセメスターに分割される、学期単位制度 (Satuan Kredit Semester) が採用されている。学士課程の修了要件は 8 学期で最低 144 単位の取得が義務づけられている。修士課程の場合は、4 学期で計画され、36 単位～50 単位の取得が必要とされている。学士課程の後、4 学期以上 10 学期以内の期間在籍して、修士論文を作成する。

カリキュラムは、コア・カリキュラムと機関固有カリキュラムに分かれている。コア・カリキュラムは人格形成科目群、学問技能教科群、職業専門科目群、職業行動科目群、社会生活科目群の 5 つの科目群に分けられている。学士課程のコア・カリキュラムは学士課程の総単位数の 40%～80%、ディプロマ課程の総単位数の少なくとも 40%とされている。国民教育制度法では、高等教育のカリキュラムに宗教教育、公民教育、国語が含まれなければならないと規定された。人格形成科目群は、パンチャシラ教育、宗教教育及び公民教育で構成される。

成績評価は、試験、課題実施及び教員による観察により定期的に行われ、A、B、C、D、E の 5 段階で行われ、それぞれ、4、3、2、1 及び 0 の評点が与えられる。教育プログラムを修了するための要件は、条件となっている単位の取得と最低の累積成績指標 (IPK-Index Prestasi Kumulatif) を満たすことによって決定される。最低の IPK は各高等教育機関によって定められるが、学士とディプロマで 2.00 以上、修士と博士は 2.75 以上とされている。

(3) 入学試験

服部 (2013:248) によると、インドネシアの大学入試制度は幾度かの改革を経て現在に至っている。近年の変遷を見ると、1989 年から続いてきた国立大学入学試験 (Ujian Masuk Perguruan Tinggi Negeri) が 2001 年度をもって廃止され、新入生入学試験 (Seleksi Penerimaan Mahasiswa Baru) となったが、2008 年以降は国立大学入学国家試験 (Seleksi Nasional Masuk Perguruan Tinggi Negeri: SNMPTN) が開始された。

2008 年度以降はいくつかの大学入学試験が並行している。第一に、国立大学では、最も大

規模な試験が、国立大学入学国家試験（SNMPTN）である。2010年度には54国立大学が参加し、447,107人が受験した。第二に、国立大学と私立大学が共同で試験を実施する形態もある。例えば、大学共通入学試験(UMB-PT 2011)は12の国立大学と8つの私立大学が共同で入学試験を実施している。第三は、推薦入試と大学個別の試験を実施する形態である。

一方、私立大学の場合は、上述の国立との共同での入試も存在するが、各大学が個別に推薦入試や入学者選抜試験を実施するのが一般的である（服部 2013:249）。

2 高等教育機関の整備状況

(1) 高等教育の拡大と私学の役割

近年、中等教育修了者の増加とともに、高等教育への進学者が増加しており、高等教育機関の在学者数は、1995/96年の2,303,460人から2011/12年の5,616,670人へと、2.44倍になった。これを設置者別に見ると、国立機関では、2.13倍、私立機関は2.62倍となっている（表3-3）。最近の高等教育の拡大について、私立機関の学生の増加によるところが大きいことがわかる。

表3-3 高等教育機関の学生数の推移（設置者別）

	1995/96年 (A)	2011/12年 (B)	増加数	(B)/(A)
国立	853,298	1,816,391	963,093	2.13
私立	1,450,162	3,800,279	2,350,117	2.62
合計	2,303,460	5,616,670	3,313,210	2.44

出典：Ministry of Education and Culture, 2010, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”に基づき、筆者作成。

こうした私立高等教育機関の学生数の増加の内訳について、学校種別の学生数のデータが取得できた2002/03年以降の推移を見ると、2002/03年と2011/12年の学生数を比較すると、総合大学が5.53倍、次いで、専門大学2.81倍、ポリテクニク2.02倍、単科大学1.41倍、アカデミー0.61倍となっている（表3-4）。

高等教育機関の在学者数が一般に増加するとともに、総合大学の学生数の増加が目立っている。この背景について、サトリオ元高等教育総局長は、学生や親、社会一般が高学歴志向であり、よりステータスの高い、総合大学を志向することを上げた。

表3-4 私立高等教育機関の学生数の推移

年度	2002/03年 (A)	2011/12年 (B)	増減数 (B)-(A)	(B)/(A)
総合大学	355,436	1,964,378	1,608,942	5.53
専門大学	54,763	153,850	99,087	2.81

単科大学	880,379	1,238,224	357,845	1.41
アカデミー	594,656	360,713	-233,943	0.61
ポリテクニク	41,117	83,114	41,997	2.02
計	1,926,351	3,800,279	1,873,928	1.97

出典：Ministry of Education and Culture, 2010, "Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012"に基づき、筆者作成。

(2) 私立高等教育機関の学生規模

私立高等教育機関数（2011/12年）は3,078に上っており、全体の97.1%を占める。一方、私立高等教育機関の学生数は380万279人で全体の67.7%にとどまる。私立と国立の1校当たり学生数を比較すると、すべての学校種で私立の規模が国立より小さい（表3-5）。なお、学生数49万661人（2009年）を擁する国立大学である公開大学（Universitas Terbuka）を除いても国立の総合大学の1大学当たり学生数は、23,021人であり、私立総合大学の4,611人の5倍となっている。また、私立の単科大学は1校当たりの学生数が907人、アカデミーは330人と小規模であるが、これらの機関が私立高等教育機関全体の8割を占めている。

表3-5 高等教育機関数及び学生数（2011/12年）

		総合大学	専門大学	単科大学	アカデミー	ポリテクニク	合計
国立	学校数	52	7	1	0	32	92
	学生数	1,664,737	74,587	1,034	0	76,033	1,816,391
	学生数/学校数 (A)	32,014	10,655	1,034	-	2,376	19,743
私立	学校数	426	50	1,365	1,094	143	3,078
	学生数	1,964,378	153,850	1,238,224	360,713	83,114	3,800,279
	学生数/学校数 (B)	4,611	3,077	907	330	581	1235
合計	学校数	478	57	1,366	1,094	175	3,170
	学生数	3,629,115	228,437	1,239,258	360,713	159,147	5,616,670

出典：Ministry of Education and Culture, 2010, "Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012"に基づき、筆者作成。

次に、私立高等教育機関の規模について、2002/3年と2011/12年を比べると、総合大学の学生規模が4.1倍、専門大学が2.4倍と拡大する一方で、単科大学は0.9倍、ポリテクニク0.5倍、アカデミー0.3倍と縮小している。

表3-6 私立高等教育機関の学校数及び学生数の比較（2002/3年及び2011/12年）

年		総合大学	専門大学	単科大学	アカデミー	ポリテクニク	合計
2002 /03	学校数	318	43	880	570	35	1,846
	学生数	355,436	54,763	880,379	594,656	41,117	1,926,351
	学生数/学 校数 (A)	1,118	1,274	1,000	1,043	1,175	1,044
2011 /12	学校数	426	50	1,365	1,094	143	3,078
	学生数	1,964,378	153,850	1,238,224	360,713	83,114	3,800,279
	学生数/学 校数 (B)	4,611	3,077	907	330	581	1,235
増減	学校数	108	7	485	524	108	1,232
	学生数	1,608,942	99,087	357,845	-233,943	41,997	1,873,928
	(B)/(A)	4.1	2.4	0.9	0.3	0.5	1.2

出典：Ministry of Education and Culture, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2002/2003” 及び“Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”に基づき、筆者作成。

インドネシアは、現在、33州から構成されている。州ごとの高等教育機関への在学者数を見ると、最も多いのがジャカルタ特別州であり、次いで、東ジャワ、西ジャワ、中部ジャワと上位4州はジャワ島内である（表3-7）。このほか、第7位のジョグジャカルタ、14位のバンテンがジャワ島に位置している。ジャワ島への高等教育機関の集中が伺われる。なお、ジャカルタ特別州の国立機関には公開大学が含まれるが、同大学の学生は全国に在住していることに留意が必要である。

私立高等教育機関の在学者が占める割合の平均は、67.7%であるが、私立の割合が最も小さいのが、北スラウェシ州で44.7%、次いで、ジャカルタ特別州46.1%、ゴロンタロ州47.2%、マルク48.7%、東カリマンタン州48.8%の順となっている。このうち、ジャカルタ特別州については、国立である公開大学の学生が含まれているので、私立の割合が小さくなっている。その他の州については、例えば、北スラウェシ州には、サムラランギ大学、国立マナド大学、国立マナド・ポリテクニク、国立ヌサ・ウタラ・ポリテクニク、ゴロンタロ州には国立ゴロンタロ大学が存在するなど、国立高等教育機関の学生規模が大きいことから私立機関の割合が小さくなっていると思われる。

なお、私立が100%を占める西スラウェシ州は2004年に南スラウェシ州から分離して生まれた。各州に国立大学を整備するという基本方針に基づき、私立の南スラウェシ大学の国立への移管が進められているが、2011/12年時点では移管が完了していない。

表3-7 州別の高等教育機関の学生数の現状（2011/12年）

州名	在学者総数	私立の割合
----	-------	-------

1	ジャカルタ特別	1,029,117	46.1
2	東ジャワ	693,926	74.1
3	西ジャワ	651,436	77.0
4	中部ジャワ	397,469	87.7
5	北スマトラ	374,984	83.6
6	南スラウェシ	339,006	79.7
7	ジョグジャカルタ特別	244,158	62.8
8	南スマトラ	171,702	80.1
9	アチェ	168,006	71.3
10	西スマトラ	165,291	54.7
11	リアウ	115,850	68.1
12	西ヌサ・トゥンガラ	111,587	83.4
13	ランブン	111,202	72.7
14	バンテン	107,053	87.7
15	バリ	83,785	60.6
16	東カリマンタン	83,545	48.8
17	中部カリマンタン	82,486	73.7
18	東ヌサ・トゥンガラ	68,715	68.9
19	南東スラウェシ	67,920	72.9
20	中部スラウェシ	64,812	74.5
21	西カリマンタン	63,431	65.6
22	北スラウェシ	58,170	44.7
23	パプア	49,589	59.6
24	ブンクル	49,503	70.2
25	マルク	48,981	48.7
26	ジャンビ	47,774	69.0
27	ゴロンタロ	32,663	47.2
28	リアウ諸島	32,345	80.6
29	南カリマンタン	26,902	64.1
30	北マルク	26,772	75.2
31	西スラウェシ	19,954	100
32	西パプア	19,573	77.2
33	バンカ・ブリトゥン	8,972	77.1
平均		170,202	67.7

出典：Ministry of Education and Culture, "Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012"に基づき、筆者作成。

3 教育内容の現状と特徴

高等教育機関が提供する教育プログラム（2008/9年）を比較してみると、職業教育の全プログラム4,474のうち、私立機関の提供するプログラム数が83.3%を占める。D1からD4のすべての課程で私立機関のプログラム数が上回っている。また、学術教育の全プログラム10,548のうち、私立機関のプログラム数が72.1%を占めるが、課程ごとに見ると、私立機関が占める割合は、学士課程プログラムの78.5%、修士課程プログラムの41.5%、博士課程プログラムの12.8%となっている（表3-8）。

このように、職業教育及び学士課程のプログラムでは私立の割合が大きいが、修士や博士の課程では国立の教育プログラム数が私立を上回る。私学高等教育が職業教育や学士課程において中心的な役割を果たす一方、大学院の高度な人材養成を中心的に担っているのは国立大学である。

表3-8 高等教育機関の教育プログラム数（2008/09年）

教育 課程	職業教育					学術教育			
	D1	D2	D3	D4	合計	学士	修士	博士	合計
国立	1	1	660	87	749	1,930	753	265	2,948
私立	138	34	3,453	100	3,725	7,027	534	39	7,600
合計	139	35	4,113	187	4,474	8,957	1,287	304	10,548
私立の割合(%)	99.3	97.1	84.0	53.5	83.3	78.5	41.5	12.8	72.1

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan Nasional, “Perspektif Perguruan Tinggi di Indonesia Tahun 2009” により、筆者作成。

一方、専攻分野別の学生数を見ると、私立高等教育機関では、経済が39.6%、社会が29.4%と、社会科学系を専攻する学生が全体の7割を占めている。一方、公開大学については、教育を専攻する学生が85.7%を占めている（表3-9）。

表3-9 設置者別・専攻分野別学生数（2008年/2009年）

	国立（公開大学を除く）		公開大学		私立		合計
保健・健康	69,568	7.6	-	-	271,020	12.3	340,588
工学	159,201	17.5	110	0.0	506,476	22.9	665,787
数学・自然科学	56,618	6.2	1,408	0.3	28,886	1.3	86,912
農学	75,280	8.3	2,678	0.5	41,502	1.9	119,460
経済	125,396	13.8	20,363	4.2	876,128	39.6	637,703
社会	134,063	14.7	43,819	8.9	649,942	29.4	526,212
宗教	1,060	0.1	-	-	7,040	0.3	8,100

人文	33,973	3.7	1,545	0.3	34,106	1.5	69,624
教育	246,256	27.0	420,738	85.7	461,876	20.9	1,128,870
文化	9,464	1.0	-	-	18,985	0.9	28,449
合計	910,879	100	490,661	100	2,210,165	100	3,611,705

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan Nasional, “Perspektif Perguruan Tinggi di Indonesia Tahun 2009” により、筆者作成。

4 教員体制の現状と特徴

最終学歴別の教員数を見ると、国立では、修士が 68.4%、博士が 19.3%で併せて、87.7%を占めている。一方、私立では、修士が 59.5%、博士が 4.0%で併せて 63.5%となっており、修士以上の高学歴者の比率は、国立が私立を上回っている（表 3-10）。

また、女性教員の割合は、国立 37.3%、私立 51.4%となっており、私立高等教育機関の方が、女性教員の割合が高くなっている（表 3-11）。

表 3-10 高等教育機関の教員数（2011/2012 年・最終学歴別・設置者別）

	学士		修士		博士		ディプロマ		計	
国立	7,122	12.3	39,640	68.4	11,173	19.3	43	0.1	57,978	100.0
私立	48,564	36.0	80,271	59.5	5,350	4.0	781	0.6	134,966	100.0
計	55,686	28.9	119,911	62.1	16,523	8.6	824	0.4	192,944	100.0

出典：Ministry of Education and Culture, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”により、筆者作成。

表 3-11 高等教育機関の教員数（2011/2012 年・男女別）

	男子	女子	合計	女子の割合
国立	36,361	21,617	57,978	37.3%
私立	65,530	69,436	134,966	51.4%

出典：Ministry of Education and Culture, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”により、筆者作成。

教員体制について、私立は、国立と比べて、非常勤教員に大きく依存している。2009 年時点の高等教育機関の教員数を見ると、所属先のない非常勤教員が 86,929 人に上っているが、教育文化省によるとそのほとんどは私立高等教育機関で勤務している。

また、サトリオ元高等教育総局長へのインタビューによると、常勤の国立大学教員の相当数が私学で非常勤教員を務めているという実態がある。ブコリらは、国立大学の常勤教員が私立大学で非常勤として教育に携わることが、需要と供給の両面から促進されていると指摘する。国立大学の本務だけでは十分な報酬を得られない国立大学教員は副収入を望み、一方、常勤の優秀な教員を雇う財政基盤がない私立大学にとっては安価な教員確保策となる（Buchori &

Malik 2004: 275)。

先に見たように、私立の高等教育機関は職業教育プログラムや学士課程の教育に中心的役割を果たしており、必ずしも高位の学歴が要求されてこなかったという事情もあるが、私学の財政基盤が一般に弱体で高学歴者を雇用することが困難な面もあると思われる。

表 3-12 高等教育機関の教員数 (2009 年)

機関	国立機関	私立機関常勤		非常勤(注2)	合計
		財団雇用	国家公務員(注1)		
人数	62,986	98,245	9,289	86,929	257,449
比率	24.5	38.2	3.6	33.8	100.0

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan Nasional, “Perspektif Perguruan Tinggi di Indonesia Tahun 2009” により、筆者作成。

(注1) 国による私学支援として、国家公務員が常勤教員として派遣されている。

(注2) 所属先のない非常勤教員である。

第3節 高等教育の経営構造

1 高等教育機関の組織編制とガバナンス

2012年に高等教育法が成立したが、その実施のための規則の制定が遅れており、現在の高等教育の制度的枠組みは、「国民教育制度法(2003年法律第20号)」と「高等教育に関する政令(1999年政令第60号)」によって定められていると言ってよい。インドネシアでは、日本の「私立学校法」のように特別に私学を規定する法律は存在しない。私立高等教育機関の組織編制は、各機関の「学則」で定めるが、学則の制定に当たっては同政令第8章の組織編制を指針とする(同政令第100条第2項)。すなわち、組織編制に関する規定は国立及び私立の機関に適用され、各私立大学の独自性を発揮する裁量の余地は少ない。

ガバナンスについては、教学側から構成される評議会の権限が大きいことが特徴である。「高等教育に関する政令」第30条において評議会は、「当該高等教育機関の立法機関であり、最高代表機関である」とされ、教育研究及び開発の方針の策定、歳入歳出予算の審議・承認、学長候補者についての審議など教育研究から管理運営に至るまで幅広い任務を持つ。その構成は、教授、学長、学部長、教員代表であり、学長が評議会の議長を務める。また、学部レベルでは、学部評議会が学部の立法機関であり、最高の代表機関という位置づけである(同政令第49条)。

このように、組織編制やガバナンスの仕組みについて、私立の裁量の余地は少なく、国立と私立の違いが小さいことが特徴となっている。

2 設置者と大学の関係

私立高等教育機関の設置者は財団又は社会的性格を持つ団体の形態をとらなければならないと規定されている(同政令第119条)。私立高等教育の設置者たる法人と高等教育機関の関

係は組織的に分離しており、財団等の下に複数の学校を経営することが可能であり、実際にそうした例も見られる。

また、設置者たる法人の執行部及び構成員が当該高等教育機関の執行部の一員を兼ねることはできない（同政令第 39 条、第 63 条、第 78 条、第 91 条）。日本で学長が理事を兼ねるのと比較すると、インドネシアの場合は設置者と高等教育機関の分離がより徹底していると言えることができる。

第 4 節 「高等教育法」における高等教育の経営構造の現状と特徴

政府は、2010 年の違憲判決を受けて、高等教育の経営主体について、見直すとともに、その他の高等教育の課題を踏まえた検討を行い、2012 年 8 月に、高等教育の基本法として「高等教育法（2012 年法律第 12 号）」が定められた。この法律においては、どのような高等教育の経営構造が定められているのか。以下では高等教育の経営構造の現状と特徴について同法の規定を中心に整理する。ただし、同法の具体化には政令や省令の整備が必要であるが、現時点ではほとんど進んでいないので、その動向は不透明なところも多い。

1 高等教育の設置主体

高等教育機関は、政府により設置される国立高等教育機関と民間により設置される私立高等教育機関の 2 種類に分かれる。私立の高等教育機関は、非営利の原則に基づく法人により運営され、その設置には教育文化大臣の許可を得なければならない（高等教育法第 60 条）。法人は、関係法令に基づき、財団(yayasan)、協会(perkumpulan)などの形態をとるが、関係規定は未整備である。

私立高等教育の設置者たる法人と高等教育機関の関係は組織的に分離しており、財団の下に複数の学校を経営することが可能であり、実際にそうした例も見られる。日本も同様に法人と大学が分離しており、複数の教育機関の設置が可能である。両角（2010:44-5）は日本の私立大学の特質の一つとして、法人と大学の分離を上げ、複数の教育機関の設置が可能となり、その結果、発展に結びついた例を紹介している。

一方、国立の高等教育機関はその経営に関する自治の付与の程度に応じて、「国立高等教育機関」と「法人国立高等教育機関」の 2 種類に分かれる（同法 65 条）。

2 高等教育機関の自治

高等教育機関は教育・研究・社会貢献を実施するセンターとして、独立した経営をする自治を有する（高等教育法第 62 条）。その自治は、説明責任、透明性、非営利、質保証、効果・効率性の原則に基づく（同 63 条）。自治の範囲は学術分野と非学術分野を含むが（同 64 条）、国立の高等教育機関については、教育文化大臣による業績評価に基づいて選択的に自治が付与され、「法人国立高等教育機関」には、当初財産として土地を除く国有財産、独立した経営判断、説明責任と透明性の機能を実施する部署、独立・透明・説明責任のある財務経営の権利、教職

員の採用・解雇の権限、子会社設立や財産取得の権限、教育プログラムの開講・終了の権限が付与される。

一方、「国立高等教育機関」については、関係法令に基づき、経営権限が与えられると規定するが、関係法令の規定は未整備である。

私立高等教育機関の自治に関しては、法令に基づき、運営法人が定めると規定されている。また、高等教育経営に関しては、さらに、詳細に政令で定めるとされている。これらの規則については、まだ、制定作業中であり、これらの規定が明らかにならなければ、どの程度、法人側の自治が認められているのかは不透明である。

3 高等教育機関のガバナンス

高等教育機関は学則(Statuta)を定める(同法 60 条)。高等教育機関には、政策の決定、学術の実現、質の向上と保証、学術上のサービスと教育の提供、管理と経営を実施する組織が設けられるが、この実施組織は、学則で定める(同法 61 条)。学則について、国立高等教育機関は大臣令、法人国立高等教育機関は政令、私立高等教育機関は運営法人の規定で定められる(同法 66 条)。

しかし、国立高等教育機関や法人国立高等教育機関の学則を定める大臣令や政令は未整備であり、今後の国立機関のガバナンスは不透明である。

第 5 節 まとめ

高等教育への進学者が着実に増加する中で、私学高等教育が高等教育の普及に大きな役割を果たしていることが確認できた。

また、国立と比べて、私立高等教育機関の特徴として、①学生規模が小さいこと、②職業教育プログラムの提供を中心的に担っていること、③施設や設備に経費がかからない人文社会科学系の教育プログラムの割合が大きいこと、④教員の学歴が国立と比べて一般に低く、また、非常勤教員が多いこと、⑤組織編成等では、私立の裁量の余地は大きくないこと、等が明らかになった。

第Ⅱ部 私立高等教育の発展の動向に関する考察

第Ⅰ部では、インドネシアの高等教育の発展において私学の果たした役割に注目して記述した。そのため、その発展の背景となる社会経済の状況や教育の歴史的な展開について触れた上で、高等教育の特徴について整理した。

その結果、1961年の「高等教育機関法（1961年法律第22号）」の制定によって、高等教育の法的な基礎が整い、その後のスハルト第2代大統領の時代には経済発展による国民の生活水準の向上を背景に、高等教育の量的拡大が実現したが、その拡大に私立高等教育が大きな役割を果たしてきたことが明らかになった。また、国立の機関と比べて、私立の高等教育機関が小規模であり、職業教育を中心としているということがわかった。

以上のような発展を遂げてきた、インドネシアの私立高等教育がどのような形態で発展を遂げ、その現状はどうなっているのか。これを、①設置行政の歴史的な変遷、②私立高等教育機関の設置者単位の経営行動の把握、③私立高等教育の経済的側面、④私立高等教育の質的側面という4つの観点から多角的に検討するのが、第Ⅱ部の課題である。

従来の研究では、学校数や学生数の推移を基にした検討にとどまっているが、私立大学の経営行動を把握するには設置者単位の動向を把握する必要がある。このため、本研究では、設置者レベルでの学校規模や学校種の転換について検討する。さらに、私立高等教育の質的側面及び経済的側面についての検討も行う。このような作業の後、インドネシアにおける私立高等教育の発展の特徴について考察し、今後の発展のための課題を整理したい。

第Ⅱ部では、先ず、第4章で私立高等教育機関の設置及び転換の仕組みについて、その変遷と現状について検討する。次いで、第5章では、ジャカルタ特別州の私立のアカデミーとポリテクニックを取り上げて、その学生数の変化、設置・転換について検討した。さらに、第6章では、ジャカルタ特別州の単科大学、専門大学及び総合大学を対象として、その学生数の変化、設置・転換の動向について考察した。

第7章では、全国高等教育機関アクレディテーション委員会（BAN-PT）によるアクレディテーション評価に基づいて、国立の機関と比較しながら、私立高等教育の質的側面の現状を検討した。そして、第8章では、私立高等教育の実施に必要な費用は誰が負担しているのか、また、私立高等教育機関の財務の現状はどうなっているのか、という2つの視点から私立高等教育の経済的側面について検討した。

第4章 私立高等教育機関の設置及び転換の仕組み

インドネシアでは、独立戦争の最中の1946年に初の私立総合大学である、インドネシア・イスラーム大学が創設された（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi:2003:42）。その後もジャカルタに創設された、ナショナル大学始め、私立大学の設立は進んだが、高等教育制度が法的に確立したのは、1961年の「高等教育機関法（1961年法律第22号）」の制定によってで

あり、私立高等教育機関の法的な規定に基づく設置認可も同法の規定により開始された。

その後、高等教育機関法に替わって、高等教育の基本法となったのは、1989年の旧「国民教育制度法（1999年法律第4号）」であり、その実施のために「高等教育に関する政令（1999年政令第60号）」が定められ、高等教育機関の組織などが明確に定められた。

本章では、まず、私立高等教育機関の設置認可制度の歴史の変遷を辿り、次いで、高等教育機関法における設置認可と現在の設置認可の仕組みについて検討する。

第1節 私立高等教育機関の設置認可制度の歴史の変遷

1 私学高等教育の法的な確立

1945年に始まった独立戦争の最中の1946年にインドネシアで初の私立総合大学としてインドネシア・イスラーム大学がジョグジャカルタに創設され、次いで、1949年にジャカルタにナショナル大学が設置された。その後も徐々に私立大学が設置されたが、私立大学卒業生が学士号を取得するための要件が明らかではなかったため、1959年に「私立高等教育機関の学生に対する学位授与のための国家試験に関する政令（1959年第23号）」が定められ、一定の要件を満たす私立大学生は各大学の修了試験に合格した上で教育文化省が実施する国家試験に合格することにより、学士号を取得できるとされた。

このように、私立大学の創設という事実は積み重なってきたが、法律的に高等教育機関が明確に位置づけられたのは、1961年の「高等教育機関法（1961年法律第22号）」の成立による。教育文化省高等教育総局によると、同法の成立直後は、登録に应ずる私立高等教育機関数は少数であった。登録数が増加を始める契機となったのは、65年11月の「私立高等教育機関の設置に関する大統領令（1965年第15号）」の公布である（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi2003:112）。同大統領令で、私立高等教育機関の運営を希望する法人は、高等教育機関・科学大臣に事前の承認を得ることとされ、当該承認は文書によりなされると明示された。こうして、私立高等教育機関の拡大の基盤が整い、1965年には、全国で200以上の高等教育機関が存在した（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi2003:117）。

2 旧「国民教育制度法」の成立と関係政令の制定

その後、1980年代の初めには私立高等教育機関の在学者数が国立機関を上回るなど私学高等教育の拡大が進む中、1989年に旧「国民教育制度法」が成立した。この法律は既に述べたように、宗教省管轄のイスラーム系の学校も含めた国民教育制度の包括的な法律であり、高等教育についても従来の高等教育機関法に替わる基本法と位置づけられた。しかしながら、旧国民教育制度法で直接高等教育について規定する条文は7カ条にとどまり、詳細については、政令の規定に委ねられた。

そのため、1990年に「高等教育に関する政令（1990年政令第30号）」が制定された。その後、1999年に「高等教育に関する政令（1999年政令第60号）」が成立した。1999年の政令は、2000年以降に進む、国立大学の法人化への方向性を明らかにしたが、私立高等教育機関

の設置認可に係る規定については 1990 年の政令の内容とほぼ相違ないと言ってよい。その後、高等教育機関の設置や転換の条件や手続きなどについて詳細に規定するため、「高等教育機関の設立指針に関する国民教育大臣決定（第 234/U/2000）」が定められている。

2003 年には、新しい「国民教育制度法（2003 年法律第 20 号）」が成立したが、同法においても高等教育に関して直接定めているのは第 19 条から第 25 条の 7 カ条にとどまり、詳細については、引き続き、1999 年の「高等教育に関する政令（1999 年政令第 60 号）」が適用されている。

3 質保証制度の整備

先に述べたように、「高等教育機関法」では設置認可時に 3 段階のステータスが与えられたが、このステータス付与の仕組みは、旧「国民教育制度法」の下でも継続された。

しかし、第 7 章でも述べるように 1994 年に BAN-PT が設立され、全国の国立、私立の高等教育機関の教育プログラムについて、ア krediyteyeshyon を徐々に開始し、従来の「ステータス」は BAN-PT によるア krediyteyeshyon に徐々にとって替わられた。現在では教育文化省による設置認可と BAN-PT によるア krediyteyeshyon の二元的な評価へと変貌を遂げている。

インドネシアには、日本のように、私立学校について、その設置者たる学校法人の組織等について規定した「私立学校法」のような法律はないが、2001 年に「財団法（2001 年法律第 16 号）」が制定され、その後は、財団としての要件を満たすことが必要となった。

表 4-1 私立高等教育機関の設置に関する法令の制定状況

年	法令名
1961	高等教育機関法（1961 年法律第 22 号）
1965	私立高等教育機関の設置に関する大統領令（1965 年第 15 号）
1989	国民教育制度に関する法律（1989 年法律第 2 号）
1990	高等教育に関する政令（1990 年政令第 30 号）
1999	高等教育に関する政令（1999 年政令第 60 号）
2000	高等教育機関の設立指針に関する国民教育大臣決定（第 234 号/U/2000）
2001	財団に関する法律（2001 年法律第 16 号）
2003	国民教育制度に関する法律（2003 年法律第 20 号）

私立高等教育の設置認可に関する法令は以上のような変遷を経てきた。以下では、先ず、「高等教育機関法」における設置認可の仕組みについて述べ、次いで、高等教育に関する政令（1999 年政令第 60 号）、高等教育機関の設立指針に関する国民教育大臣決定（第 234 号/U/2000）及び財団に関する法律（2001 年法律第 16 号）による設置認可の仕組みについて述べる。

第2節 「高等教育機関法」における私立高等教育機関の設置認可

1 高等教育機関の種類

まず、高等教育機関を設置できるのは、高等教育機関法第3条において、政府または民間法人と規定された。そして、どのような高等教育機関を設置できるのか。これについては、総合大学、専門大学、単科大学、アカデミー、その他政令で定めた機関とされた（同法第6条）。

各機関の内容についてもこの法律で規定され、総合大学は、宗教・精神、文化、社会及び理工の4つの学部群にわたって学部を設置することとされ、各学部群に属する学部名が示された（表4-2）。そして、総合大学の設置時において、自然科学、数学、生物学から2学部以上を含む3学部からなることが条件とされた（同法第7条）。

専門大学は科学的知識の開発や社会の需要を満たすため、効率的・専門的に、幾種類かの学問分野で高等教育を提供し、研究を実施するとされ、総合大学と性格を一にするものとされた。また、単科大学は総合大学の組織から独立して高等教育を提供するもので、その性格は総合大学の学部と同様とした。アカデミーは早急に必要とされる専門人材を養成するために実践的な教育を行う（同法第8条及び同法第8条解釈）。

以上の学校種に加えて、「ポリテクニクはスイスの援助で1980年代初めにバンドン工科大学内に設置されたのが最初である。その後、ポリテクニクの数は海外からの援助・借款によって増加した。アカデミックな理論面に傾斜し実践的な部分が弱い工学教育を是正するためにポリテクニクは、設けられた。」（西野 2004:103）。

表4-2 高等教育機関法第7条の規定する学部一覧

学部群	学部
宗教・精神	宗教学部、精神学部
文化	言語学部、歴史学部、教育学部、哲学部
社会	法学部、経済学部、政治社会学部、行政・経営学部
理工	健康学部、医学部、歯学部、薬学部、獣医学部、農学部、数学・自然科学部、工学部、地質学部、海洋学部

出典：「高等教育機関法（1961年法律第22号）」により、筆者作成。

2 国立機関をモデルにした「ステータス」の付与

第7条では、私立高等教育機関は「登録された機関」、「認定された機関」、「同等とされた機関」の3段階のステータスに分けられた（同法25条）。最もレベルの高い「同等」とは、国立大学と同等という意味で、国立機関が私立のモデルという考え方が採られた。

「登録された機関」の場合は、機関自身は学士取得のための修了試験を実施することができず、当該機関の学生は、教育文化省が実施する国家試験を受験し、合格しなければ学士号を取得することができなかった。「認定された機関」は、大臣の指導・監督の下で、自身で試験を

実施することができることとされ、さらに、「同等とされた機関」は国立大学と同じく、自身で修了試験を実施できる。上位のステータスになるためには、当該高等教育機関の申し出に基づき、大臣が判定し、「登録」から「認定」へ、さらには、「認定」から「同等」へと上位のステータスを与えることができる（同法 27 条）。

以上のように、私立高等教育機関の設置は、「登録」のステータスを獲得することに始まる。私立高等教育機関の設置者は、少なくとも事業開始の 6 ヶ月前までに、運営法人の設立証明書、定款、高等教育機関の運営に充当される財産や収入源、授業計画、教育に当たる教員の情報、を添付して、申請することが必要であった。さらに、高等教育機関がパンチャシラとインドネシアの政治マニフェストに従うことも求められた（同法 23 条）。これは、当時のスカルノ初代大統領の政治方針を反映したものであった。

以上の条件を満たして登録した大学は、「登録された機関」というステータスが与えられ、その学生は、先述のように、国家試験の受験が許された（同法 26 条）。

第 2 章で述べたように、教育文化省は私立高等教育機関の増加に対応して、私立高等教育機関調整部(KOPERTIS)を全国に設置したが、これが、私立高等教育機関の設置に関する調整を担ってきた。西野によると KOPERTIS は設置に関して厳しい基準を課して質を保証する方向ではなく、量的拡大を優先した。調整区域内の高等教育のニーズに対して国立の機関で対応できない分野であれば、私立高等教育機関およびプログラムの新設は簡単に認められた。ステータスは高等教育総局の評価結果に基づき、教育大臣によって与えられたが、各大学は毎年、年次報告を提出しなければならず、その評価次第で警告やステータスの引き下げが行われた。（西野 2004:107-8）

3 パンチャシラ大学の事例

それでは、高等教育機関法に基づく、私立大学の設置認可は実際にどのように運用されていたのか。私立大学の設置に関する実態を把握できる資料は限られているが、以下では、ジャカルタに創設された私立総合大学である、パンチャシラ大学の事例を取り上げる。

パンチャシラ大学は、1963 年に経済学部、法学部、社会・政治学部、工学部の 4 学部を設置し、翌 64 年に、薬学部と地理学部が続いた。設置に関して、1964 年 7 月 14 日付けの高等教育機関・科学大臣令（90B/SWT/P04）で 6 学部として認可されている（Badan Penerbit Universitas Pancasila 2004:25-6）。

1963 年の登録時について「高等教育機関を開設するための登録の条件はたいへん簡単なものだった。カリキュラム、教育に当たる教員の名前、キャンパスの場所に関するデータを添付するだけで、高等教育機関省の事務所で簡単に終了した」と述べている。また、新入生の募集は 62 年に始めており、実際の新入学は 63 年度に受け付けている。

以上のことから、登録による大学の開設要件が比較的緩やかであり、また、設置認可の許可以前から学生募集が行われるという実態だったことがわかる。

一方、第 7 章で述べるように、ステータスを上げるためにパンチャシラ大学では全学部で取り組んで実績を上げた。教育文化省は設置認可については、「登録された機関」となるための

ハードルは高くせず、その後のステータスの付与によって高等教育の質の確保を考えていたと
思料される。

以上のように、高等教育機関法による私立高等教育機関の設置認可では、先ず、「登録」と
いうステータスでの設置となり、その後、「認定」、「同等」というステータスを与えるという
仕組みで高等教育機関の監督を行ったという特徴を持っていた。そのモデルは国立高等教育機
関であった。1994年にBAN-PTが設置され、90年代後半から徐々に教育プログラムに対する
ア krediyteshonが始まると、政府による設置認可と、BAN-PTという政府から一定の独
立性を持った団体による質保証という二元的な体制に移行した。

第3節 私立高等教育機関の設置認可の仕組み

前節では、1961年に制定された、「高等教育機関法」に基づく、私立高等教育機関の設置
認可について述べた。その後、1989年に旧「国民教育制度に関する法律」が成立し、同法が
私立高等教育の基本法となった。さらに、私立高等教育機関の設置認可に関する主要な規定
として、高等教育に関する政令（1999年政令第60号）、高等教育機関の設立指針に関する国
民教育大臣決定（第234号/U/2000）、財団に関する法律（2001年法律第16号）が制定され、
今日の私立高等教育機関の設置認可の仕組みを規定している。

1 私立高等教育機関の設置の仕組み

（1）高等教育機関の設置

「高等教育機関の設立指針に関する国民教育大臣決定（第234/U/2000号）」（以下、決定と
いう。）の第2条において、高等教育機関として、アカデミー、ポリテクニク、単科大学、
専門大学、総合大学の学校種が示され、それぞれが実施する教育プログラムの最低基準につい
て定めている。従来の考え方と変更はないと思料されるが、各学校種について要件を明確化し
ている（表4-3）。

アカデミーとポリテクニクは職業教育プログラムの実施に限られており、アカデミーはデ
ィプロマ1（D1）～ディプロマ3（D3）から1以上の教育プログラムを実施し、ポリテクニ
クはD1～D4から3以上の教育プログラムを実施する。

一方、単科大学、専門大学及び総合大学は、学問的教育に加えて、職業教育のプログラムの
実施も許されている。

単科大学はD1～D4から1以上の教育プログラム及びS1(学士課程)～S3(博士課程)から1
以上の教育プログラム、専門大学は科学、技術及び芸術の3分野から選択した6以上の教育プ
ログラムから成り、条件を満たせばS2(修士課程)、S3(博士課程)のプログラムを実施する。
総合大学は少なくとも科学の3専門分野以上、社会科学の2分野以上から選ばれた、10以上
の教育プログラムからなり、条件を満たせばS2(修士課程)、S3(博士課程)のプログラムを
実施する。

表 4-3 教育プログラムの最低条件

	アカデミー	ポリテクニク	単科大学	専門大学	総合大学	
					理系	文系
ディプロマ課程	1	3	1	-	-	-
学士課程	-	-	1	6	6	4

出典：「高等教育機関の設立指針に関する国民教育大臣決定（第 234/U/2000 号）」

(2) 設置及び形態の変更の条件

決定第 3 条において、高等教育機関が他の形態になること、2 つ以上の形態の高等教育機関が合併することなどを、高等教育機関の形態の変更として定義している。

高等教育機関の設置や形態の変更を行うためには、以下の 9 つの条件がある。すなわち、開発基本計画、教育課程、教員、入学予定者、基本予算計画、学内倫理規定、財源、校地・施設設備、管理者である。その主なものを以下に概説する。

① 開発基本計画

開発基本計画は、実現可能性調査に基づいて策定される最低 5 か年の開発の基本指針であり、教育研究関連では、①活動プログラム、②管理運営組織、③人的資源、④教育設備、⑤連携協力、⑥研究及び社会貢献プログラム、さらに、職員管理、校地、予算、教育研究分野の目標やキャンパス開発計画を含みものとされた（決定第 5 条）。また、実現可能調査には、当該高等教育機関の設立の目的から、その教育研究分野、受け入れ可能学生数、卒業生の専門分野の社会的需要、施設設備、予算等を幅広く対象とするものとされている（決定第 6 条）。

② 教員・入学予定者

教員については、開校時において、教育プログラムごとに最低 6 人の常勤講師が必要とされている（決定 8 条）。また、ディプロマ課程と学士課程の各教育プログラムの最小入学定員は 30 人、最大入学定員は常勤教員対学生比率に応じて決め、文系は 1 対 30、理系は 1 : 20 と定めた（決定 10 条）。

③ 校地・施設設備

高等教育機関を設置する校地は自らの所有地、或は、最低 20 年間の契約の借地でなければならない。また、施設設備としては少なくとも以下のものが必要とされている。講義室として、学生 1 人当たり 0.5 m²、常勤教員室として、教員 1 人当たり 4 m²、事務室として、1 人当たり 4 m²、さらに、図書館の蔵書や実験室・コンピュータ室について規定されている（決定第 12 条）。そして、学校種ごとに最低条件として表 4-4 のように定められている。

表 4-4 施設設備の最低条件 (m²)

	アカデミー	ポリテクニク	単科大学	専門大学	総合大学
講義室	100	300	200	600	1,000
事務室	20	40	30	60	80

図書室	150	300	200	450	600
コンピュータ室	180	360	270	540	720
実験室	200	400	300	600	800
常勤教員室	30	90	60	180	300
校地	5,000	5,000	5,000	8,000	10,000

出典：「高等教育機関の設立指針に関する国民教育大臣決定（第 234/U/2000 号）」

（3）私立高等教育機関の設立に求められる条件

これまで述べてきた条件は、国立の機関にも私立の機関にも共通に求められる条件である。このほか、私立高等教育機関の設立の際に求められる条件として、第一に、私立高等教育機関管理運営団体の所在地を管轄する裁判所への登録が必要である。第二に、アカデミー及びポリテクニクについては4年間の教育プログラム、単科大学、専門大学及び総合大学については6年間の教育プログラムの実施をそれぞれ可能とする資金の調達を保証しなければならない。

2 設置の手続き

高等教育機関の設置の手続きとしては、①設置申請書の提出、②審査、③設置承認の協議、④承認、⑤設置決定、⑥定款の決定、というプロセスとなる（決定第 19 条）。設立発起人による申請は、教育文化省高等教育総局長に提出する。

申請を受けた高等教育総局長は、①高等教育機関の設置の条件への合致、②自然科学及びその応用を推進する観点からの科学、技術及び芸術の分野群の発展と均衡、③既存高等教育機関数や教育プログラム数、機関の分布状況や地域の財政状況等を審査した上で、6 カ月以内に、承認または不承認の審査結果を通知する。

設立発起人は、設立可能との審査結果を得たときは、3 年以内に、設立の条件を満たした上で、設立承認に関する申請を提出する。私立高等教育機関の場合は、①運営資金に関する銀行の証明及びその他の証拠、②私立高等教育機関運営団体の設立証明書、③私立高等教育機関の定款、④私立高等教育機関管理運営団体の理事者の非犯罪歴証明書、⑤校地及び施設設備の所有又は借用に関する証明書又は契約書、を添付の上、総局長を経由して教育文化大臣に提出する（決定第 22 条）。

以上の申請に基づき、総局長は大臣の名において、私立高等教育機関の設立に関し、承認又は拒否をする（決定 23 条）。私立高等教育機関の設立の決定がなされた場合、私立高等教育機関管理運営団体は、評議会の提案に基づき、定款を決定する（決定第 25 条）。定款の決定をもって、当該高等教育機関は活動を開始する（決定第 26 条）。

3 小括

上記のような手続きを行政側で担当したのは私立高等教育機関調整部であるが、西野によると、国民の進学需要に応じて私学高等教育の拡大を図るという政府の方針の下で、私立高等教育機関調整部の設置審査は、質の保証よりも量的拡大を優先するものであり、国立では対応

できない高等教育ニーズがあれば、私立高等教育機関及びプログラムの新設は簡単に認められた（西野 2004: 107-8）。

第4節 まとめ

1961年の高等教育機関法により始まった設置認可制度は、「登録」、「認定」、「同等」という国立大学をモデルとした仕組みであり、初めの「登録」段階は比較的容易であったことが、パンチャシラ大学の事例からも確認できた。

この仕組みは、1989年の旧国民教育制度法とそれに続く、1990年の「高等教育に関する政令」の制定により、明確化されるが、高等教育機関の設置が比較的容易に認められる状況は継続したと思われる。

このほか、インドネシアでは、高等教育機関学校種ごとに教育プログラム等の要件が定められ、アカデミーや単科大学は1教育プログラムという小規模から開設できることが、高等教育機関の設置への参入を容易にしている。

また、アカデミーや単科大学は職業教育プログラムの提供に限るが、単科大学、専門大学、総合大学は、学士、修士及び博士の課程に加えて職業教育プログラムの提供も認められている。これは、アカデミーが単科大学、専門大学、総合大学などへ発展する場合も職業教育プログラムを継続しながら転換を遂げることを可能にしている。

以上のように、制度の変遷はあったが、1960年代から一貫して、私立高等教育機関の設置が比較的容易に認められてきた。社会の教育ニーズに迅速に対応できる土壌があったものと思料される。それでは、このような設置認可システムの下で、私立高等教育機関の設置、転換及び閉鎖はどのようになされているのか。次章以下において検討する。

第5章 私立職業高等教育機関の学生数の変化と設置・転換に関する考察

前章では、私立高等教育機関の設置や形態の変更の仕組みについて検討した。その結果、1961年の高等教育機関法に基づく設置認可は、「登録」、「認定」及び「同等」という、国立の高等教育機関をモデルとしたステータスの付与と一体となっており、「登録」のステータスを取得し、高等教育機関を開設することは比較的容易であったことがわかった。その後、1989年の旧「国民教育制度法」や1990年の「高等教育に関する政令」により、設置認可の仕組みは明確化されるが、設置が比較的容易に認められる状態は変わらなかった。

また、学校種ごとに教育プログラムなどの基準が設けられ、アカデミーや単科大学は小規模な機関として設置が可能であった。また、単科大学、専門大学、総合大学は学問的教育に加えて、職業教育プログラムも実施できる仕組みとなっていることがわかった。

以上のような設置認可システムにおいて、私立職業高等教育機関の学生数の変化と設置・転換はどのように展開されているのか。ジャカルタ特別州の機関を取り上げて考察する。

第1節 考察の対象

1 考察のための資料

本章と次章（第6章）では、教育文化省高等教育総局私立高等教育機関局（Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan）作成の「インドネシア私立高等教育機関一覧 1998/1999年（DIREKTORI Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia 1998/1999）、国民教育省高等教育総局（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional）作成の「インドネシア私立高等教育機関一覧 2006年（DIREKTORI Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia 2006）、及び教育文化省高等教育総局私立高等教育機関調整事務所Ⅲ（Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan）作成の「私立高等教育機関調整事務所Ⅲジャカルタ私立高等教育機関一覧 2012年（DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta）」を用いて、1998年度、2004年度及び2010年度のジャカルタ特別州の各私立高等教育機関の設置者である財団や学生数等の状況を検討して分析を行った。

本章では職業教育プログラムを実施するアカデミーとポリテクニクの学生数の変化と設置・転換について考察し、次章では単科大学、専門大学及び総合大学について検討する。

2 ジャカルタ特別州の概況

インドネシアの首都ジャカルタ特別州は人口960万7,787人（2010年）であり、全人口2億3,764万1,326人の4.0%を占める。また、経済的には、ジャカルタの一人当たり名目GDPは7,900ドル（2009年）で全国33州平均の4.1倍と飛び抜けて高い（佐藤2011:47）。

ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の学生数は 54 万 6,940 万人であり、全国の私立機関の学生の 18.4%を占める（表 5-1）。学校種ごとに見ると、アカデミー27.5%、総合大学では 20.6%と高くなっている。以上のように、ジャカルタ特別州は全国 33 州の中で最も発展した私立高等教育機関を有する地域であり、その動向は、インドネシア全国の将来を占うと言っ
てよい。

表 5-1 私立高等教育機関の学生数（2010/2011 年）

	総合大学	専科大学	単科大学	アカデミー	ポリテクニク	合計
全国	1,602,572	129,620	909,408	269,693	63,855	2,975,148
ジャカルタ 特別州	330,577	16,143	117,307	74,052	8,861	546,940
ジャカルタ の比率(%)	20.6	12.5	12.9	27.5	13.9	18.4

出典：Ministry of Education and Culture, 2011, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2010/2011” により、筆者作成。

第 2 節 私立アカデミーの学生数の変化と設置・転換の動向

高等教育における職業教育としては、ディプロマ 1 課程（D1）からディプロマ 4 課程（D4）がある。D1 は、高校卒業後の 2 学期からなる課程で 40～50 単位の取得が必要である。D2 は 4 学期からなる課程で 80～90 単位、D3 は 6 学期からなる課程で 110～120 単位、D4 は 8 学期からなる課程で 144～160 単位の取得が必要となっている。D4 の修業年限は通例 4 年間となり、D4 の修了者は、学士課程（S1）の修了と同レベルとされており、D4 修了者は修士課程（S2）への入学資格が認められている。

アカデミーは、D1 から D3 の教育プログラムから 1 以上のプログラム、ポリテクニクは D1 から D4 の教育プログラムから 3 以上のプログラムを実施する（「高等教育機関の設立方針に関する国民教育大臣決定（第 234/U/2000 号）」）。

アカデミーは 1 分野の教育を実施し、その名称には、表 5-2 に示した教育分野が付されているので、アカデミーの名称から教育分野が明示される。

1 私立アカデミーの学校数と学生数の動向

ジャカルタ特別州の私立アカデミーの 1998 年度、2004 年度及び 2010 年度の学校数及び学生数は表 5-2 の通りである。学校数を見ると、98 年度 86 校、04 年度 121 校、10 年度 125 校と増加傾向である。98 年度から 10 年度の 12 年間で、学校数は 45.3%の増加となっている。

6 年ごとの推移を見ると、98 年度～04 年度間で最も増加したのは、助産分野で 14 校の増加、次いで秘書分野で 7 校の増加である。04 年度～10 年度の間では、看護分野で 23 校の増加、次いで、助産分野で 5 校、保健・衛生分野 5 校の増加となっている。この 12 年間を通じて見

ると、看護 24、助産 19、薬剤 4、歯科 2、眼科 2、保健・衛生（栄養、放射線、病院事務等）6の学校数が増加した。特に、2004年度以降に、看護、助産、薬剤、保健・衛生などの分野の学生の増加が目立っている。

また、98年度～10年度の間で、経営・管理分野で6校が減少、次いで、銀行事務4、会計3、技術3、その他3、外国語2、情報管理2の学校が減少している。

次に、1998年度以降の学生数の推移を見ると、年を追って、増加している。98年度の学生数は42,126人、04年度に47,564人、10年度には55,290人へと増加している。98年度から10年度の12年間で、31.2%の増加率となっている。

分野別の学生数を見ると、98年度においては、秘書分野の学生が最も多く、8,078人で全体の19.2%を占めていた。次いで、外国語6,172人（14.7%）、会計5,658人（13.4%）、観光5,545人（13.2%）、情報5,225人（12.4%）の順となっている。一方、2010年度において、学生数が最も多いのは、情報の33,464人（60.5%）、次いで、秘書5,383人（9.7%）、看護3,852人（7.0%）、助産2,668人（4.8%）の順となっている。

学生数の推移を見ると、98年度～04年度の間で最も増加したのは、情報分野の学生数で21,313人の増加である。次いで、広報・宣伝分野で1,417人の増加、助産分野で1,383人の増加となっている。04年度～10年度では、最も増加したのが情報分野で6,926人、次いで、看護分野3,539人、助産分野1,285人の増加となっている。

また、98年度から10年度の間で見ると、学生数が最も増加したのは、情報分野の28,239人で、次いで、看護3,031人、助産2,668人、広報・宣伝1,981人の順である。これは、情報化、経済のサービス化、保健や医療へのニーズの高まりなどの社会の変化を反映しているものと考えられる。一方、最も大きく減ったのは、会計分野で5,081人の減少、次いで、外国語4,608人、金融・銀行3,675人、観光3,270人、秘書2,695人の減少となっている。

なお、情報分野では、学生数が大きく増加する一方、その学校数は、98年度の8校から10年度の6校へと減少した。これは、情報分野の学生数の増加が、1998年度の4,139人から2010年度の32,365人へと大きく学生数を伸ばした「ビナ・サラナ情報管理・コンピュータ・アカデミー」によるところが大きいからである。

表5-2 ジャカルタ特別州の私立アカデミーの大学数と学生数の推移

分野別	1998年度		2004年度		2010年度		増減 98～04年度		増減 04～10年度	
	学 校 数	学生数	学 校 数	学生数	学 校 数	学生数	学 校 数	学生数	学 校 数	学生数
秘書	10	8078	17	5656	11	5383	7	-2422	-6	-273
外国語	8	6172	11	2880	6	1564	3	-3292	-5	-1316
会計	9	5658	9	2190	6	577	0	-3468	-3	-1613
観光	14	5545	17	2638	18	2275	3	-2907	1	-363

情報管理	8	5225	9	26538	6	33464	1	21313	-3	6926
銀行事務	7	3797	7	895	3	122	0	-2902	-4	-773
技術	9	2098	9	1149	6	577	0	-949	-3	-572
経営・管理	8	1726	10	1136	2	780	2	-590	-8	-356
海運	4	1567	5	535	3	1146	1	-1032	-2	611
看護	2	821	3	313	26	3852	1	-508	23	3539
広報・宣伝	3	330	5	1747	4	2311	2	1417	-1	564
その他	4	1109	4	394	1	79	0	-715	-3	-315
助産	0	0	14	1383	19	2668	14	1383	5	1285
薬剤	0	0	0	0	4	253	0	0	4	253
歯科	0	0	0	0	2	26	0	0	2	26
眼科	0	0	0	0	2	71	0	0	2	71
保健・衛生	0	0	1	110	6	142	1	110	5	32
合計	86	42,126	121	47,564	125	55,290	35	5438	4	7726

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

2 私立アカデミーの設置・転換及び閉鎖の動向

次に、98年度、04年度、10年度の各時点のアカデミーについて、その設置年度ごとに、1998年以前に設置されたアカデミー、98年度～2004年度、2004年度～2010年度の3つに分けると表5-3の通りである。

1998年の学校数は86であるが、2004年度の学校数は、1998年度以前の設置の学校が9校減少して77校へ、一方、1998年度～2004年度の間44校が新設されたので、合計して121校となっている。10年度に存在する125アカデミーの設置年度別の内訳を見ると、04年度～10年度の設置が50校（40%）、98年度以前の設置が43校（34.4%）、98年度～04年度の設置が32校（25.6%）となっている。

アカデミーはその閉鎖や新設が頻繁なことが特徴となっている。すなわち、98年度以前に

設置された 86 校は、04 年度には 77、10 年度には 43 になっている。98 年度から 10 年度の間
に 43 校のアカデミーが閉鎖されたことになり、減少率が 50%となる。また、98～04 年度の
間に設置された 44 校のうち、2010 年度までに 12 校が閉校となっている。一方、98 年度～04
年度の間に 44 校、04 年度～10 年度の間に 50 校が新設されている。

このような頻繁な新設と閉鎖はアカデミーが社会のニーズを迅速に反映していることを示
すとともに、閉鎖が多いことは経営基盤が脆弱なアカデミーが多いことを示すものと思われる。

表 5－3 ジャカルタ特別州の私立アカデミー数の推移

	アカデミー 数	設置年度		
		1998 年度以前	1998～2004 年度	2004～2010 年度
1998 年度	86	86	—	—
2004 年度	121	77	44	—
2010 年度	125	43	32	50

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi,
Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta
Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan
Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis
Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi,
Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi
Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

次に、閉校となったアカデミーについて、その設置者に着目して、当該設置者が経営する他
の学校について点検すると、98 年度以前に設置したアカデミーで 2010 年度に至るまでに、閉
校となった 43 校のうち、14 校は、単科大学へと転換を果たし、4 校は、総合大学や専門大学
へと統合・発展したことが明らかになり、残りの 25 校が転換を果たすことなく閉鎖となっ
たことがわかる。

単科大学に転換した 14 校の分野ごとの内訳は、情報管理 3、観光 3、秘書 2、外国語 2、会
計 1、保険 1、技術 1、看護 1、となっている（表 5－4）。1998 年時点のアカデミーとその転
換後の単科大学のプログラムを比べると、転換後は、S1、S2、D4 などのより高度なプログラ
ムを提供していることがわかる。また、従来アカデミーで実施していた職業教育プログラムが
転換後の単科大学でも継続実施されている例が散見される。

このような転換の背景には、情報化やサービス化など社会の変化による教育ニーズの変化や
国民の高学歴志向がある。そして、アカデミーから単科大学などへの転換を容易にしたのは、
第一に、一定の基準を満たせば高等教育機関の設置を比較的容易に認める政府の設置行政、第
二に、単科大学も職業教育プログラムの実施が認められているので、転換しても従来のアカデ
ミーのプログラムを継続することができ、経営上も無理が少なかったことが上げられる。

表5-4 アカデミーから単科大学への転換

アカデミー (1998年)	プログラム	単科大学 (2010年)	プログラム
モハマド・フスニ・タムリン経営情報・コンピュータ	D3 企業経営 D3 情報管理 D3 コンピュータ会計	モハマド・フスニ・タムリン経営情報・コンピュータ	S1 経営 S1 会計
ジャヤバヤ経営情報・コンピュータ	D3 情報経営	ジャヤバヤ経営情報・コンピュータ	S1 情報システム D3 情報経営
ウイドゥリ経営情報・コンピュータ	D3 情報管理	ウイドゥリ経営情報・コンピュータ	S1 情報技術 S1 情報システム D3 情報管理
トゥリサクティ観光	D3 ホテル D3 旅行業	トゥリサクティ観光	S2 観光 D4 旅行業 D4 ホテル D3 ホテル D1 旅行業 D1 ホテル
プリタ・ハラパン観光	D3 ホテル D3 観光	プリタ・ハラパン観光	D4 観光経営 D4 ホテル経営 D3 旅行業 D3 ホテル
サヒッド観光	D3 旅行業 D1 旅行業 D3 ホテル D1 ホテル	サヒッド観光	D4 旅行業 D4 ホテル D3 旅行業 D3 ホテル D1 旅行業 D1 ホテル
サンタ・ウルスラ会計	D3 会計	サンタ・ウルスラ経済	S1 マネジメント
サンタ・ウルスラ秘書	D3 秘書 D3 マネジメント		S1 会計 D3 秘書
LPK タラカニタ秘書	D3 秘書	タラカニタ・コミュニケーション・秘書	S1 コミュニケーション D3 秘書
プルティウィ外国語	英語 D3	プルティウィ外国語	S1 英語 D3 英語
インドネシア LPI 外国語	D3 英語	インドネシア LPI 外国語	S1 英語

			D3 英語
トゥリサクティ保険	D3 生命保険 D3 損害保険	トゥリサクティ保険管理	S1 マネジメント D3 生命保険 D3 損害保険
サブタ・タルナ技術	D3 土木技術 D3 安全衛生技術	サブタ・タルナ技術	S1 土木技術 S1 一般技術 D3 安全衛生技術 D3 土木技術
ST.カロルス看護	D3 看護	ST.カロルス健康科学	S1 歯科 S1 看護学 D3 看護 D3 助産

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

3 私立アカデミーの設置者の現状

次に、経営動向を検討するために、アカデミーの設置者に着目して、2010年時点で、複数のアカデミーを設置する財団を見ると、表5-5の通りである。設置者ごとの総学生数では、ビナ・サラナ・インフォーマティカ財団が突出して大きくなっている。同財団は、情報・コンピュータ、外国語、コミュニケーション、秘書、財務の各分野のアカデミー5校を設置している。その他の財団の学生数を見ると、医療・保健分野のアカデミーの新設が目立っている。

表5-5 複数のアカデミーを設置する財団一覧（2010年）

設置財団	アカデミー：学生数（設置年）	総学生数
ビナ・サラナ・インフォーマティカ（Bina Sarana Informatika）	情報・コンピュータ:32,365(1994年) 外国語:1,176（2002年） コミュニケーション:1,666（2002年） 秘書:3,954（2001年） 財務:749（2008年）	39,910
アミダ(Amida)	情報・コンピュータ:454（2001年） 秘書・経営:90（2004年）	544
ナラ(Nala)	薬剤:126（1997年） 看護:231（1996年） 歯科技工:26（1996年）	383

知識文化振興 (Memajukan Ilmu & kebudayaan)	会計:84 (1971年) 外国語:126 (1970年) 観光:169 (1974年)	379
セント・メリー(LKP Saint Mary)	外国語:61 (1986年) 秘書:221 (1986年) 観光:78 (1987年)	360
ジャカルタ病院 (Rumah Sakit Jakarta)	助産:133 (2007年) 看護:212 (1998年)	345
ナショナル教育 (Pendidikan Nasional)	助産:122 (2004年) 看護:133 (1994年)	255
海兵隊振興 (Kesejahteraan Korps Marinir)	助産:149 (2001年) 看護:77 (2001年)	226
ボロブドゥール教育 (Pendidikan Borobudur)	会計:52 (1971年) 外国語:120 (1972年) 金融・銀行:52 (1975年)	224
ビナ・ウィチャラ (Bina Wicara)	技術 (音響) :70 (2002年) 医療 (言語療法) :99 (1988年)	169
ブミ・フサダ・ジャカルタ (Bhumi Husada Jakarta)	薬剤:106 (1998年) 病院事務:43 (1998年)	149
ジャヤバヤ (Jayabaya)	会計:31 (1962年) 企業経営:31 (1983年)	62

出典 : Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

ビナ・サラナ・インフォマティカ財団を詳しく見ると、1995年に、情報管理・コンピュータ・アカデミーを設置して以来、短期間の間に、次々とアカデミーを設置し、傘下の学生数は98年度の4,139人から10年度の39,910人へと急激に増加した(表5-6)。従来がない、大規模展開のアカデミー・グループである。

表5-6 ビナ・サラナ・インフォマティカ財団の設置するアカデミー一覧

	設置年	学生数		
		1998年度	2004年度	2010年度
情報管理・コンピュータ・アカデミー	1995	4,139	25,064	32,365
外国語アカデミー	2002	—	802	1,176
コミュニケーションアカデミー	2002	—	1,339	1,666

秘書・経営アカデミー	2001	—	1,768	3,954
財務管理アカデミー	2008	—	—	749
合計	—	4,139	28,973	39,910

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

4 小括

ジャカルタ特別州のアカデミーについて、1998年度から2010年度の間の動向を検討したところ、学校数で45.3%、学生数で31.2%の増加であったが、分野別にみると、学生数が最も増加したのは情報分野で28,239人、次いで、看護3,031人、助産2,668人であり、情報が大きく増加する一方で他の分野は減少しているものが多い。

また、1998年度の時点で86アカデミーが存在したが、このうち、2010年度時点では14アカデミーが単科大学へ転換し、4アカデミーは総合大学や専門大学へ統合され、25アカデミーが閉校となった。一方、1998年度以降新たに設置されたアカデミーが94校に上っている。

このように、アカデミーは、情報や医療・保健など新しい教育ニーズに迅速に対応するとともに、単科大学への転換や新設・閉校が極めて活発に行われていることがわかった。また、閉校が多いことは経営基盤の整わないアカデミーが多いことを示す。

さらに、ビナ・サラナ・インフォーマティカ財団のように、傘下の総学生数が39,910人(2010年)に及ぶ設置者が登場してきている。これは、情報化やサービス経済化の中で新たな教育ニーズに対応して、職業教育プログラムを大規模に展開する教育産業の出現と考えられる。

第3節 私立ポリテクニクの学生数の変化と設置・転換の動向

1 私立ポリテクニクの学校数と学生数の動向

ポリテクニクはD1からD4の教育プログラムから3以上のプログラムを実施することを要件としている。1998年度の3校から2010年度の8校へと学校数が増加するとともに、学生数も98年度の1,101人から10年度の8,208人へと大きく増加した(表5-7)。

表5-7 私立ポリテクニクの学校数と学生数の推移

	1998年		2004年		2010年		増減	
	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数

ポリテクニク	3	1,101	8	1,948	8	8,208	5	7,107
--------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

2010 年度における各ポリテクニクの教育プログラムごとの学生数は表 5－8 の通りである。各ポリテクニクが提供する教育プログラムに着目すると、D3 のプログラムを中心として提供していることがわかる。また、各ポリテクニクの設置の経緯を示す資料の入手はできないが、カルヤ・フサダ・ポリテクニクの助産や看護、グローバル・インドネシア・ポリテクニクのマーケティング、広報及び宣伝など、前節で見た私立アカデミーの動向と同様に、医療・保健分野や経済のサービス化に対応したプログラムを提供するポリテクニクの設置が目立っている。

さらに、LP3I ジャカルタのようなフランチャイズで全国に展開するポリテクニク、機械・部品工業でインドネシア有数の企業グループであるアストラが関連するマニュファクチャラー・アストラ・ポリテクニクなど、インドネシアにおける近年の新たな経済発展を反映したポリテクニクが誕生している。

表 5－8 ポリテクニクの学生数 (2010 年度)

機関名 (設置年)	設置財団	分野	学生数
スワダルマ (1993 年)	ダナル・ダナ (Danar Dana)	D3 電子技術	74
		D3 産業技術	61
		D3 金融・銀行	182
		D3 会計	280
		D3 商業管理	62
		小計	659
ブンダ・カンドゥング (2001 年)	ブンダ・カンドゥ ング 技術 教育 (Pendidikan Teknologi Bunda Kandung)	D3 電気技術	70
		D3 機械技術	92
		小計	162
ジャカルタ LP3I (2003 年)	LP3I	D3 情報管理	1,395
		D3 電子会計	1,326

		D3 経営	1,939
		D3 広報	76
		小計	4,736
マニファクチャー・アストラ (2001 年)	アストラ・ビナ・イルム(Astra Bina Ilmu)	D3 自動車機械	228
		D3 機器製造	68
		D3 製造・生産技術	289
		D3 情報システム	78
		小計	663
ジャカルタ・トゥグ (2001 年)	ヤパフィ(YAPAFI)	D3 英語	168
		D3 コンピュータ	452
		D3 機械	273
		小計	893
グローバル・インドネシア (2004 年)	グローバル・インドネシア	D3 マーケティング	92
		D3 広報	84
		D3 宣伝	89
		小計	265
カルヤ・フサダ (1996 年)	カルヤ・フサダ (Karya Husada)	D4 助産学	26
		D3 看護	114
		D3 助産	445
		小計	585
トゥリシラ・ダルマ (2002 年)	ビネカ・ブンガ (Bhinneka Bunga)	D3 電子技術	47
		D3 電気制御	43
		D3 機械	68
		D3 建設	0
		D3 情報経営	43
		D3 会計	44
		小計	245
合計	—	—	8,208

出典：Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

2 私立ポリテクニクの設置・転換及び閉鎖の動向

ポリテクニク数の動向を見ると、98年度に3校、04年度には8校、10年度には8校と増加傾向である。98年度以前に設置された1校が閉鎖されている（表5-9）。

表5-9 ジャカルタ特別州の私立ポリテクニク数の推移

	ポリテクニク数	設置年度		
		1998年度以前	1998～2004年度	2004～2010年度
1998年度	3	3	—	—
2004年度	8	3	5	—
2010年度	8	2	5	1

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

ポリテクニクについてもアカデミーと同様、2000年代に入って、新たな教育ニーズに対応した、医療保健や情報などの分野を中心に新設がなされているが、アカデミーに比べて、その設置数は少ない。その背景には、ポリテクニクには3つ以上の職業教育プログラムを提供するという要件があり、1プログラムでも設置可能なアカデミーと比べて参入の壁が高いことがある。

さらに、高学歴志向が高まっているが、国民の間には、よりステータスが高い学校を求める傾向が強く、職業教育のプログラムを提供する、ポリテクニクよりも、単科大学、専門大学、総合大学を志向する傾向がある。

一方、LP3Iのような大規模な教育事業の展開やアストラの関連するポリテクニクなど新たな形のポリテクニクが生まれてきていることが注目される。

3 小括

ジャカルタ特別州の私立ポリテクニクの動向を見ると、1998年度から2010年度の間で、学校数が3校から8校へ、学生数が1,101人から8,208人へと大きく増加した。ポリテクニクは3以上の職業教育プログラムの提供という要件があり、アカデミーよりも設置が容易ではないので小規模にとどまっていると思われるが、インドネシア有数の企業グループであるアストラが経営する新たなポリテクニクなど、技術分野を中心に注目されるものが現れてきている。

第6章 私立単科大学、専門大学及び総合大学の学生数の変化と設置・転換に関する考察

前章では職業教育プログラムを実施する、アカデミーとポリテクニクの学生数の変化と設置・転換の動向について検討した。アカデミーは小規模な教育プログラムで設置が比較的容易であり、社会の新たな教育ニーズに迅速に対応して、新たな機関の設置が活発になされるとともに、閉校の数も多く、その経営基盤が脆弱な機関が存在することが明らかになった。さらに、閉校となったアカデミーの一部は単科大学、総合大学及び専門大学へと転換を果たしていることがわかった。

それでは、学問的教育を中心に提供する高等教育機関はどのような動向を示しているのか。本章では、学士(S1)、修士(S2)、博士(S3)の各課程の教育プログラムを中心に提供する、単科大学、専門大学及び総合大学について、学校数と学生数の変化を見るとともに、設置者単位で検討して、機関の設置・転換の動向を考察する。これらの大学では、S1、S2、S3の教育プログラムに加え、職業教育であるD1～D4の教育プログラムの実施も許されている。

第1節 私立単科大学の学生数の変化と設置・転換の動向

単科大学は、「科学、技術及び芸術の一分野に限定して体系的な職業教育及び学術教育のプログラムを実施する高等教育機関」であり、D1～D4のプログラム及びS1～S3の教育プログラムから1以上のプログラムを実施することになっている（「高等教育機関の設立方針に関する国民教育大臣決定（第234/U/2000号）」）。

1 私立単科大学の学校数と学生数の動向

ジャカルタ特別州の私立単科大学の学校数の変化を見ると、98年度の95大学から04年度に141大学、さらに、10年度には136大学へと推移した（表6-1）。分野ごとに見ると、1998年度から2010年度の間に増加が目立つのは、医療・保健分野であり、16大学の増加となっている。

次に、学生数を見ると1998年度以降増加傾向である。98年度の学生数は78,301人であるが、04年度に87,243人、10年度には106,988人へと推移しており、98年度から10年度の12年間で、36.6%の増加となっている（表6-1）。分野別の学生数を見ると、2010年度では、経営・経済分野が最も多く49,107人で全体の45.9%を占め、次いで、情報12,315人（11.5%）、教育11,996人、広報8,638人（8.1%）、医療・保健7,991人（7.5%）、海運・物流4,049人（3.8%）、技術3,657人（3.4%）、観光3,318人（3.1%）の順となっている。

98年度から10年度への学生数の変化を見ると、最も増加数が大きいのは教育分野で9,191人の増加、次いで、広報8,065人、医療・保健7,991人、観光3,318人の順となっている。

教育や医療・保健の学生数の増加の背景には、教員、看護師などの資格取得のために学士号が必要となったことがあると思われる。また、広報、医療・保健及び観光の分野の増加は、経

済のサービス化や医療・保健サービスへのニーズの高まりを反映していると考えられる。

このように単科大学の大学数や学生数が増加している背景には、国民の生活水準の向上に伴い、高学歴志向が高まっていることがある。単科大学は、最小限1教育プログラムから提供が可能であり、設置は比較的容易である。また、施設設備の整備のための経済的負担が比較的小さく、多人数の教育が可能な文科系を中心に増加してきたと思われる。

表6-1 ジャカルタ特別州の私立単科大学の学校数と学生数の推移

分野別	1998年度		2004年度		2010年度		増減 98~10年度	
	学校	学生	学校	学生	学校	学生数	学校	学生
経営・経済	58	51914	77	54702	62	49107	4	-2807
情報	13	14099	22	8693	20	12315	7	-1784
海運・物流	2	3968	3	3560	3	4049	1	81
教育	5	2805	6	5114	5	11996	0	9191
技術	7	2686	7	3139	6	3657	-1	971
法律	3	1769	3	1418	2	2732	-1	963
広報	4	573	8	3594	8	8638	4	8065
哲学 (Ilmu Filsafat)	2	487	2	797	2	491	0	4
外国語	1	0	3	1924	4	1347	3	1347
観光	0	0	2	3036	3	3318	3	3318
医療・保健	0	0	8	1266	16	7991	16	7991
文化	0	0	0	0	4	1194	4	1194
政府 (Ilmu Pemerintahan)・ 政治 (Ilmu Politik)	0	0	0	0	1	153	1	153
合計	95	78301	141	87243	136	106988	41	28687

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

2 私立単科大学の設置・転換及び閉鎖の動向

次に、98年度、04年度、10年度の各時点の単科大学について、その設置年度ごとに、1998年以前、98年度～2004年度、2004年度～2010年度の3つの時期に分けて整理すると表6-2の通りである。

1998年の大学数は95であるが、2004年度の大学数は141となった。これは、1998年度以前の設置の大学が8大学減少して87大学、一方、1998年度～2004年度の間には54大学が新設されたためである。2010年度には136大学となったが、その設置年度別の内訳を見ると、98年度以前の設置が67大学（49.3%）、98年度～04年度の設置が35大学（25.7%）04年度～10年度の設置が34大学（25%）、となっている。

以上のように、アカデミーと同様、単科大学についてもその新設や閉鎖が頻繁なことが特徴となっている。すなわち、98年度以前に設置された95大学の29.5%に当たる28大学が98年度から10年度の間には閉鎖されている。また、98～04年度の間には設置された54大学の35.2%に当たる19大学が2010年度までに閉鎖されている。一方、98年度～04年度の間には54大学、04年度～10年度の間には34大学が新設されている。

単科大学はアカデミーと並んで、小規模な教育機関として、設置が比較的容易であり、また、職業教育プログラムを継続して実施することもできるので、社会の教育ニーズに迅速に対応してきたことが明らかになった。

表6-2 ジャカルタ特別州の私立単科大学数の推移

	単科大学数	設置年度		
		1998年度以前	1998～2004年度	2004～2010年度
1998年度	95	95	—	—
2004年度	141	87	54	—
2010年度	136	67	35	34

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

また、98年度以前に設置されていた単科大学95のうち、2010年度に至るまでに、閉鎖された28大学の設置法人を見ると、6の単科大学が専門大学へと転換を果たし、10の単科大学は総合大学へと転換した（表6-3）。そして、12大学が閉鎖されている。

表6-3 単科大学から総合大学・専門大学への転換

単科大学(1998年度)	総合大学・専門大学(2010年度)
ブディ・ルフウル技術単科大学 ブディ・ルフウル経済単科大学 ブディ・ルフウル社会・政治単科大学 ブディ・ルフウル情報・コンピュータ単科大学	ブディ・ルフウル大学
ジャガカルサ経済単科大学 ジャガカルサ法律単科大学 ジャガカルサ技術単科大学	タマ・ジャガカルサ大学
ブンダ・ムリヤ経済単科大学 ブンダ・ムリヤ情報・コンピュータ単科大学	ブンダ・ムリヤ大学
PGRI 教員養成単科大学	インドラプラスタ PGRI 大学
プルバナス経済単科大学 プルバナス情報・コンピュータ単科大学	アジア・プルバナス金融・情報専門大学
ヌサントラ経済単科大学	ビジネス・ヌサントラ専門大学
カルベ経済単科大学	カルベ技術ビジネス専門大学
IBII 経済単科大学	インドネシア・ビジネス情報専門大学
ウング・キャンパス経済単科大学 ASMI 管理・秘書単科大学	ジャカルタ・ASMI・ビジネス・マルチメディア専門大学

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により作成。

それでは、単科大学から専門大学若しくは総合大学へと転換した場合に、転換後のプログラムはどう変化したのか。表6-4は単科大学から専門大学への転換、表6-5は単科大学から総合大学へと転換した事例である。

これらの事例を見ると、転換を契機に、提供プログラムの分野が拡大するとともに、S2やS3という、より高度なプログラムの提供がなされる場合が多いことが明らかである。一方、単科大学で実施していたプログラムが転換後の専門大学や総合大学においても継続実施されている例も多く見られる。

表6-4 単科大学から転換した専門大学のプログラム

単科大学	プログラム	専門大学	プログラム
プルバナス経済	S1:マネジメント、会計	アジア・プルバナス金融情報	S2:マネジメント S1:情報技術、コンピ

ブルバナス情報・コンピュータ	D3:財務・銀行、会計 S1:情報マネジメント、情報技術		ユータ・システム、情報システム、マネジメント、会計 D3:コンピュータ会計、財務・銀行、会計
ヌサンタラ経済	S2:マネジメント S1:マネジメント、会計 D3:マネジメント、会計	ヌサンタラ・ビジネス	S2:マネジメント S1:コンピュータ・システム、情報システム、マネジメント、会計、コミュニケーション学、英語 D3:マーケティング、企業マネジメント、会計
カルベ経済	S2:マネジメント S1:マネジメント、会計 D3:財務・銀行、企業マネジメント	カルベ技術ビジネス	S2:マネジメント S1:情報技術、情報システム、マネジメント、会計、コミュニケーション学 D3:会計 専門：会計
IBII 経済	S2:マネジメント S1:マネジメント、会計	インドネシア・ビジネス情報	S3:経済学 S2:マネジメント、会計 S1:情報技術、情報システム、マネジメント、会計、商業管理、コミュニケーション学 専門:会計
ウング・キャンパス経済	S1:銀行 D3:マーケティング、財務・銀行、マネジメント、会計	アスミ・ジャカルタ・ビジネス・マルチメディア	S2:マネジメント S1:情報システム、マネジメント、会計、商業管理 D4:秘書 D3:管理、秘書 D1:管理、秘書

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

表6-5 単科大学から転換した総合大学のプログラム

単科大学		総合大学	
ブディ・ルフウル技術	S1:建築技術	ブディ・ルフウル大 学	S2:コンピュータ、経 営、会計
ブディ・ルフウル経済	S1:会計、経営 S2:経営		S1:電子技術、建築、 情報技術、コンピユ ータ・システム、情報シ ステム、経営、会計、 国際関係、コミュニケ ーション
ブディ・ルフウル社会・ 政治	S1:コミュニケーション、 国際関係		D3:経営情報、コンピ ュータ会計
ブディ・ルフウル情報・ コンピュータ	D3:情報経営、 S1:情報経営 D3:コンピュータ会計 S1:コンピュータ会計 S1:情報技術 D3:コンピュータ技術		
ジャガカルサ経済	D3:財務・銀行経営、 経営、会計 S1:開発経済 S2:経営	タマ・ジャガカルサ 大学	S2:土木技術、経営、 法律
ジャガカルサ法律	S1:法律		S1:電子技術、機械技 術、土木技術、建築、 産業技術、情報技術、 情報システム、経営、 会計、コミュニケーション、 心理、法律、イン ドネシア語教育、英 語教育
ジャガカルサ技術	S1:電子技術、土木技 術		D3:財務・銀行、会計

ブンダ・ムリヤ経済	S1:企業経営	ブンダ・ムリヤ大学	S2:コンピュータ、経営
ブンダ・ムリヤ情報・コンピュータ	D3:情報経営、コンピュータ経営 S1:情報技術		S1:産業技術、情報技術、情報システム、経営、会計、コミュニケーション、心理、英語、中国語、デザイン
PGRI 教員養成	D3:教育心理、英語教育、数学教育 S1:教育心理、経済、英語教育、インドネシア語教育、数学教育、歴史教育、世界史	インドラプラスタ PGRI 大学	S2:理科教育、社会科学教育、インドネシア語教育、英語教育 S1:建築、産業技術、情報技術、数学教育、物理教育、生物教育、カウンセリング、歴史教育、経済教育、インドネシア語教育、英語教育、デザイン

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

3 小括

このように、一定基準を満たせば比較的容易に高等教育機関の設置を認める政府の方針の下、単科大学はアカデミーと同様に、国民の教育ニーズに迅速に対応して設置、閉鎖が頻繁になされたことが明らかになった。

高学歴志向の高まりに伴い、より威信の高い、上位の高等教育機関を求める傾向が強くなっており、単科大学から専門大学や総合大学に転換する事例も一定数存在するがわかった。また、これらの転換によって、より広い分野のプログラムの提供がなされるとともに、より高度なプログラムが実施される例が多いことがわかった。さらに、従来の単科大学のプログラムが転換後の専門大学や総合大学で継続実施されている例が多いこともわかった。

第2節 私立専門大学及び総合大学の学生数の変化と設置・転換の動向

専門大学は「同種の科学、技術及び芸術の分野の一群の体系的な学術教育のプログラムを実

施するとともに職業教育のプログラムを実施することもできる高等教育機関」であり、学術教育の 6 つ以上の教育プログラムを実施することになっている（「高等教育機関の設立方針に関する国民教育大臣決定（第 234/U/2000 号）」）。

また、総合大学は、「いくつかの科学、技術及び芸術の分野に関して学術教育のプログラムを実施するとともに職業教育のプログラムを実施することもできる高等教育機関」であり、理系 6 プログラム以上、文系 4 プログラム以上を実施する（「高等教育機関の設立方針に関する国民教育大臣決定（第 234/U/2000 号）」）。

1 私立専門大学及び総合大学の学校数及び学生数の動向

ジャカルタ特別州の私立専門大学の学生数は、1998年度の15,257人から2010年度の19,162人へと25.6%の増加となっている。また、大学数については、98年度に6校であったが、10年度現在、11校となっている。

一方、私立総合大学について、1998年度から2010年度の間に学校数、学生数ともに増加している。すなわち、大学数は98年度の38大学から10年度の49大学へと28.9%の増加率であり、学生数は、98年度の235,793人から10年度の269,869人へと14.5%の増加率である（表6-6）。

表6-6 ジャカルタ特別州の私立専門大学及び総合大学の学校数・学生数の推移

		1998年度	2010年度	増減	増加率(%)
専門大学	大学数	6	11	5	83.3
	学生数	15,257	19,162	3,905	25.6
総合大学	大学数	38	49	11	28.9
	学生数	235,793	269,869	34,076	14.5

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”及びKopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta”により、筆者作成。

2 私立専門大学及び総合大学の設置・転換及び閉鎖の動向

(1) 専門大学の動向

専門大学について、98年度、04年度、10年度の各時点の大学数を設置年度ごとに、1998年以前、98年度～2004年度、2004年度～2010年度の3つの時期に分けて整理すると表6-7の通りとなっている。

1998年度に6大学が存在したが、2004年度～2010年度の間に5大学が新設されている。このように新設が進む一方で、アカデミーや単科大学の場合と異なり、閉鎖された大学はない。

表 6-7 ジャカルタ特別州の私立専門大学数の推移

	大学数	設置年度		
		1998 年度以前	1998～2004 年度	2004～2010 年度
1998 年度	6	6	—	—
2004 年度	6	6	0	—
2010 年度	11	6	0	5

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

(2) 総合大学の動向

次に、総合大学について、同様に、大学数を設置年度ごとに、1998 年以前、98 年度～2004 年度、2004 年度～2010 年度の 3 つの時期に分けて整理すると表 6-8 の通りである。

1998 年度～2004 年度の間に 9 大学、さらに、2004 年度～2010 年度の間に 4 大学が新設されている。一方、閉鎖された大学は、1998 年以前設置の大学で 1 校、98 年度～04 年度設置の大学で 1 校となっている。このように、総合大学についても新設が進んでいる一方で、アカデミーや単科大学の場合のような閉鎖される大学は少ない。

以上のように、専門大学や総合大学の場合は、これまで、アカデミーや単科大学の事例で見たような転換や閉鎖の事例は極めて少ない。これは、専門大学や総合大学が高等教育機関として、小規模なアカデミーや単科大学の発展の到達点であるため、アカデミーや単科大学のようなプログラムの拡充やより大規模な学校種への転換という事例がないからと思われる。また、専門大学や総合大学は一般に規模も大きいので、経営基盤も比較的安定しており、それが閉鎖数の少なさに繋がっていると考えられる。

表 6-8 ジャカルタ特別州の私立総合大学数の推移

	大学数	設置年度		
		1998 年度以前	1998～2004 年度	2004～2010 年度
1998 年度	38	38	—	—
2004 年度	46	37	9	—
2010 年度	49	37	8	4

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan

Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

3 私立専門大学と総合大学の学生数の推移

上述のように、ジャカルタ特別州の私立専門大学及び総合大学では 1998 年から 2010 年の間で学校数や学生数が増加したが、個別の大学ごとに見ると、その学生数の動向はどのような特徴を持っているのか。

1998 年と 2010 年の間の学生数の増減を見ると、専門大学では、表 6－9 の通りである。また、総合大学については、2010 年度の学生数が 2 千人以上の総合大学を取り上げて、98 年度から 10 年度への学生数の推移を見ると表 6－10 の通りとなっている。

設置年に着目すると、専門大学では、98 年度以前から設置されていた大学はジャカルタ芸術専門大学を除いて学生数を減少させている。なお、ジャカルタ・アスミ・ビジネス・マルチメディア専門大学については、2010 年に設置されており、同年の調査時には学生が存在しなかったと推測される。

総合大学についても、1950 年代から 60 年代に設置され、1998 年時点で学生数が 1 万人を超えていた、ムハマディーヤ・Prof. Dr. ハムカ大学、トリサクティ大学、タルマヌガラ大学、パンチャシラ大学、カトリック・インドネシア・アトマジヤ大学がいずれも学生数を減らしている。

一方で、90 年代以降に設置された、グナダルマ大学、ビナ・ヌサンタラ大学、ブディ・ルフウル大学などが学生数を増加させている。

第 8 章において、学生数を減少させた大学の一つである、パンチャシラ大学の事例を取り上げて考察を行ったが、2000 年に始まった国立大学の法人化に伴う、国立大学の積極的な学生募集施策や新設の私立大学との競争が激化するなかで、キャンパスや施設設備の更新に充てる資金の留保をすることが困難な状況がこうした学生数の減少につながった面があると思われる。

表 6－9 専門大学の学生数の推移

専門大学	設置年	1998 年	2010 年	増減
ジャカルタ社会・政治(Ilmu Sosial dan Ilmu Politik Jakarta)	1953	2946	1734	-1212
ジャカルタ芸術(Kesenian Jakarta)	1985	999	1442	443
アル・カマル科学技術(Sains dan Teknologi Al-Kamal)	1984	1580	1282	-298
ナショナル科学技術(Sains dan Teknologi Nasional)	1952	3938	3047	-891

ブディ・ウトモ技術(Teknologi Budi Utomo)	1984	2207	228	-1979
インドネシア技術(Teknologi Indonesia)	1984	3587	1875	-1712
インドネシア・ビジネス情報(Bisnis dan Informatika Indonesia)	2005	—	3065	3065
ビジネス・ヌサンタラ	2008	—	1213	1213
ジャカルタ・アスミ・ビジネス・マルチメディア	2010	—	0	0
アジア・プルバナス金融・情報(Keu Perbankan dan Inf Asia Perbanas)	2007	—	4643	4643
カルベ技術ビジネス(Teknologi dan Bisnis Kalbe)	2009	—	633	633

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999”、Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2006, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

表6—10 ジャカルタ特別州の私立総合大学の学生数の推移—学生数2千人以上

総合大学名	設置年	1998年	2010年	増減
ムハマディーヤ・Prof. Dr. ハムカ	1957	50,176	11,342	-38,834
トリサクティ	1965	30,541	18,757	-11,784
グナダルマ	1996	26,594	27,400	806
タルマヌガラ	1959	17,002	13,480	-3,522
パンチャシラ	1966	12,063	7,855	-4,208
カトリック・インドネシア・アトマジヤヤ	1960	11,726	11,408	-318
ジャカルタ・ベテラン・国土開発	1963	7,078	6,580	-498
クリスチャン・インドネシア	1953	6,899	4,209	-2,690
ジャヤバヤ	1958	6,720	3,352	-3,368
ムルチュ・ブアナ	1985	5,259	14,549	9,290
クリスナドゥウィパヤナ	1952	4,962	3,611	-1,351
Prof. Dr. モエストボ	1962	4,835	5,621	786
ムハマディーヤ・ジャカルタ	1955	4,217	6,237	2,020
クリスチャン・クリダ・ワチャナ	1967	3,909	2,808	-1,101

サヒド	1988	3,781	2,381	-1,400
ヤルシ	1989	2,723	2,464	-259
1945年8月17日	1952	2,611	3,634	1,023
ナショナル	1949	2,475	6,146	3,671
MPU タントウラー	1984	2,459	2,072	-387
エサ・ウングル	1993	2,451	5,037	2,586
ダルマ・プルサダ	1986	2,239	2,036	-203
プリタ・ハラパン	1993	2,088	7,164	5,076
イスラム・アッシャフィーヤ	1983	1,715	2,052	337
プルサダ・インドネシア・ヤイ	1985	1,643	9,752	8,109
ビナ・ヌサンタラ	1996	1,282	23,914	22,632
サトヤガマ・ジャカルタ	1988	526	5,529	5,003
レスパティ・インドネシア	1986	470	2,244	1,774
ブディ・ルフウル	2002	0	11,179	11,179
ブン・カルノ	1999	0	5,212	5,212
ブンダ・ムリア	2002	0	2,970	2,970
アル・アズハル・インドネシア・ジャカルタ	2000	0	2,752	2,752

出典：Direktorat Perguruan Tinggi Swasta, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia 1998/1999” 及び Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

4 私立総合大学及び専門大学の設置者の動向

また、大学経営の動向について検討する視点から、設置者単位に学校経営の現状を見ると、総合大学を含む複数の学校を運営している設置者は、表6-11の通りである。

表6-11 総合大学を含む複数の高等教育機関を設置する財団

設置者	高等教育機関（2010年時点の学生数）
トリサクティ財団	トリサクティ大学(18,757)、経済単科大(3,771)、物流管理単科大(3,376)、保険管理単科大(523)、観光単科大(1,861)、メディア・広報単科大(239) 合計 28,527
ジャヤバヤ財団	ジャヤバヤ大学(3,352)、会計アカデミー(31)、企業経営アカデミー(31)、情報単科大(150) 合計 3,564
ボロブドゥール	ボロブドゥール大学(1,492)、会計アカデミー(52)、外国語アカデミー(120) 合計 1,664

科学・文化振興財団	ナショナル大学(6,146)、外国語アカデミー(126)、会計アカデミー(84)、観光アカデミー(169) 合計 6,525
ブディ・ムルニ教育財団	MPU タントゥラー大学(2,072)、コンピュータ・情報アカデミー(207) 合計 2,279
プリタ・ハラパン大学財団	プリタ・ハラパン大学(7,164)、観光単科大(484) 合計 7,648
ブディ・ルフウル教育財団	ブディ・ルフウル大学(11,179)、秘書アカデミー(270) 合計 11,449
ブンダ・ムリア教育財団	ブンダ・ムリア大学(2,970)、観光アカデミー(97) 合計 3,067
インドネシア管理財団	プルサダ・インドネシア・ヤイ大学(9,752)、会計アカデミー(305) 合計 10,057

出典：Kopertis Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により作成。

次に、ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の設置者別にその傘下の高等教育機関の総学生数を大きい順に並べると表 6-12 の通りである。1 万人を超える総学生数を擁する設置者が 11 に上っている。

学生規模が最も大きいのは、5 つのアカデミーを設置するビナ・サラナ財団で 39,910 人となっている。次いで、トリサクティ大学と 5 つの単科大学を設置するトリサクティ財団で 28,527 人、続いて、グナダルマ大学を設置するグナダルマ教育財団で 27,400 人となっている。

ビナ・サラナ財団は職業教育を提供するアカデミーを展開しているが、それ以外の財団は、総合大学や専門大学を中心に運営していることが明らかである。

インドネシアでは、高等教育機関の種類によって提供できるプログラムの分野数や規模が規定されており、各機関がプログラムを拡充する際には、アカデミーから単科大学、さらに、専門大学や総合大学へとより上位の学校種へと転換する事例が前章や本章において見られたところである。設置者は、総合大学や専門大学の設置を経営の到達目標としていると考えられる。

また、進学を希望する高校生やその親もステータスの高い学校を希望するのが一般的であり、総合大学への評価が一般に高い。第 5 章と第 6 章で見たように、総合大学の閉鎖はアカデミーや単科大学と比べて、極めて少なくなっている。

表 6-12 ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の設置者別学生数 (2010 年)

	設置財団	高等教育機関	学生数
1	ビナ・サラナ・インフォーマティカ	アカデミー 5	39,910
2	トリサクティ	総合大学 1、単科大学 5	28,527

3	グナダルマ教育	総合大学 1	27,400
4	ビナ・ヌサンタラ	総合大学 1	23,914
5	PGRI 教育指導	総合大学 1	16,729
6	ムルチュ・ブアナ	総合大学 1	14,549
7	タルマナガラ	総合大学 1	13,480
8	アトマジヤヤ	総合大学 1	11,408
9	ムハマディーヤ・Prof. Dr. ハムカ	総合大学 1	11,342
10	ブディ・ルフウル教育	総合大学 1、アカデミー1	11,449
11	インドネシア管理	総合大学 1、アカデミー1	10,057
12	パンチャシラ大学教育	総合大学 1	7,855
13	プリタ・ハラパン大学	総合大学 1、アカデミー1	7,648
14	ジャカルタ・ベテラン・国土開発	総合大学 1	6,580
15	ムハマディーヤ・ジャカルタ	総合大学 1	6,237
16	知識文化振興	総合大学 1、アカデミー3	6,525
17	Prof. Dr. モエストポ大学	総合大学 1	5,621
18	サトヤガマ	総合大学 1	5,529
19	スカルノ教育	総合大学 1	5,212
20	クマラ	総合大学 1	5,037
21	プルバナス教育	専門大学 1	4,643
22	クリスチャン・インドネシア大学	総合大学 1	4,209
23	アル・タヒリーヤ	総合大学 1	4,005
24	1945年8月17日高等教育機関	総合大学 1	3,634
25	クリスナドゥウィパヤナ大学	総合大学 1	3,611
26	ジャヤバヤ	総合大学 1、アカデミー3	3,564
27	IBII	専門大学 1	3,065
28	チキニ教育機関	専門大学 1	3,047
29	ブンダ・ムリア教育	総合大学 1、アカデミー1	3,067
30	クリスチャン・クリダ・ワチャナ高等教育	総合大学 1	2,808

出典： Koordinasi Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta” により、筆者作成。

5 小括

専門大学や総合大学はインドネシアにおける私立高等教育機関の発展の到達目標として、転換や閉鎖も少なく、また、経営基盤も比較的安定していると思われる。設置者単位で見ても、総合大学や専門大学が学校経営の中心を占めていることが明らかになった。

一方で、学生数の動向を見ると、50年代や60年代など設置年の古い大学の学生数について近年減少傾向が見られた。これは、私立大学における財務状況が一般に厳しく、施設・設備に投資する財源が乏しい中で、国立大学や新設の私立大学と競争余儀なくされているという事情があると思われる。

第7章 私学高等教育の質的側面に関する考察

第2章で述べたように、政府は、1990年代に高等教育の質について、教員の学位の取得状況、職務時間、施設・設備を取り上げて検証を行った（Ministry of Education and Culture 1997:85-8）。

また、新たな質保証制度の導入を図るため、94年に全国高等教育機関アクレディテーション委員会（BAN-PT）を創設し、教育プログラムのアクレディテーションを進めてきた。

高等教育の質について明確な定義はないが、本章の目的は、私立高等教育機関の教育プログラムの質的側面について、国立のプログラムと比較して検討することである。そのため、先ず、私学高等教育の質の確保に関する仕組みの変遷を辿り、その後、BAN-PTによるアクレディテーションの概要について述べる。そして、BAN-PTのアクレディテーション評価を用いて、私立と国立の教育プログラムを比較する。

第1節 私学高等教育の質はどのように確保されてきたか

1 「高等教育機関法」によるステータス付与

インドネシアの私学高等教育は国立大学をモデルとした「ステータス」の付与を通じて、その質の管理を行ってきたと言える。すなわち、「高等教育機関法（1961年法律第22号）」では、私立大学を「登録」、「認定」、「同等」の3段階のステータスに位置づけ、「登録」と「認定」の私立機関を修了した学生は国家試験の合格が学位取得の要件とされた。一方、最高ステータスである「同等」の私立高等教育機関は国立大学と同様に自身で最終試験を行うことができた。教育文化省は、出先機関として全国に私立高等教育機関調整部(KOPERTIS)を設けて、私学高等教育の質の管理を行った。

西野（2004:107-9）によると、政府は私立高等教育機関の量的な拡大を優先し、国立の機関で対応できない分野であれば、私立機関の設置を容易に認めた。調整区域内の高等教育のニーズに対して国立機関では対応できない分野であれば私立高等教育機関及びプログラムの新設は簡単に認められた。

設置後は、調整部管内でプログラム評価が行われ、プログラムの改善度に応じて、ステータスが「認定」、「同等」へと引き上げられる。ステータスの評価項目は、当該プログラムを提供する機関の組織、カリキュラム、専任教員、学生に対する教員の比率、施設、学生の指導と成果、教育のプロセス、卒業生、研究及び社会貢献活動などであった。

インドネシアにおいては、このように、私学の設置に関する規制は緩やかであり、容易に私立高等教育機関の設置を認めて、高等教育ニーズの拡大に対応する一方、ランク付けによって質の向上を図るといった手法が採られた。

2 新たな質保証システムの導入—BAN—PTの創設

高等教育のグローバル化が進展する中で、インドネシアにおいても1980年代後半には、新たな質保証システムの検討が進められた。また、質の高い私立大学の誕生や地方の国立大学の増設の中で、国立が私学のモデルとなるという考え方が必ずしも実態に合わなくなってきた。

1994年に設立された国家高等教育機関アクレディテーション委員会（BAN-PT）は、国立及び私立のすべての高等教育機関の質と成果を評価することを責務とする独立した機関と位置づけられ、1998年に学士課程プログラムの基準認定結果を公表した。その後、1999年には修士課程プログラム、2001年に博士課程プログラムのアクレディテーションを開始した。

第2章で見たように、インドネシアにおける質保証システムは、私学高等教育制度当初のステータス付与による仕組みからBAN-PTによるアクレディテーションと教育文化省高等教育総局による設置認可・監督という二元的な質保証体制となった。

当初、BAN-PTによるアクレディテーションの結果を基に、教育文化省高等教育総局が中心となって、アクレディテーションでA評価の教育プログラムを有する大学がアクレディテーション未了の教育プログラムを育成・指導するという方針であったが、これに対し、国立大学による私学への介入を招くという私学関係者からの反発があった。これを受けて、2001年に、方針を変更し、各大学が自主的にアクレディテーションの取得・向上に取り組むというシステムとなった。

3 新たな「国民教育制度法」の制定

2003年に国民教育の骨格を定める基本法として制定された、新たな「国民教育制度法（2003年第20号）」において、アクレディテーションは「すべての段階の正規教育及び非正規教育に関するプログラムと教育機関の適切性を決定するためになされる（同法第60条）」とされ、アクレディテーションを受けた機関のみが学位を授与できることになった（第61条）。このようなアクレディテーションの事実上の義務化に伴い、アクレディテーションの審査のための予算の確保や審査体制の充実が緊急の課題となったが、今日に至るまで解決に至っていない。2012年時点で国立高等教育機関の教育プログラムが4,721、私立高等教育機関のプログラムが12,056の合計16,777に上るが、このうち、有効なプログラムは8,638である。現在、アクレディテーションの経費は各高等教育機関ではなく、国から支給されているが、BAN-PTによると、その額は十分ではなく、審査の遅滞につながっている。（Kompas 2013.3.21）

4 BAN-PTによるアクレディテーションの特徴

以上のような変遷を経て、現在、私学高等教育の質の保証は、BAN-PTによるアクレディテーションと教育文化省高等教育総局による設置認可・監督という二元的なシステムで行われている。

BAN-PTによるアクレディテーションの特徴として、第一に、実施主体のBAN-PTは、国からの独立性という点では一定の限界があることが上げられる。BAN-PTは、教育文化省内の組織であり、理事の任免は教育文化大臣が行う。その運営予算と事務局は、同省の研究開発局の管轄下にある。

第二に、アクレディテーションの結果を、A、B、C というランク付けで公表している。従来、国による3段階のステータスの付与が実施されたが、その考え方が今日まで形を変えて継続していると考えられる。

第三に、アクレディテーションの実施体制が十分に整備されていないことである。上述のように、アクレディテーションは実質的に義務化されたが、BAN-PT 側の審査体制は予算の制約もあり、十分ではない。また、審査を受ける大学側の体制も整っていない。上述のように審査の遅滞の改善が進まないのが現状である。広大な国土に3千以上の高等教育機関を有するインドネシアにおけるアクレディテーションの係るコスト負担は大きな課題である。

第2節 BAN-PT によるアクレディテーションの概要

1 審査の対象

審査の対象となる資料・情報は、カリキュラム、教育関係職員の質及び数、学生、教育活動、施設及びインフラストラクチャー、学務の管理運営方法、職員管理、財政、高等教育機関の運営、学習成果及び卒業生の質が含まれる（「高等教育機関における教育プログラムのアクレディテーションに関する国民教育大臣決定第2条（2002年）」）。

2 審査の基準

羽田は「各国の質保証制度構築のプロセスで進行しているのは一種の標準化である。その標準化は、教員組織・カリキュラムなどプロセスを対象にして質を維持してきた仕組みに、学習成果などアウトカムを組み込む形で進行している（羽田 2009:295）」と述べているが、インドネシアにおいても質保証の基準は標準化という形で見直しが進んでいる。

現在適用されている2008年の学士課程プログラムのアクレディテーション基準では、①ビジョン、ミッション、目的、目標及び戦略、②監督、リーダーシップ、経営システム、質保証、③学生及び卒業生、④教職員、⑤カリキュラム、教育、学術的雰囲気、⑥予算、施設・設備、情報システム、⑦研究、社会サービス及び連携、という各項目について、さらに細目ごとに審査基準と配点が定められている。

3 実施の手順

アクレディテーションの実施の手順は、各大学による自己点検評価、BAN-PT の委嘱を受けた審査員2名による書類審査及び2日間にわたる実地審査、以上の結果に基づくBAN-PT の理事会による決定というプロセスをとる。学士課程の場合、レベルA（優、評価点361-400）、B（良、評価点301-360）、C（可、評価点200-300）の認定がなされ、評価点が200に満たない場合は不認定となる。認定の有効期間は5年間である。

第3節 アクレディテーション結果の現状

次に、アクレディテーション評価の現状について、総合大学と専門大学の学士課程の教育プログラムの評価結果を対象として、私立と国立を比較する。

1 プログラム評価点の比較

2010年12月現在の状況を記載した BAN-PT の「アクレディテーション報告 (Direktori Akreditasi Program Studi Tahun 2010 Buku I~X)」を用い、2010年12月時点でアクレディテーションが有効な教育プログラムを対象とした。その数は、私立391大学の2,797教育プログラム、国立55大学の1,417教育プログラムである。

私立大学と国立大学の教育プログラムの評価点を比較すると、A評価のプログラムは、私立大学では218プログラムで全体(2,797)の7.8%、国立大学では416プログラムで全体(1,417)の29.4%を占めている。一方、C評価のプログラムは、私立大学では44.5%、国立大学では15.3%を占める。このように、私立大学のプログラムは国立大学と比べると、A評価のプログラムの割合は低く、C評価の割合は高い(表7-1)。

表7-1 プログラム評価点の現状 (2010年12月現在)

	評 価			合 計
	A	B	C	
私立大学	218(7.8%)	1,334(47.7%)	1,245(44.5%)	2,797(100.0%)
国立大学	416(29.4%)	784(55.3%)	217(15.3%)	1,417(100.0%)
合計	634(15.0%)	2,118(50.3%)	1,462(34.7%)	4,214(100.0%)

出典：Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi, “Direktori Hasil Akreditasi Program Studi Tahun 2010 Buku I -Buku X”により、筆者作成。

次に、大学ごとにみた教育プログラムの評価点の分布を見るため、A (361-400)、B (301-360)、C (200-300) の各レベルの中間値として、Aを380点、Bを330点、Cを250点と仮定し、各大学の教育プログラムの平均値をまとめた(表7-2)。

評価点の最も多い層を見ると、私立大学では271-290点が101大学(25.8%)と最も多いのに対し、国立大学では311-330点の層が17大学(30.9%)と最も多くなっている。

また、B評価の中間値330点を目安として、331点以上の大学を評価の高い大学と想定すると、私立大学では31大学、国立大学では22大学の合計53大学となっている。私立の全大学数は391に上っており、評価の高い大学の占める割合は7.9%にとどまり、国立の40%とは差が大きい。私立大学にも一定数の評価の高い大学が存在していることがわかる。

表7-2 大学別のプログラム評価点の現状 (2010年12月現在)

評価点	私立大学		国立大学		合計	
	大学数	構成比(%)	大学数	構成比(%)	大学数	構成比(%)
250	67	17.1	1	1.8	68	15.2

251-270	49	12.5	3	5.5	52	11.7
271-290	101	25.8	3	5.5	104	23.3
291-310	68	17.4	9	16.4	77	17.3
311-330	75	19.2	17	30.9	92	20.6
331-350	19	4.9	11	20.0	30	6.7
351-370	10	2.6	8	14.5	18	4.0
371-400	2	0.5	3	5.5	5	1.1
合計	391	100.0	55	100.0	446	100.0

出典：Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi, “Direktori Hasil Akreditasi Program Studi Tahun 2010 Buku I -Buku X”により、筆者作成。

2 評価点の高い私立大学の特徴

次に、評価点の高い私立大学（評価点 331 点以上）の所在地を見ると、ジャカルタを中心とする首都圏のジャボデタベク首都圏が 11 大学と最も多く、次いで、スラバヤとジョグジャカルタが 5、バンドン 4、スマラン 3、マラン 1、サラティガ 1 となっている（表 7-3）。一方、国立では、ジャボデタベク、スラバヤ、バンドンが各 3 大学、ジョグジャカルタ、スマラン、マラン、マナド、パダンが各 2 大学となっている。

評価点の高い私立大学の第一の特徴は、ジャボデタベク首都圏を始めとする大都市への集中が目立つことである。佐藤（2011:46-54）によると、ジャボデタベク首都圏の人口集積は世界的にみても屈指の規模であり、一人当たり GDP も全国の 2.0 倍の水準である。首都圏では中間層や高所得層が消費需要を牽引している。ジャカルタなど大都市では、高等教育への需要の高まりとともに、供給側の大学間の学生獲得をめぐる競争も激しくなり、後述するパンチャシラ大学の例のように、一定の経営基盤を備えて、アクレディテーション向上を経営戦略の柱の一つとして、取り組む大学が出現してきていると思われる。

第二の特徴としては、宗教系の私立大学が 12 校に上る。宗教団体を背景とした安定した財政基盤と教育理念を持つ私学が誕生してきている。例えば、サラティガには国立大学は存在しないが、宗教系の私立大学である、サトヤ・ワチャナ・キリスト教大学が高い評価を得ている。

第三に、ジョグジャカルタ、バンドン、スラバヤ、スマラン、マランのように、私立と国立の双方に評価点の高い大学が存在する例が多い。具体的な影響については実証的な検討を要すると思われるが、優れた国立大学の存在は、国立大学教員の非常勤教員や教育研究施設の活用など私学の教育研究の質の向上に直接的に有益だと思料される。また、先に述べたように、長きにわたり国立大学が私学のモデルとして様々な影響を及ぼしてきた歴史も影響を及ぼしているのではないかと推測される。

表 7-3 評価点の高い大学（平均値 331 点以上）の現状（2010 年 12 月現在）

所在地	私立大学	国立大学	合計
-----	------	------	----

	非宗教系	宗教系	計		
ジャボデタベク	10	1	11	3	14
スラバヤ	3	2	5	3	8
ジョグジャカルタ	2	3	5	2	7
バンドン	3	1	4	3	7
スマラン	1	2	3	2	5
マラン	-	1	1	2	3
マナド				2	2
パダン				2	2
サラティガ	-	1	1	-	1
デンパサール	-	-	-	1	1
スラカルタ				1	1
マカッサル				1	1
バンダ・アチェ				1	1
合計	19	11	30	23	53

出典：Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi, “Direktori Hasil Akreditasi Program Studi Tahun 2010 Buku I -Buku X”により、筆者作成。

3 ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の状況

これまで、全国の総合大学と専門大学の教育プログラムについて、私立と国立のアクレディテーション評価を比較してきた。さらに詳しく学校種ごとの状況や個別大学の事例を検討するため、ここでは、ジャカルタ特別州の私立高等教育機関を取り上げて検討する。資料として、BAN-PT の「教育プログラム調査結果（Hasil Pencarian Akreditasi Program Studi (<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/hasil-pencarian.php> , 2014/01/20)）」を用いた。

ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の教育プログラムのアクレディテーション評価結果は表7-4の通りである。

表7-4 ジャカルタ特別州の私立高等教育機関の教育プログラムの評価結果（2014年1月20日現在）

評価	A	B	C	合計
アカデミー	1(1.1)	32(33.7)	62(65.3)	95(100.0)
ポリテクニク	5(14.3)	16(45.7)	14(40.0)	35(100.0)
単科大学	23(7.4)	144(46.2)	145(46.2)	312(100.0)
専門大学	4(5.2)	42(54.5)	31(40.3)	77(100.0)
総合大学	97(14.5)	376(56.1)	197(29.4)	670(100.0)

出典：Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi, (Hasil Pencarian Akreditasi Program

Studi (<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/hasil-pencarian.php>)」により、筆者作成。

ジャカルタ特別州には、国立大学として、インドネシア大学、国立ジャカルタ大学、公開大学の3大学が存在するが、公開大学は、放送を通じた全国の学生を対象とする大学なのでここでは除外して、私立総合大学と国立総合大学（インドネシア大学及び国立ジャカルタ大学）の教育プログラムの評価を比較すると表7-5の通りとなっている。私立のプログラムでは、Aが全体の14.5%であるのに対し、国立ではAが53.7%を占める。このように、国立大学の教育プログラムの方が私立よりも一般に評価が高くなっている。

表7-5 ジャカルタ特別州の総合大学のプログラムのアクレディテーション評価(2014年1月20日現在)

評 価		A	B	C	合計
私立総合大学	プログラム数	97	376	197	670
	比率 (%)	14.5	56.1	29.4	100.0
国立総合大学	プログラム数	95	76	6	177
	比率 (%)	53.7	42.9	3.4	100.0

出典：Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi, 教育プログラム調査結果 (Hasil Pencarian Akreditasi Program Studi (<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/hasil-pencarian.php>))」により、筆者作成。

次に、大学ごとにみた教育プログラムの評価点の分布を見るため、A (361-400)、B (301-360)、C (200-300) の各レベルの中間値として、Aを380点、Bを330点、Cを250点と仮定し、各大学の教育プログラムの平均値が高い大学から順に並べると表7-6の通りである。

1位のインドネシア大学と6位の国立ジャカルタ大学が国立大学である。一方、2位にグナダルマ大学、3位にカトリック・インドネシア・アトマジヤヤ大学が入るなど、私立大学でも国立に比肩する評価を得ている大学があることがわかる。

表7-6 ジャカルタ特別州の各総合大学のプログラムのアクレディテーション評価 (2014年1月20日現在)

	総合大学	A	B	C	合計	平均点
1	インドネシア大学	75	29	2	106	363.9
2	グナダルマ	18	9	0	27	363.3
3	カトリック・インドネシア・アトマジヤヤ	10	7	0	17	359.4
4	Prof. Dr. モエストポ	4	4	0	8	355.0
5	タルマヌガラ	10	12	1	23	348.3

6	国立ジャカルタ大学	20	47	4	71	339.6
7	ビナ・ヌサンタラ	6	14	2	22	336.3
8	ムルチュ・ブアナ	4	10	2	16	332.5
9	パンチャシラ	5	17	3	25	330.4
10	プルサダ・インドネシア・ヤイ	3	4	2	9	328.9
11	アル・アズハル・インドネシア・ジャカルタ	1	15	1	17	328.2
12	ヤルシ	1	5	1	7	325.7
13	ムハマディーヤ・ジャカルタ	2	27	3	32	325.6
14	トリサクティ	11	18	9	38	325.5
15	クリスチャン・インドネシア	1	17	2	20	324.5
16	ナショナル	6	17	6	29	323.8
17	エサ・ウングル	3	14	4	21	321.9
18	インドラプラスタ PGRI	0	14	2	16	320.0
19	プリタ・ハラパン	1	25	6	32	316.6
20	ムハマディーヤ・Prof. Dr. ハムカ	5	19	9	33	315.8
21	サヒド	0	8	2	10	314.0
22	ジャカルタ・ベテラン・国土開発	0	13	5	18	307.8
23	ブンダ・ムリア	1	5	4	10	303.0
24	イスラム・アッシャフィーヤ	1	7	6	14	299.3
25	クリスナドゥウィパヤナ	2	7	7	16	298.8
26	イスラム・アル・タヒリーヤ	0	3	2	5	298.0
27	ブディ・ルフウル	0	8	6	14	295.7
28	ジャヤバヤ	0	4	3	7	295.7
29	1945年8月17日	0	7	6	13	293.1
30	クリスチャン・クリダ・ワチャナ	0	4	4	8	290.0
31	ダルマ・プルサダ	0	6	7	13	286.9
32	レスパティ・インドネシア	0	4	6	10	282.0
33	MPU タントウラー	0	4	7	11	279.1
34	サトヤガマ・ジャカルタ	0	3	12	15	266.0
35	ブン・カルノ	0	1	7	8	260.0

出典：Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi,教育プログラム調査結果（Hasil Pencarian Akreditasi Program Studi (<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/hasil-pencarian.php>））により、筆者作成。

4 パンチャシラ大学の事例

以上のような私立大学のアクレディテーションへの取組の背景にはどのような事情がある

のか。大学内における質保証についての取組みを記述した資料として、「パンチャシラ大学史 (Badan Penerbit Universitas Panasila 2004:21-100)」に基づき、「パンチャシラ大学」の創設以来 2000 年代半ばまでの同大学における質保証制度への対応について記載された資料を手がかりに検討を行う。

(1) 事例の概要

1963 年、ジャカルタに設立されたパンチャシラ大学の学生数は 1980 年代当初に 2,000 名に達し、ジャカルタの従来のキャンパスでは収容が困難となった。その際、大学の運営に当たる法人理事長は授業料収入の確保という経営の観点も踏まえ、学生数を 18,000 名へと増加させるとの方針を取り、新キャンパスの開発を行ったが、それは、施設・設備の充実にとどまらず、学術分野、管理・財務分野及び学生分野の各分野の大学改革と一体的に実施された。ステータスの向上は、学術分野における第一の課題として取り上げられた。

新キャンパスの開発に伴う、大学改革をリードしたのは、1983 年から 95 年まで学長を務めたアウルディン学長である。1983 年の学長就任時には「同等」の評価を受けた学部は存在しなかったが、学長退任時にはすべての学部が「同等」のステータスを取得した。すなわち、経済学部は 84 年、法学部は 85 年、薬学部は 90 年にそれぞれ「認定」から「同等」へ向上した。また、工学部では、建築学科、土木学科及び機械学科は 85 年に「登録」から「認定」へと向上し、90 年に「同等」となった。電気学科は 89 年に「登録」から「認定」になり、92 年に「同等」となった。1985 年に新たに開設された会計のプログラムも 93 年には「同等」のステータスとなった。

次のスプロト学長 (1995 年~2004 年) の時代に入ると、1997 年に BAN-PT によるアクレディテーションが行われ、経済学部の会計プログラム及び法学部が A 評価を受け、経済学部の経営プログラム、薬学部、工学部が B 評価を受けた。

こうした評価の向上は、「すべての関係者による大変な努力」で実現した。教員体制の充実、卒業者数の増加、施設・設備の充実について、ステータスの向上を意識した取組が行われた。

「新しいキャンパスの建設はパンチャシラ大学の歴史においても大変重要な事柄だった。なぜなら、中核的な建物の存在は国民教育省・BAN-PT が授与する、パンチャシラ大学へのステータスやアクレディテーションに大いに影響するからだ」と総括しているように、大学執行部はステータスの向上を優先課題として、全学的に取組み、成果を上げた。

(2) 考察

こうしたステータスの向上への取組は市場化への対応として理解できる。大学はステータス向上への取組の理由として「パンチャシラという重要な名前を有する大学として、パンチャシラ大学は教育界においても一般社会においても最重要の大学でなければならない (Badan Penerbit Universitas Pancasila 2004: 73)。」と述べるにとどまるが、新キャンパスの開発と収容学生数の増加という一連の取組から考えると、ステータスの向上が志願者の増加につながり、学生数の確保、そして、大学経営の安定・発展へとつながるという大学の経営戦略上の重要性が大きいと思われる。1980 年代から 2000 年へのジャカルタにおいて、高等教育への進学需要が高まるとともに、供給側の大学側の設置も進み、大学間の競争も激しくなる中で、パン

チャシラ大学の事例は、経営戦略と一体となった、アクレディテーション向上への取組の事例として理解できる。

なお、以上のパンチャシラ大学の事例は、資料の制約で 2004 年までの取組であり、主としてステータスの向上への活動を取り上げた。サトリオ氏へのインタビューにおいても有力私立大学が学生募集戦略として、アクレディテーションの向上に取り組んでいることは確認できたが、その事例を記述した資料の収集は困難であったことを付言したい。

5 小括

アクレディテーションの結果について考察した結果、今日においても私立と国立のプログラムの評価には依然格差があるものの、一定数の私立大学は優れた国立大学に伍して高い評価を得ていることが確認できた。大都市を中心として、学生獲得のための競争力強化のために、経営戦略として評価の向上に取り組む大学が誕生している。また、安定した財務・経営基盤を有する宗教系大学の健闘がある。

第8章 私学高等教育の経済的側面に関する考察

私学高等教育の発展の現状について、第4章では政府の私立高等教育機関の設置認可の仕組みを検討し、第5章と第6章では、私立高等教育機関の設置、転換、閉鎖の現状を設置者単位で把握し、その経営行動について検討した。そして、第7章では、質的な側面について検討を行ってきた。

本章では、私学高等教育の実施に必要な費用は誰が負担しているのか、また、私立高等教育機関の財務の現状はどうなっているのか、という2つの視点から私学高等教育の経済的側面について検討したい。

ただし、このような経済的な側面を検討するための政府や大学の公開情報は極めて少ない。私学高等教育に対する政府の支出がわかる資料は公開されておらず、また、各私立高等教育機関レベルにおいても財務や経営に関する公開資料は極めて限られている。このような状況下ではあるが、入手できた資料を基に可能な限り考察に努めた。

第1節 高等教育に必要な費用は誰が負担しているのか

私立高等教育機関に対して政府がどの程度助成しているのかを把握できる統計資料は公開されていない。ヒルらによると私立高等教育機関は極めて少ない公的な資金を受け取るにとどまっており、歳入全体の5%に及ばない (Hill & Thee 2013:166-7)。

国の私学高等教育への主要な支援の一つとして、政府雇用の教員が私立の高等教育機関に派遣され、教育に従事するという仕組みがある。つまり、国が教員給与の形で、私立高等教育機関を支援するものである。

教育省高等教育総局によると、2009年時点で、私立高等教育機関の常勤教員は107,534人であるが、このうち、設置者である財団雇用の教員が98,245人(91.4%)、政府雇用の教員が9,289人(8.6%)となっている (Kementerian Pendidikan Nasional, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi 2009:51)。西野によると1997年時点では、5万人弱が財団雇用、1万人あまりが政府雇用であった (西野 2004:108-9)。近年、財団雇用の教員が増加しているのに対し、政府雇用の教員数は減少傾向であることがわかる。サトリオ元高等教育総局長によると、この仕組みで派遣教員を増やすことには政府の財政部局から支持を得られる見込みはなく、今後の増加は望めない。

以上のように、政府の私学高等教育への支出の全貌は明らかではないが、政府の私学高等教育への支出が極めて限られていることは明らかである。したがって、私学高等教育にかかる経費の大部分は授業料等の学生やその保護者からの納付金であると思われる。

第2節 学生や保護者はどの程度の費用を負担しているのか

1 全国の年間授業料の状況

それでは、私立高等教育機関の学生はどの程度の負担をしているのか。教育文化省高等教育総局は私立高等教育機関の入学金は入学試験の成績によって大幅に異なり、また、入学登録料などは大きな負担となっており、私立の有名校は高額所得者のためにあるという印象を与えている（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi:2003:238-9）とする。しかし、全国の私立高等教育機関の授業料に関するデータは近年作成されておらず、筆者が入手できた最も新しいデータは、「インドネシア高等教育機関総覧 2002（国民教育省高等教育総局）（Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2002, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia”）」の2001年時点のものである。最近、入学者選抜の方法、入学者選抜時の成績、学生の出身家庭の収入などによって学生納付金の多様化が進んでいるので1機関当たりの授業料を算出することは技術的に困難になっている面があると推測される。

調査時点の2001年から今日に至るまで、経済発展を背景に相当な変化が進んでいると思われるが、授業料の全国的な傾向を知る上では一定の有効性があると思われるので、次善の策として、2001年時点の私立高等教育機関の年間授業料を集計して、地域ごと、学校種ごとの授業料の傾向を見た（表8-1）。

年間授業料がいずれの学校種においても最も高いのが首都ジャカルタ特別州を区域とする第Ⅲ調整官事務所の私立高等教育機関であった。次いで、バンドンやボゴールなど国立の有力大学も存在する西ジャワ州などを区域とする第Ⅳ調整官事務所の高等教育機関となっている。そして、中部ジャワのジョグジャカルタ特別州の第Ⅴ調整官事務所区域のアカデミー、単科大学及び総合大学が、第3番目に高い年間授業料となっている。これらはいずれもジャワ島内であり、人口が集積し、経済活動が盛んな地域である。私立高等教育機関の授業料は地域差が大きいことが確認できた。

また、学校種別の平均額を見ると、ポリテクニクの年間授業料が最も高くなっている。この原因の一つは、ポリテクニクの場合は、技術系の教育を中心とするが、そのための施設設備などに係る経費が大きいと推測される。

表8-1 私立高等教育機関の年間授業料（2001年、単位ルピア）

私立高等教育機関調整官事務所	アカデミー	ポリテクニク	単科大学	専門大学	総合大学
I-北スマトラ・アチェ	640,393	1,500,000	887,485	1,266,667	897,155
II-南スマトラ、ランブ ン、ブンクル、バンカ・ ブリトゥン	679,136	1,600,000	690,489	-	937,667
III-ジャカルタ特別	1,722,684	2,073,750	2,886,263	2,226,667	2,508,100
IV-西ジャワ、バンテン	1,211,140	1,776,000	1,429,685	1,688,167	2,230,000
V-ジョグジャカルタ	1,058,152	1,633,333	1,279,650	974,000	1,731,125

特別					
VI-中部ジャワ	753,460	980,000	853,939	675,000	1,195,000
VII-東ジャワ	734,867	1,375,000	798,615	634,286	952,307
VIII-バリ、西ヌサ・トゥンガラ、東ヌサ・トゥンガラ	800,143	1,700,000	783,478	680,000	894,250
IX-南スラウェシ、南東スラウェシ、中部スラウェシ、北スラウェシ、西スラウェシ、ゴロンタロ	572,537	-	521,143	587,500	762,152
X-西スマトラ、リアウ、ジャンビ、リアウ諸島	726,550	1,200,000	724,546	120,000	1,716,500
XI-南カリマンタン、西カリマンタン、東カリマンタン、中部カリマンタン	590,661	-	630,487	205,000	689,308
XII-マルク、北マルク、パプア、西イリアン	678,000	-	545,294	750,000	670,667
	972,351	1,520,556	1,159,158	1,014,988	1,340,842

出典：Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, Departemen Pendidikan Nasional, 2002, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia”により、筆者作成。

2 ジャカルタ特別州の授業料等の状況

以上のように、2001年の時点では、授業料の地域格差が存在し、なかでもジャカルタ特別州の授業料が全国でも最も高いことがわかった。それでは、私立大学の現在の授業料等はどの程度なのか。統計資料は存在しないので、各大学の授業料等に関する情報を収集し、検討する必要がある。

そこで以下では、ジャカルタ市内の授業料に関する情報が入手できた私立大学の中から、2010年時点の学生規模が小規模、中規模、大規模の大学として、ジャヤバヤ大学(3,352人)、パンチャシラ大学(7,855人)及びピナ・ヌサンタラ大学(23,914人)の3大学を取り上げて検討を行った。

(1) ジャヤバヤ大学

ジャヤバヤ大学は、21の教育プログラムを擁し、学生総数は3,352人である(2010年)。同大学は1958年に設立されたが、現在、ジャヤバヤ情報コンピュータ経営単科大学(1996年設置)、ジャヤバヤ会計アカデミー(1962年設置)及びジャヤバヤ企業経営アカデミー(1983

年設置)が併設されている (Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi Koordinasi Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, 2012)。

これらの高等教育機関は共同で学生募集に当たっているが、学生納付金を比較すると、総合大学であるジャヤバヤ大学が最も高く、次いで単科大学、アカデミーとなっている (表 8-2)。

なお、授業料については、1 単位数当たりの単価が設定されている。学士プログラム (S1) の 1 単位が 14 万ルピア、ディプロマ 3 (D3) の 1 単位が 13 万ルピアである。ジャヤバヤ大学の経営学科では 18 単位、同単科大学の情報システムは 20 単位、同アカデミーは 17 単位で積算されている。

表 8-2 で示したように、例えば、大学の経営プログラムの S1 (学士課程) では、第 1 学期納付金が合計で 589.5 万ルピアとなっている。一方、2013 年のジャカルタ特別州の最低賃金は月額 220 万ルピアである (藤江 2014:206)。したがって、第 1 学期の納付金の合計は、最低賃金月額の約 2.7 倍となっており、学生にとって相当な経済負担であることがわかる。

表 8-2 ジャヤバヤ大学、ジャヤバヤ情報コンピュータ経営単科大学及びジャヤバヤ会計アカデミーの学生の第 1 学期納付金 (2013 年入学者、単位ルピア)

	教育プログラム	開発協力金	授業料	学生諸経費	合計
大学	経営 (S1)	310 万	252 万	27.5 万	589.5 万
単科大学	情報システム (S1)	225 万	280 万	27.5 万	532.5 万
アカデミー	会計 (D3)	150 万	221 万	27.5 万	398.5 万

出典：Universitas, Sekolah Tinggi dan Akademi-Akademi Jayabaya, “Rincian Biaya Pendidikan Mahasiswa Baru Tahun Akademik 2013/2014” より筆者作成。

(2) パンチャシラ大学

パンチャシラ大学は 2010 年時点で 25 教育プログラムを提供し、学生総数は 7,855 人である (Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi Koordinasi Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, 2012)。その設立以来の経営の状況については、次節において紹介する。

同大学から入手した 2012 年入学者募集の資料 (Sekretariat Kampus Universitas Pancasila, 2012) に基づき、学士課程の各学期で 18 単位、合計 8 学期で 144 単位を取得するとして、各学期の納付金を計算すると表 8-3 の通りである。4 年間の合計で、51,287~53,287 千ルピアとなる。年間平均では 12,822~13,322 千ルピアである。

パンチャシラ大学の第 1 学期の負担は、9,075~9,575 千ルピアとなっており、これは、2013 年のジャカルタ特別州の最低賃金である月額 220 万ルピアの 4.1 倍~4.4 倍に及んでいる。

表 8-3 パンチャシラ大学経済学部 2013 年度入学者の学費 (単位：千ルピア)

学期	納付金	金額
I	8,075 + 1/4 × 学部開発協力金(4,000~6,000)	9,075~9,575

II	5,312+単位数×150+1/4×学部開発協力金(4,000~6,000)	9,012~9,512
III	5,000+単位数×150+1/4×学部開発協力金(4,000~6,000)	8,700~9,200
IV	3,500+単位数×150+1/4×学部開発協力金(4,000~6,000)	7,200~7,700
V	2,000+単位数×150	4,700
VI	1,500+単位数×150	4,200
VII	1,500+単位数×150	4,200
VIII	1,500+単位数×150	4,200
合計		51,287~53,287

注. 各学期 24 単位を取得すると想定して計算した。

出典 : Sekretariat Kampus Universitas Pancasila, 2013, “Pendaftaran Mahasiswa Baru (PMB)” により筆者作成。

(3) ビナ・ヌサンタラ大学

ビナ・ヌサンタラ大学は 25 の教育プログラムを擁し、学生総数は、23,914 人 (2010 年) という大規模な大学である (Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi Koordinasi Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, 2012)。同大学は、1974 年に「現代コンピュータ・コース」という、IT 分野の教育からスタートし、アカデミー、単科大学を経て総合大学へと発展した大学で、1998 年にコンピュータ科学、経済、工学、文学、数学・自然科学の各学部が創設され、2007 年には心理学部、通信・マルチメディア学部が設置された (<http://binus.ac.id/history/>, 2014/03/14)。

学士課程の経営学科の学生の第 1 学期の納付金は総額 1,220 万ルピアでその内訳は、表 8-4 の通りである。これを 2013 年のジャカルタ特別州の最低賃金である月額 220 万ルピアと比べると、約 5.5 倍に達している。

授業料は 1 単位当たり 25 万ルピアで積算されている。学士課程修了のため、8 学期在学すると、授業料等が 7,100 万ルピア、協力金が 2,010 万ルピアで総額 9,110 万ルピアとなる (Binus University, “Tuition Fee Undergraduate Programs” (<http://binus.ac.id/tuition-fee-undergraduate-programs/>), 2014/03/18)。

表 8-4 ビナ・ヌサンタラ大学経済学部学生の第 1 学期納付金 (2014 年入学、単位ルピア)

協力金 : 1 学期分	授業料 : 20 単位分	学校行事費	合計
390 万	500 万	330 万	1,220 万

出典 : Binus University, “Tuition Fee Undergraduate Programs” (<http://binus.ac.id/tuition-fee-undergraduate-programs/>), 2014/03/18) より、筆者作成。

(4) まとめ

上記 3 大学の第 1 学期の納付金を比べると、ジャヤバヤ大学が、589 万 5,000 ルピア、パン

チャシラ大学が 907 万 5,000～957 万 5,000 ルピア、ピナ・ヌサンタラ大学が 1,220 万ルピアとなっている。規模が大きな大学ほど、授業料等の納付金が高額であるという傾向が表れている。また、ジャヤバヤ大学と併設されているアカデミーや単科大学は総合大学であるジャヤバヤ大学と比べて納付金が低額に設定されている。

2013 年のジャカルタ特別州の最低賃金は月額 220 万ルピアであり、多くの国民にとって、私立高等教育機関への進学は相当な経済的負担を伴うことがわかる。

3 中間層の拡大

以上のように、ジャカルタの 3 つの私立大学について見ると、金額に差はあるものの、授業料等の学費が相当額に上り、これに、生活費を加えると経済的な負担は大きいと思われる。ヒルらは 2011 年の「国民社会経済サーベイ (SUSENAS)」(インドネシア中央統計庁) を用いて、「高等教育を受ける学生の 55%は、トップ 5 分の 1 の収入を得ている層に属している。最低の 5 分の 1 の層からは 2.6%にとどまっている。インドネシアの大学において、貧しい者は非常に少数派であることは明らかである (Hill & Thee2013:168) としている。

このように、現状では、高等教育を受けることができる者は所得の高い層に偏っているが、第 1 章で見たように、近年、中間層や富裕層が拡大してきており、今後、高等教育への進学者の増加が見込まれる。すなわち、間瀬はジョグジャカルタ特別州のフィールド調査を通じ、ポスト・スハルト期の順調な経済成長を背景に、国立大学を含む有名大学の学生が富裕化し消費に対する価値観が 10 年前と比べて大きく変わったとし、「昨今、デポック郡にある国立大学を含む有名キャンパスの大学生が身に着けている消費のスタイルや価値観は、10 年ほど前の大学生のそれらと見るからに違う」と述べる (間瀬 2013:70-2)。こうした近年の変化は、経済発展の結果として中間層や富裕層が拡大していることを表していると思われる。

また、佐藤はインドネシアの中間層を精確に把握すること難しいとしながらも「インドネシアの中間層は 2000 年代後半に順調に拡大し、2010 年には総人口の半数を超えたとみられる」としている (佐藤 2011:41-3)。

第 3 節 私立高等教育機関における経営の実際—パンチャシラ大学の事例

前節では、私学高等教育の経費の大部分を担う、学生やその親の経済負担に着目して考察を行い、その負担が相当程度大きいことが明らかになった。

次に、本節では、私立高等教育機関の経営の側の財務面に着目して検討する。財務面に係る設置者や大学幹部の意思決定について記載した資料は極めて乏しいが、「パンチャシラ大学史 (Badan Penerbit Universitas Panasila 2004:21-100)」では 1963 年の同大学の設立時から 2004 年に至るまでの経営行動について記録が残されている。以下は、これに基づき記述する。

1 パンチャシラ大学の設立

パンチャシラ(Pancasila)とはインドネシアの国是となっている建国 5 原則であり、その名称

を冠する旧パンチャシラ大学は、パンチャシラという理想を目指し、国軍や政府の幹部など当時の有力者が中心となって、1963年に首都ジャカルタに設立した私立大学である。

1963年に、経済学部、法学部、社会・政治学部及び工学部が設立され、翌64年には、薬学部と地理学部が加わった。66年10月、ジャカルタの私立大学であるブン・カルノ大学と合併し、新たな「パンチャシラ大学」としてスタートした。合併後は社会・政治学部と地理学部が閉鎖され、経済学部、法学部、薬学部、工学部の4学部となった。

2 設立直後の財務の状況

旧パンチャシラ大学が設立された1963年は、スカルノ初代大統領の統治下で経済的には混乱状態であった。学生やその親の経済状態も良好ではなかった。また、旧パンチャシラ大学の設立の中心を担ったのは、先述のように、国の有力者ではあったが、大学の財務状況は決して恵まれた状況ではなかった。

大学の施設・設備は極めて不十分で、教室の机や椅子は極めて簡素であった。このような中、63年11月、ジャカルタ中央の第9国立中学校の校舎を借りて、中学校が校舎を使用しない夕方と夜の時間帯を利用した授業が始まった。

当時の経済的困窮について、大学創設時の職員の一人は次のように語る。「大学の創設期に管理と新入生の受入れを担当した。当時は財政が非常に苦しい時期だったので、大学は職員に給料を支払うことができなかった。私自身も6カ月給料を受け取らなかった。教育に必要な設備さえ不十分だった。学生から集める授業料では設備を買うための予算が足りないと考えられていた。教員に給与を支払うためのお金は特に足りなかった。」

3 運営経費の確保が課題

合併後のパンチャシラ大学の初代学長アミル・モルトノ氏（1966年～78年）は、学長を支えるスタッフ、財務、施設・設備が不十分な中で経営に大変苦労した。1971年に制定された財団の業務方法書（Anggaran Rumah Tangga Yayasan）では、学部が財務に関する自治を有するとされ、授業料は先ず学部で歳入として入り、そのうち10%を大学の運用や開発に当てる経費として大学本部に拠出することになっていた。学長など大学執行部は、学部から拠出されたこの限られた予算を財団の承認を得た上で使うことができるだけであった。

一方、財団自体も財産がなく、大学のため財源を確保することができなかったので、毎月の運営経費を確保するために財団の理事に対し、各自の負担能力に応じた寄付を要請する状況であった。

1979年に第二代学長となったスナルト・プラウィロスジャント氏も前任者と同様に財務上の問題に直面した。大学の歳入不足の結果、大学には借金が存在していた。依然として各学部が財務上の自治を握っており、大学全体としての財務上の問題に対処することは不可能であった。

4 新キャンパスの開発

1980年代に入ると、学生数が2,000名に達し、ジャカルタ中央のボロブドゥール通りにあった、当時のキャンパスでは手狭となった。対応を迫られた財団理事会は、1984年、授業料収入の確保という経営の観点も踏まえ、学生数を18,000名へと増加させるとの方針を取り、新キャンパスの開発を決めた。資金は、商業銀行からの借入で手当てし、1986年、南ジャカルタに11万1,255平方メートルのキャンパスの開発が開始された。

新キャンパスの開設によって、学生数は順調に伸び、1999年に14,420人のピークを迎えたが、その後数年間で大きく減少した（表8-5）。

この学生数の減少について、1995年から2004年の間、学長を務めたプロト氏は、学生数の減少は他の私立大学にも起こっているとして、その理由の第一は国立大学の法人化の動きの中で国立大学が自主財源を求めてエクステンション・プログラムなど従来私立大学が中心となつて実施してきた分野に進出していること、第二に予算の十分な新たな私立大学が設立され、既設の私立大学が学生を奪われていることを上げる。

表8-5 パンチャシラ大学の学生数の推移（1995年度～2003年度）

学部等	修士 (経営)	薬学	経済学	農学	法学	工学	合計
1995			7212	1055	1751	3364	13,382
1996	156	101	7446	924	1650	3692	13,712
1997	132	98	7164	959	1550	3539	13,212
1998	132	73	6860	934	1390	3210	12,394
1999	200	73	7902	1101	1841	3576	14,420
2000	165	315	6274	1298	2209	3209	12,990
2001	465	176	4041	1062	1918	2421	9,442
2002	465	135	4150	1175	2014	2187	9,526
2003	400	54	2952	981	1777	1866	8,030

出典) Badan Penerbit Universitas Pancasila, “Sejarah Universitas Pancasila 2004”より、筆者作成。

5 財務・管理の改善

先述のように、1971年に制定された財団の業務方法書では、予算は学部の自治に委ねられ、大学執行部の予算の執行の権限制約下にあったが、1984年から授業料等を各学部ではなく、大学で一本化して収入として計上し、その使い道も大学執行部による調整会議で決めるようになった。

また、評議会、学部評議会など大学内の組織の位置づけについても、1989年の旧「国民教育制度法（1989年法律第2号）」とそれに続く、1990年の「高等教育に関する政令（1990年法律第30号）」の制定を契機に、明確に、法令に準拠した形で整理がなされた。

6 小括

上記1～5においては、「パンチャシラ大学史（Badan Penerbit Universitas Panasila 2004:21-100）」に基づき、大学の財務や経営にかかわる事柄を中心に整理した。

パンチャシラ大学は、当時の国家の有力者が中心となって設置した大学にもかかわらず、財源の確保が設立当時から最大の課題だったことがわかった。設立時から80年代にかけて、歴代の学長など大学関係者が寄付などに奔走して大学の運営費を確保した。

財務状況を好転させるため、新キャンパスの開発と学生定員を2千人から1万8千人に増加させることに踏み切った。キャンパス開発の経費は、設置者である財団が銀行からの借入金で賄った。大学の財政状況に余裕はなく、また、国の支援が存在しないことがわかる。

新キャンパスの開発の結果、学生数は増加したが、1999年の14,420人をピークとして、2003年には8,030人に減少した。学生数減少の背景には、法人化による国立大学の学生募集の拡大や他の新設私立大学との競争の激化などが存在する。

さらに、学内の運営の点では、設立から80年代に至るまで、学部の自治が尊重される中で、学長はじめとする大学執行部が財務上の権限を十分に持てなかった、大学内の組織の位置づけも、89年の旧国民教育制度法などの関係法令の制定までは明確ではなかった。

終章 総括と今後の研究課題

第Ⅰ部では、高等教育の発展における私学の役割を中心に検討し、第Ⅱ部では私学高等教育の発展の特徴について、①設置行政の歴史的な変遷、②設置者単位の経営行動の把握、③私学高等教育の質的側面、④私学高等教育の経済的側面という4つの観点から多角的に考察した。

以上の考察を踏まえ、本章の第1節では、私立高等教育機関の類型化により、私学高等教育の発展の状況を整理した上で、私学高等教育の発展の特徴と今後の発展のための課題を述べる。そして、第2節では、残された研究課題についてまとめることにしたい。

第1節 私学高等教育の発展の特徴と今後の課題

第4章では、私立高等教育機関の設置の仕組み、さらに、第5章及び第6章ではジャカルタ特別州の私立高等教育機関の1998年から2010年の動向を検討し、私立高等教育の生成のメカニズムを検討した。そして、第7章と第8章では、私学高等教育の質的側面と経済的側面からそれぞれ検討してきた。

それでは、独立後の1950年代以降、私立高等教育機関はどのように発展を遂げてきたのか。歴史的に俯瞰して私学高等教育の発展の特徴を整理するために、以下では、ジャカルタ特別州の私立高等教育機関を取り上げ、その設置者の属性、設置の時期、発展の形態という点に着目して類型化を行う。

次いで、なぜ、そのような発展を遂げたのか。それを可能にしたのはどのようなメカニズムなのか。これを改めて整理するとともに、さらなる発展のための課題を明らかにする。

1 私立高等教育機関の類型化

(1) 1950年代～60年代に設置された大学－Ⅰ型及びⅡ型

1950年代から60年代に創設された大学は当初から総合大学としてスタートしたものが多く、独立国家の体面を重視した政府は威信の高い総合大学志向し、1961年に制定した「高等教育機関法」においても総合大学の要件については他の学校種よりも明確に規定していた。また、設置者側もより威信の高い総合大学を志向する傾向が強かった。

このような大学のうち、国軍、政治、地方などの有力者が中心になって設立した大学がⅠ型であり、ナショナル大学(1949年)、トリサクティ大学(1965年)、パンチャシラ大学(1966年)がこの類型に入る。

Ⅱ型は、同じく、50年代～60年代に設置された大学であるが、その設置者が宗教系のものである。キリスト教やイスラーム関係者が中心となって設立した大学であり、キリスト教系のカトリック・インドネシア・アトマ・ジャヤ大学やイスラーム系のムハマディーヤ・ジャカルタ大学(1955年)がその例である。

カトリック・インドネシア・アトマ・ジャヤ大学(<http://www.atmajaya.ac.id>)の場合、カトリックの高等教育機関を設置するという構想が生まれたのは1952年であったが、この構想

が実現に移され、同大学が設立されたのは 1960 年のことである。当初、経済学部、ビジネス経営・コミュニケーション学部で構成され、その後、教育学部と工学部が 61 年、法学部が 65 年、医学部が 67 年、心理学部が 92 年にそれぞれ追加して設置された。現在、8 学部で学士課程として 17 教育プログラム、大学院修士課程で 7 プログラムを有す。また、イスラーム系の大学として、ムハマディーヤ・ジャカルタ大学（1955 年）などが存在している。

（2）1970 年代～80 年代に設置された大学－Ⅲ型

Ⅲ型は、1970 年代から 80 年代に「教育起業家」により設立された第二世代の大学である。スハルト第 2 代大統領の統治下、経済社会の発展が進み、情報など新しい教育ニーズが高まった。これに対応して 1970 年代から 80 年代に誕生したアカデミーや単科大学が次第に発展を遂げ、90 年代から 2000 年代に総合大学へと発展した。例えば、ビナ・ヌサンタラ大学、グナダルマ大学、ブディ・ルフウル大学は IT 分野の教育からスタートして総合大学へと発展した。また、インドラプラスタ PGRI 大学は教員教育に関するニーズの増大に対応して発展を遂げた。

ビナ・ヌサンタラ大学 (<http://binus.ac.id/history/>) の場合は 1974 年に「現代コンピュータ・コース」という短期コースから出発し、81 年にコンピュータ技術アカデミーとなった。1985 年にビナ・ヌサンタラ経営情報・コンピュータ・アカデミーへと形を変え、86 年には教育文化省から優秀コンピュータ・アカデミーに選ばれた。1987 年にビナ・ヌサンタラ経営情報・コンピュータ単科大学へと発展した。1993 年にはインドネシアで初めて修士レベルの情報システムマネジメントのプログラムを開設した。1996 年にビナ・ヌサンタラ大学が設置され、98 年にビナ・ヌサンタラ経営情報・コンピュータ単科大学も統合された。コンピュータ科学、経済、工学、文学、数学・自然科学の各学部が創設され、2007 年には心理学部、通信・マルチメディア学部が設置された。

また、グナダルマ大学 (<http://www.gunadarma.ac.id/en/pages/profile.html>) の場合は、1981 年にコンピュータ・サイエンス教育プログラムとしてスタートし、その後、コンピュータ・サイエンス・アカデミーへと発展し、1984 年にグナダルマ・コンピュータ・経営情報単科大学となった。1990 年に、グナダルマ経済単科大学を新たに設置した。その後、この 2 つの単科大学が統合され、1996 年にグナダルマ大学が誕生した。

（3）1990 年代以降に設置された大学－Ⅳ型及びⅤ型

Ⅳ型は、第 3 世代とも言える、企業グループが設置する大学である。1993 年にリッポ・グループによって設立されたプリタ・ハラパン大学を嚆矢とし、その後、2005 年にバクリ・グループによるバクリ大学とコンパス・グラメディア・グループによるマルチメディア・ヌサンタラ大学が設置された。

プリタ・ハラパン大学 (<http://international.uph.edu/about/overview-of-uph.html>) の設置者である、プリタ・ハラパン教育財団は、同大学以外に、観光単科大学、インターナショナル・スクールなどの学校グループを運営している。同大学の主キャンパスは、リッポ・グループが開発したジャカルタ近郊の「リッポ・カラワチ」の住宅地区に位置する。企業グループが経営する大学の評価については未知数であるが、今後の動向が注目される。

第 5 章で見た、Ⅴ型は、ビナ・サラナ財団傘下の 5 つのアカデミーである。D3 の情報教育

を中心に大規模な展開を図っている。従来の設置者が総合大学へと発展することを目指したのに対し、情報など大都市の教育ニーズに対応して、職業教育に特化して取り組んでいる点で新しいタイプの類型と言ってよい。

表9-1 私立高等教育機関の発展の類型

	設置者	設置時期	発展形態	高等教育機関
I	政治、軍、 社会の有 力者	50年～60年 代	総合大学として設置	ナショナル大学、トリサクテ イ大学、パンチャシラ大学
II	宗教系団 体	50年～60年 代	総合大学として設置	ムハマディーヤ・ジャカルタ 大学、カトリック・インドネ シア・アトマ・ジャヤ大学
III	教育起業 家	70年代～	情報教育など社会のニーズに 対応し、アカデミーや単科大 学を経て総合大学へ。	ビナ・ヌサンタラ大学、グナ ダルマ大学、ブディ・ルフル 大学、インドラプラスタ PGRI 大学
IV	企業グル ープ	90年代～	総合大学として設置。	プリタ・ハラパン大学、バク リ大学、マルチメディア・ヌ サンタラ大学
V	教育産業	90年代～	情報など職業教育 (D3) を中 心にアカデミーを設置	情報管理・コンピュータ・ア カデミーなどビナ・サラナ・ インフォーマティカ財団傘 下のアカデミー

2 私学高等教育の発展の特徴と課題

馬越(馬越 2007: 181-217) は、アジア各国における私学セクターの移行モデルとして、私立周辺型、私立補完型、私立優位型の3段階の類型を提案し、インドネシアは「私立補完型」に当たるとして、都市部の小規模なカレッジが経済規模の拡大や社会的要求の多様化に応じ、総合に改編され、大規模な私立大学になるケースが現れるとする。

本研究においては、小規模なアカデミーや単科大学が総合大学や専門大学へと発展する事例を確認し、馬越の提案した「私立補完型」の事例が確認できるとともに、インドネシアにおける私学高等教育の発展のメカニズムが明らかになったと考える。

このメカニズムを支えたのは、第一に、高等教育の拡大に私学の果たす役割を認め、容易に私立高等教育機関の設置を認めてきた政府の政策であり、第二に、私学設置者側の学校設置への高い意欲である。

(1) 私立高等教育機関の設置に関する行政

インドネシア独立後スカルノ初代大統領の就任以来、政府は高等教育の拡大・発展のために、

1961年の高等教育法の制定などの施策を実施したが、当時、インドネシアの経済社会は混迷しており、国が高等教育に対して十分な予算措置を行うことは困難であった。したがって、国立大学の整備だけでは高等教育の拡大には十分ではなく、私立の高等教育機関の増設が一定の役割を果たすことが期待された。

このため、政府は、私立高等教育機関の設置を促進する施策を実施してきた。すなわち、第4章で見たように、私立高等教育機関の設置について、国立高等教育機関をモデルとして、「登録」、「認定」、「同等」という3段階のステータスを設けたが、設置のために最低限必要な「登録」のステータスの取得は比較的容易であった。

また、アカデミーや単科大学のように、1つの教育プログラムから設置が可能な学校種が設けられたことも設置を容易にした。さらに、学術教育を実施する単科大学、専門大学及び総合大学でも職業教育プログラムを提供できることとされたので、第5章で見たように、アカデミーが単科大学や総合大学へと転換する場合にも既存の職業教育プログラムを継続しながら発展を遂げている事例があった。

このように、小規模の高等教育機関から総合大学などの大規模な機関へと発展し易い仕組みの下で、第5章及び第6章で明らかになったように、ジャカルタ特別州のアカデミーや単科大学の多くが総合大学や専門大学へと発展を遂げた。

(2) 高い大学設置への意欲

以上のような私学発展のダイナミックなメカニズムの中核を担ったのは、私立高等教育機関の設置者である。その背景には学歴取得に熱心な学生やその親などの存在があった。先の類型化で見たように、政治、軍などの有力者、宗教系団体、教育企業家、企業グループ、教育産業と時代により、変遷してきたが、一貫して、民間の大学設置への意欲が高い。すなわち、時代の変遷を辿ると、1950年代から60年代には、独立戦争を戦った有力者や宗教、政治勢力の間に大学設置への意欲が高かった。カミングス (Cummings1997:135-52)が指摘するように、政府は、これら独立戦争に貢献した者に報いるために高等教育への進出を容易に認めた。また、70年代に入ると民間の教育事業への進出意欲が高まった。このような設置者の旺盛な意欲は今日まで継続しており、これが私学高等教育発展の原動力であった。

第5章及び第6章で見たように、ジャカルタ特別州のアカデミー、ポリテクニク、単科大学が、情報、保健・衛生など社会の教育ニーズに対応したプログラムを迅速に提供している姿が浮き彫りになった。小規模なアカデミーからスタートして、教育プログラムの拡充や傘下の機関との合併を通じて、今日の総合大学へと発展を遂げた例は数多い。

3 私学高等教育の発展のための課題

このような発展を遂げた私学高等教育であるが、一方で課題も明らかになった。その第一は、経営基盤がぜい弱なことである。第5章や第6章で見たように、相当数の学校の閉鎖が見られる。また、総合大学を比較すると宗教団体や企業グループが関連する新しい大学は、経営基盤もあり、学生数を増やしているが、歴史の古い総合大学の中には、近年学生数が伸び悩んでいる大学も散見される。そうした大学の一つである、パンチャシラ大学の事例から見ても大学経

営の中で特別な財源を持たない設置者が施設・設備の更新に充てることのできる財源を確保することが容易ではないことがわかった。

国立大学や新設私立大学との競争に勝って学生を獲得するためには、施設設備の更新が必要であり、そのためには財源確保のために授業料を上げる必要があるが、授業料の値上げは競争力の低下につながり、ひいては入学志願者の減少につながるというジレンマに陥っているのが多くの私立高等教育機関である。

上述のように、インドネシアの私学高等教育は、民間の活力を活かして、ダイナミックに発展を遂げてきたが、さらなる、質の向上を目指すためには、財源の確保が極めて重要な課題である。今後の所得向上が見込まれる中、授業料負担の一定の増加は可能かと思われるが、私学の助成策が今後の重要な政策課題となる。

第2節 今後の研究課題

本研究は、私学高等教育の設置行政の歴史的な変遷、私立高等教育機関の設置者単位の経営行動の把握、需要者たる学生の経済負担、及び私学高等教育の質的側面という、4つの視点からインドネシアの私学高等教育の発展について検討を行った。今後、さらに研究を深めるためには、つぎのような研究課題があると考えられる。

第一は、検討対象地域の拡大である。本研究では、資料の制約もあり、ジャカルタ特別州の高等教育機関を取り上げて、設置者単位の経営行動や大学生の経済負担について検討した。首都圏であるジャカルタ特別州はインドネシア全土の中で経済発展の最も進んだ地域であり、私学高等教育の発展の基盤が整った地域と言ってよい。2億4千万の人口を有する、広大なインドネシアの私学高等教育の発展について研究を深めるためには、他の都市や地方を含めた検討が必要である。

また、今日、各州や都市にとどまらず、広域にわたって活動を展開する私立高等教育機関を設置する財団が出現している。こうした設置者の経営行動をとらえるためにも検討地域の拡大が必要である。

第二は、より多様な経営主体の分析である。個別大学の経営行動について、今回は「パンチャシラ大学」の事例によって検討するにとどまった。言うまでもなく、私学の経営主体は、宗教団体や企業を母体とするものなど多様であり、設置する学校種も多様化している。経営行動に関する検討を深めるため、より幅広い経営主体の経営行動について分析を進める必要がある。

第三は、国立大学との比較である。2010年の「教育法人法」違憲判決の影響で、国立大学の法人化の姿が不透明な状況ということもあり、本研究では国立大学との十分な比較ができたとは言いがたい。しかしながら、世界的なプライバタイゼーションの中、国立と私立の違いをどう考えるかということは大きな課題であり、具体的な比較検討が必要である。

引用（参考）文献

〔日本語〕

- アルトバック, フィリップ・G., 2004 「私学高等教育を見る比較の視点」アルトバック, フィリップ・G.編, 森利枝訳『私学高等教育の潮流』玉川大学出版部, 7-24.
- アンダーソン, ベネディクト, 2007, 白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山.
- 馬越徹, 2007, 『比較教育学—越境のレッスン—』東信堂.
- カミングス, ウィリアム K.・カセンダ, S., 1993 「インドネシア近代高等教育の起源」アルトバック, P. G.著, 馬越徹・大塚豊監訳『アジアの大学—従属から自立へ』玉川大学出版部, 199-230.
- 川村晃一, 2014, 「安定した民主主義と決められない民主政治」塚田学・藤江秀樹編著『インドネシア経済の基礎知識』ジェトロ, 2-28.
- 倉沢愛子, 2013, 「消費行為としての教育—一次世代に託す希望」倉沢愛子編著『消費するインドネシア』慶應義塾大学出版会, 211-40.
- 佐藤百合, 2011, 『経済大国インドネシア - 21 世紀の成長条件』中央公論新社.
- 佐藤百合, 2014, 「成長を志向する経済政策」塚田学・藤江秀樹編著『インドネシア経済の基礎知識』ジェトロ, 64-96.
- 白石隆, 1992, 『インドネシア—国家と政治』リプロポート.
- 白石隆, 2000, 『海の帝国 - アジアをどう考えるか』中央公論新社.
- 杉本均, 2004, 「マレーシア—高等教育政策の歴史的転換」馬越徹編『アジア・オセアニアの高等教育』玉川大学出版部, 77-100.
- 鈴木恒之, 1999, 「近代国家の展開」池端雪浦編『世界各国史 6 東南アジア史 II』山川出版社, 138-81.
- 千野境子, 2013, 『インドネシア 9・30 クーデターの謎を解く』草思社.
- 西野節男, 2004, 「インドネシア—市場化と国家統一維持の政治的課題」馬越徹編『アジア・オセアニアの高等教育』玉川大学出版部, 101-23.
- 服部美奈, 2006, 「インドネシアの教育計画」山内乾史・杉本均編著『現代アジアの教育計画(下)』学文社, 155-70.
- 服部美奈, 2013, 「インドネシア—グローバル時代を生き抜く国民教育の見取図」馬越徹・大塚豊編『アジアの中等教育改革—グローバル化への対応』東信堂, 222-51.
- 羽田貴史, 2009, 「質保証の現状と課題—まともに代えて」羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘編著, 2009, 『高等教育質保証の国際比較』東信堂, 293-8.
- 弘末雅士, 1999, 「近世国家の終焉と植民地支配の進行」池端雪浦編『世界各国史 6 東南アジア史 II』山川出版社, 182-267.
- 深見純生, 1999, 「近代植民地の展開と日本の占領」池端雪浦編『世界各国史 6 東南アジア史 II』山川出版社, 268-365.
- 増原綾子, 2010, 『スハルト体制のインドネシア—個人支配の変容と一九九八年政変』東京大学

出版会.

間瀬朋子, 2013, 「現代的な消費と「インフォーマル・セクター」—ジョグジャカルタ特別州スレマン県の学生街の事例」 倉沢愛子編著『消費するインドネシア』慶應義塾大学出版会, 69-96.

見市健, 2004, 『インドネシア—イスラーム主義のゆくえ』平凡社.

宮本謙介, 2003, 『概説インドネシア経済史』有斐閣.

両角亜希子, 2010, 『私立大学の経営と拡大・再編』東信堂.

文部省大臣官房調査統計課, 1972, 『インドネシアの教育—アジア教育協力調査団報告書資料編(Ⅲ)—』文部省大臣官房調査統計課

米澤彰純, 2013, 「グローバル化・市場化の中の東アジアの高等教育と日本—「大学」「政府」「国家」そして「公と私」—」黒田一雄編著『アジアの高等教育ガバナンス』勁草書房, 301-25.

レヴィ, ダニエル・C., 2004, 「私立大学が多様化をもたらさないとき」アルトバック, フィリップ・G.編, 森利枝訳『私学高等教育の潮流』玉川大学出版部, 25-63.

和氣太司, 2011, 「インドネシアにおける高等教育の潮流」『大学マネジメント』2011.3月号:10-5.

和氣太司, 2013, 「インドネシアの私学高等教育の発展の動向に関する考察—学生規模に着目して—」『大学アドミニストレーション研究』第3号:49-60.

[英語]

Binus University, “History” (<http://binus.ac.id/history/> 2014.3.14)

Buchori, Mochtar & Malik, Abdul, 2004, “The Evolution of Higher Education in Indonesia” Altbach, P.G. & Umakoshi, Toru eds., Asian Universities: Historical Perspectives and Contemporary Challenges: 249-77, The Johns Hopkins University Press.

Cummings, William K., 1997, “Private Education in East Asia” Cummings, W.K. & Altbach P.G. eds., The Challenge of Eastern Asian Education: 135-52, State University of New York Press.

Hal Hill & Thee Kian Wie, 2013, “Indonesian Universities: Rapid Growth, Major Challenges” Daniel Suryadarma & Gavin W. Jones eds., Education in Indonesia: 160-79, Institute of Southeast Asian Studies.

Ministry of Education and Culture, 1997, “Education Development in Indonesia”

Ministry of Education and Culture, 2011, “Indonesia Educational Statistics in Brief 2010/2011”.

Ministry of National Education, National Accreditation Board for Higher Education, “General Guideline for Accreditation of Higher Education”

Suharti, 2013, “Trends in Education in Indonesia” Daniel Suryadarma & Gavin W. Jones eds., Education in Indonesia: 15-52, Institute of Southeast Asian Studies.

Universitas Pancasila, Home (<http://univpancasila.ac.id/index.php>, 2014.3.30)

Universitas Pelita Harapan, “UPH at a Glance” ,

(<http://international.uph.edu/about/overview-of-uph.html>, 2014.3.29)

[インドネシア語]

Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi, (Hasil Pencarian Akreditasi Program Studi
(<http://ban-pt.kemdiknas.go.id/hasil-pencarian.php>)

Badan Penerbit Universitas Pancasila, “Sejarah Universitas Pancasila 2004”

Departemen Pendidikan Nasional, Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi,
“Direktori Hasil Akreditasi Program Studi Tahun 2006 Buku I Perguruan Tinggi Negeri”

Departemen Pendidikan Nasional, Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi,
“Direktori Hasil Akreditasi Program Studi Tahun 2006 Buku II Perguruan Tinggi Swasta”

Departemen Pendidikan Nasional Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, 2006,
“DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta di Indonesia”

Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, 2003, “Pendidikan Tinggi Indonesia Dalam
Lintasan Waktu dan Peristiwa”

Direktorat Perguruan Tinggi Swasta Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi Departemen
Pendidikan dan Kebudayaan, “DIREKTORI-Perguruan Tinggi Swasta Indonesia
1998/1999”

Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi
Koordinasi Perguruan Tinggi Swasta Wilayah III, “DIREKTORI 2012-Perguruan Tinggi
Swasta Kopertis Wilayah III Jakarta”

Kementerian Pendidikan Nasional, Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi,
“Direktori Hasil Akreditasi Program Studi Tahun 2010 Buku I -Buku X”

Kementerian Pendidikan Nasional, Direktorat Jenderal Pendidikan Tinggi, “Perspektif
Perguruan Tinggi di Indonesia Tahun 2009”

Kementerian Pendidikan Dan Kebudayaan Pusat Data dan Statistik Pendidikan 2012,
“Indonesia Educational Statistics in Brief 2011/2012”

Universitas Katolik Indonesia Atma Jaya, “Sejarah Universitas Katolik Indonesia Atma
Jaya”

(<http://www.atmajaya.ac.id/web/Info.aspx?gid=info-atma-jaya&cid=sejarah-atma-jaya>,
2014.3.26)

Universitas Nasional, “Selayang Pandang” (http://www.unas.ac.id/sejarah_unas,
2014.3.14)

Universitas Negeri Gorontalo, “Tentang” (<http://www.ung.ac.id/profil/about>, 2014.3.14)

Universitas Pendidikan Ganesha, “Sejarah Singkat”
(<http://undiksha.ac.id/id/tentang/sejarah-singkat/>, 2014.3.14)